

令和３年第３回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和３年９月１日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	１番 東郷 克己	２番 山崎 敦志
	３番 田中 陽介	４番 橋 俊明
	５番 坂口 重良	６番 岩井智恵子
	７番 津村 俊二	８番 矢野 隆行
	９番 長谷川崇朗	１１番 山本 剛
	１２番 鈴木 市朗	１３番 工藤 義明
	１４番 野並 享子	１５番 東郷 正明
	１６番 北村五十鈴	１７番 荒川 泰宏
	１８番 立入三千男	

不応招議員 １０番 稲垣 誠亮

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 不応招議員に同じ

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	栢木 進	副 市 長	川口 逸司
教 育 長	西村 健	政策調整部長	赤坂 悦男
政策調整部政策監 (病院整備担当)	馬野 明	市立野洲病院事務部長	市木 不二男
総 務 部 長	川端 美香	市 民 部 長	長尾 健治
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
都市建設部長	三上 忠宏	環境経済部長	武内 了恵
教 育 部 長	吉川 武克	政策調整部次長	川尻 康治
総 務 部 次 長	武内 佳代子	広報秘書課長	辻 昭典
総 務 課 長	井狩 勝		

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	田中 千晴	事 務 局 次 長	遠藤 総一郎
書 記	辻 義幸	書 記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議

午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（東郷克己君） （午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は17人であります。

遅参議員は第10番、稲垣誠亮議員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本日の説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、昨日と同様であり、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長（東郷克己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第3番、田中陽介議員、第4番、橋俊明議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（東郷克己君） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

コロナ対策の観点から、一般質問の答弁者にあつては、昨日と同様に随時入替えを行いますので、ご了承願います。詳細につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりです。

次に、一般質問の発言順位は昨日と同様、一般質問通告一覧表のとおりであります。

それでは、順次、発言を許します。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第5号、第6番、岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続きまして、第2問目から質問をさせていただきます。

第2項目め、新型コロナウイルス感染と生活困窮者対策について。ワクチン接種の拡大により、新型コロナウイルス感染に歯止めがかかるどころか、まだ感染が拡大、県内ではここ数日、ちょっと前になりますけれども、感染患者が連日200人超えという、本当に大変なことになっておりまして、収束の兆しが全く見えない状況であります。この1年半にわたる感染状況により、命と健康の問題は無論、生活や事業に大きな支障が出てきております。コロナウイルス感染症でお亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りするとともに、医療関係者の皆様の献身的な従事に対しまして、心から御礼を申し上げたいと思います。また、特に長引く消費の低迷や休暇要請などにより、生活困窮者の状態に追い込まれている人たちが増えており、状況も深刻になりつつあることが心配です。

そこで、新型コロナウイルス感染と生活困窮者対策について質問をさせていただきます。

第1問、新型コロナウイルス感染拡大と継続の影響による生活困窮の全般的状況について伺いをいたします。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、岩井議員のご質問に対してお答えをさせていただきます。

生活困窮相談の新規相談実人数につきましては、令和2年度が531人、うちコロナ関連が326人となっております。これは令和元年度における新規相談実人数270人、うちコロナ関連は6名でございますが、に比べ2倍の増加となっております。また、令和3年度4月から7月末の新規相談実人数は142名で、そのうちコロナ関連が71名となっております。これは前年同時期に比べ、前年同時期は201人で行ったので、ちょっと少し3割ほど減っている状況にはなっております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による相談内容といたしましては、休業や収入減少したことにより生活費が不足し、家賃や住宅ローン、税金等が支払えない、仕事が見つからない等であり、今まで平穩に暮らしておられた市民の方や事業者の方が生活困窮に陥ってしまう状況と認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ワクチン接種が後手に回る、あるいは報道ではまた新たなデルタ株も出てきていると、本当に期限が分からない、こんな不安な毎日でございますが、このコロナ禍に対しまして、困窮者の増加は予想されるところであります、生活に直接関

わってくる、命に関わってくる問題ですけれども、例えば罹患者の家族の対応、そして生活困窮者と認められるにはこういう条件の場合には期間がどうか、あるいはどういう要件を満たさないと認められないとか、そういう対応はどのようにされているのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 各種補助金とか支援金については、国のものは国の基準がありますし、市のものも市の一定の基準がございます。それは何種類もありますので、それぞれちょっとずつ違ってきて、基準が厳しいところはどうしても応募者が少ないという形になるのですが、ただ一人ひとりの困窮状況というのは当然千差万別でございます。AにはAを、BにはBをと、それぞれの処方箋みたいのがございます。それで、一旦は困窮者、自分が生活が苦しいなと思っていただける方は市民生活相談課のほうにできるだけ相談しに来ていただいて、その方の状況に応じた処方箋というか、対応、何でもかんでも解決できるとまでは言いませんが、できるだけその方に応じた補助金とか制度、就労に関する協力とか、そういうなんをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） コロナに直接罹患をされてないご家族というんですか、そういうところはまだいいんですけれども、私も、野洲ではありませんが、そういう家族がありましても、全く家族の者が一切出れない。もうお買物も行けないような状態の中で、やっぱりそういう困窮者、仕事も後々どうなるか分からんのですけど、そういうことを今言っておられるのはこの長いコロナ期のために生活がやっていけないという方の今は悩みですけど、私がちょっと聞きたいのはそういう急を要するとか、ちょっと問題的には外れているかもしれないけれども、そういう罹患されたようなご家族で、そして本人が1人おられたら家族中がもう2週間ほどは全然一步も出られないような状態が、束縛があるので、そういうときは、やはり、何か困窮者の中に入れてもらえないのか、そういう手助けの基準は。だって市役所に相談にも行けないでしょう、電話ぐらいはできたとしても。相談にも行けないようなこういうケースはあるのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 困窮者という縛りではないんですけれども、実際に言っておられるのはお買物にも行けない、必要な薬をもらいに行くこともできない、そういうことでございました。感染者の個人情報には当然保健所が持っておられます。保健所にお願

たしまして、昨年の秋から、野洲市としましては野洲市緊急時生活支援スキームというものを市民生活相談課が中心となってやっており、保健所さんのほうには罹患された方、またご家族の方に対して、もしお薬とか買物代行をさせていただきますということを伝えるようにしようと思っております。罹患された方につきましては、入院の代わりに自宅療養という形になりますので、一定の食料とかは支給されて、県のほうで今動いておられます。だから、最近の話によりますと、県のほうも手がいっぱいになってきて遅延ぎみということを知っており、野洲市のほうもその補助に2回ほど出動しております、支援のためにですね。

野洲市のほうを使っていたくのはどちらかといったら、濃厚接触者の方になると思いますが、実費を頂いてという、また薬の処方箋とか連絡を取っていただいてという形になっております。その方法としましては、保健所を経由する、または保健所から本人の家庭に連絡していますので、直接電話していただくという制度になってはいるんですが、現実には今、1件も申し込み等はございません。どういう形になっているのか、ちょっと私も分からない。罹患者の個人情報はいくまでも私どもが仕入れるわけにはいきませんので、あくまで本人の同意をもってする必要がありますので。ただ、市としては、それに対応できる受皿というか、システムは持っておるということでございます。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） それを聞いてちょっと安心したんですけども、私どもの知人の例では、やはりお買物も行けないので、PCR検査は家族は1人以外はマイナスいうの、何も陽性にはならなかったんだけど、夜中に、だからこっそりとコンビニに買いに行ったり、そういうことをしていたと言うて。万が一のとき、私も思ったけれども、また私もうつってもいかんし、なかなかこれは難しいなということを思いましたけれども、野洲市として万が一のときにもそういう制度としてはあるということですね。でも、そういう悩みの相談はないんですか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 悩みといいますと、コロナに感染してちょっと生活が困ったなという相談という観点でいきますと、生活困窮、要は失業とかの相談は多々ありますが、あまりそちらのほうの話はうちのほうは聞いていないです。ただそういうふうなものは体の具合と密接に関連しますので、どちらかという、保健所さんとか、そちらのほうになる

のではないかとと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ありがとうございます。

では、第2問目、これまで実施された主な事業とその実績について、改めてお伺いをいたします。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、最初に賃貸住宅の家賃手当である住居確保給付金につきましては、新規決定者が令和2年度は32世帯と、令和元年度の4世帯に比べ8倍と急増しております。令和3年4月から7月末の現在では3世帯となっております。

次に、就労支援事業につきましては、ハローワークと連携して実施しているやすワークを活用した就労支援を行い、実績といたしましては、令和2年度の就職決定者実人数は78名、令和3年4月から7月末が35名となっております。

また、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した5つの生活支援給付金の支給等を実施しました。実績といたしましては、子育て支援型が373世帯、お子さんは554人でございます。特例貸付け連携型が332世帯、住宅支援型が12世帯、学生応援型が233名、国民健康保険減免等連携型が202世帯となっております。これらの生活支援給付金の支給総額は4,072万700円となっております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ちょっと書き切れなかった、実態がつかみにくかったんですが、大変な数に上っております。今は、令和3年度は途中ですので、まだ実態としては浮かび上がってこないんですけども、そういった方に実施をされてきたということですね。これから引き続いて、そういうことではよろしくお願いいたしますと思います。

3問目ですが、今後必要となる対策についてお伺いします。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け収入減少した世帯に対し、社会福祉協議会が緊急小口資金等の特例貸付けを実施しておりますが、11月末で申請受付が終了となります。このため、困窮されている方への家計支援として、さらなる生活支援緊急給付金の支給が必要と考えております。

併せて、特例貸付けを借りられない方及び特例貸付けの償還が始まる方に対する家計相談支援等を関係機関と連携して行うなど、より一層の支援強化を図るとともに、働けない方等については、速やかに生活保護につなげるよう社会福祉課ときめ細かな連携を図ります。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 困窮者でもだんだんですけれども、生活保護認定まで行かれた方というのはどれぐらいになりますか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 生活保護、その具体的な数字はちょっと今把握しておりませんが、生活保護率というものがございまして、全人口に対する生活保護の割合というのがございます。令和2年4月は0.434%に対して、令和3年4月は0.448%と、やはり少し増えておられる状況ではございます。また、今年度7月は0.438%、ちょっと減っている感じで、分子が少ないので、ちょっと上下する形になりますが、生活保護の状況はこういう形になっております。

すみません。それと、先ほど相談対応につきましては、コロナの相談というのが3件ございまして、軽度認知症高齢者が濃厚接触者で1人自宅に残ったケースのご相談、新生児と陽性の母親が自宅療養したケース、一人親の家庭の高校生が陽性となり、母親と幼児が濃厚接触者で自宅待機となったケースについての相談がありました。先ほど申し上げてなかったもので、今申し上げておきます。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） そういった相談については、もう解決というのか、いい方向には向かっておられますか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 相談はもう済みということで報告を受けております。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 今後必要となる対策、これはコロナに限ったことですね。コロナ対策としての生活困窮者の対策ですね。ありがとうございます。

では、第4問、これらの対策の実現に関する見込み及び財源確保をよろしく願います。やはり、底がないわけではないので、財源確保も見据えた中での検討をお願いします。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） さらなる家計支援の対策といたしましては、今般の議会において提案しております補正予算において、令和３年度に特例貸付けの決定を受けた市民に対して、家計支援といたしまして、１世帯３万円の生活支援緊急給付金の支給を盛り込んでいるところでございます。

なお、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確保を活用し、財源確保に努めているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○６番（岩井智恵子君） ということは、そういった補助的なところ、交付金とかである程度賄えるということですね。財源がどんどんいくほど、まだそこまではいってなくて、交付金の中、いろんな対策の中でそれは賄えるという意味に取ってもいいですか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 今回の財源につきましては２２０世帯、６７０万ほどを見込んでおりますが、全てこの交付金の対象としておりまして、単費ということではございませんので、一応、この制度についての財源は確保されているものと考えております。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○６番（岩井智恵子君） ありがとうございました。

それでは、５問目へ参りたいと思います。

生活困窮の影響を最も受けやすいのは子どもたちであります。市内における子どもの状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 岩井議員の５問目の生活困窮児童生徒の状況についてお答えをいたします。

１学期の児童生徒の生活困窮面での目立った変化は今のところ見受けられておりません。

２学期につきましては、まだ始まったばかりですので、把握はできておりませんが。

ところで、学校教育における生活困窮を考える点で参考となるのが就学援助制度というのがございます。これは保護者の年収が生活保護基準の１．２倍までの児童生徒の学用品、給食、それから制服や校外学習、あるいは修学旅行など、その他の教育関係の費用を補助する制度でございます。本市の今年度の就学援助数は２５９世帯、３７１人で、これは全

児童生徒の 8.6% に当たります。この割合はここ数年、大きな変化は起きておりません。

なお、全国平均は 14.5% となっています。

一方で、福祉部局の市民生活相談課に生活福祉資金貸付制度というのがございます。この貸付け相談に来られた方が増えているということを聞いております。小中学生の保護者には就学援助のこの制度も併せて紹介をしていただいております。そして、この資金貸付けを利用された小中学生の保護者の数だけを捉えてみますと、平成 30 年度、令和元年度はゼロ件でした。しかし、昨年度、令和 2 年度は 15 件、今年度はまだ年度途中ですが、現時点で 29 件というふうになっております。こうしたことから、コロナ禍で何人もの子どもたちの家庭で生活困窮の影響が出ているものであるというふうに考えております。

なお、今、学校では全ての児童生徒に 1 人 1 台、コンピューター端末、タブレットを配布し、家庭でもこれを利用した学習ができるよう、順次、整備を進めているところでございます。そして、こうした困窮家庭へ今年度は通信費の補助や、それから接続機器の無償貸与などの支援も盛り込んでおります。今後も生活困窮はもとより、多様な生活課題を持つ子どもたちを誰一人取り残すこともなく、支援を進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6 番（岩井智恵子君） ありがとうございます。

生活困窮の影響を受けた子どもたち、これが割と数字的に見ますと、令和 3 年度はもうまだ 4 月から 7 月ですか、この中で 29 件、ぐっと伸びて、令和 2 年度は 15 件だったのに今はもう半年もせんうちに 29 件と、相当な伸びなんですけれども、やはりコロナがもちろん影響が出ているかと思うんですけれども、私も正直、4 歳半でお母さんを亡くしてからは生活保護で中学卒業までお世話になったわけなんですけれども、この寂しさとかお金のないつらさというのはよく分かっておりますので、なかなか、先生のせいじゃない、教育委員会のせいじゃないけれども、心の中までとか、どんなにつらいか、どんなに、生活があって、そこまで 1 人ずつ見るわけではないと思いますので、孤独なものなんですけれども、そういう子どもたちというのは昔と違って、今は透明化というのか、不透明ではないので、大分洗い出しというのか、中は分かっていると思うんですけれども、特にこういう野洲市立小中学校の教育通信ネットワークというのを整備されている、これは確かに表向きはいいんです。でも、生活困窮者だとか、そういう十分でない家というのはそういう

うことを一緒に手伝ってくれる家族とか、ともにというのがいないんですよ。ですから、そういう中にといいのかな、そういうなんはどうされていますか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） まだ持ち帰りは今、ぼちぼちと学校ごとにやり始めているところでございますけども、これにつきましては、担任とかＩＣＴの関係の詳しい職員がおりますので、そこら辺から支援を丁寧にしていくということを行ってまいります。

また、今言われました、学校にいてはなかなか目に見えないんですけども、例えば、それはお昼、弁当なんかがあった時代では非常に顕著にその困窮が見えたんですね。今はそういう意味では学校給食のおかげでそういう部分が、みんなが同じものを食べられるというふうに変わってきました。そうやって少しずつですが、支援の手を広げていくことによって、子どもたちの貧困からの脱却というのは進めていけたらというふうに思っております。

また、担任をはじめ、どの子の家庭がしんどいとか、ある程度把握はしております。家庭状況を把握しないと、子どもたちはそれを敏感に学校に反映をさせてきますので、一人ひとりの子どもの様子を見ながら声かけをしたり、いろんな支援につなげていくということはもちろん、これからも、もっとこれまで以上にやっていかなければいけないというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○６番（岩井智恵子君） ありがとうございます。

私も幼稚園のときに、昔はほら、母の日にはカーネーションをすとか、一緒にお遊戯を親子でする、あれが一番つらいんですね。だから、そういうなんが今はなくなった。運動会でも親子でご飯を食べたり、そういうこともほぼなくなったので、そんなに寂しい思いをしている人、そういうことに限ってはないと思うんですけどね。昔は本当、お弁当持ちやったし、そういう時代を、やっぱり切り抜けてきたので、そこらの子どもたちへのサポートというのか、それは限りなく、そしてまた先生方に大きなご負担にはなると思いますが、どこかでそういうアンテナ、目を向けてやってほしいなと、そういうことは常に思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

先ほども言いましたように、通信ネットワークの整備、これからまたおうちに持ち帰るということもありますので、そこらになってくるとまた差が出てくると思うんですね、困

窮者に限らず。やはり、もう共稼ぎで全くそういうことを見てももらえない親だとか関心のない親、私も6年、スクールガードやっていますが、毎日子どもたちを見ながら、やっぱり泣いて泣いて、どうもグループに入っていけない子がいたり、ちょっと傷がないかなとかという意味で、常に子どもたちに明るく声かけをしているんですけど、そういう中で少しでもそういうなんを見破っていきたいなとかいう目は持ちながら、だからそういうもので、本当に表面化しないのがこういうところで暮らしている子どもたちなんです。そこを教育委員会のほうでも、引き続き、しっかりとサポートしてやってほしいなと思います。

ありがとうございます。では、ちょっと早いですけど、これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（東郷克己君） 次に、通告第6号、第11番、山本剛議員。

○11番（山本 剛君） 皆さん、おはようございます。第11番、山本剛です。

今回は子ども虐待、特にネグレクトについて質問をさせていただきます。

今年8月、大津市で痛ましい事件が起こりました。6歳の子どもがその兄に殺されるという事件です。亡くなった子のご冥福をお祈りいたします。

さて、この事件をニュースで知ったとき、何とひどい兄かと驚き、そして悲しくなりました。しかし、取材が進められるうち、この事件の背景が徐々に明らかになってきました。まだ全容が分かったわけではないと思いますが、現時点で分かっている範囲でも、この兄が犯行をしてしまった要因が一定明らかになってきました。

8月20日配信のネットニュースでは以下のとおり記載がありました。1,000円を渡し、夜も帰らない母親、17歳少年、妹の世話つらかった、ついに妹、暴行死。大津市の無職少年が小学1年の妹、当時6歳に暴行して死亡させたとして、今月4日に逮捕された事件で、少年が妹の世話をするのがつらかったとの趣旨の供述をしていることが捜査関係者への取材で分かった。兄弟は別々の児童養護施設で育ち、4月から母親と3人で暮らし始めたが、母親は家を空けることが多く、滋賀県警は背景にネグレクト、育児放棄があると見て捜査、児童相談所はこうした状況を把握しておらず、県が兄相の対応を検証する。

また、8月14日配信の京都新聞ニュースには以下の記載がありました。少年の逮捕容疑は7月下旬から8月1日頃、自宅で妹を殴ったり、蹴ったりし、右副腎破裂や肋骨骨折などを負わせ、死亡させた疑い。県警のこれまでの調べに対し、少年は容疑を認め、妹の世話をするのがつらかった、妹からちょっかいを出され、かっとなったとの趣旨の供述をしているという。少年は1日、市内の公園で妹がジャングルジムで転落したと救助を求め、

事件が発覚した。

また、同日配信の京都新聞ニュースには以下のとおり記載がありました。大津市の近くで小学1年の妹を暴行し、死亡させたとして、兄の無職少年が傷害致死容疑で逮捕された事件で、兄弟の母親が13日、同市内で京都新聞社の取材に応じた。事件について、全て私が悪い、兄に妹の面倒を見させてしまった、私の責任だと思っているなどと述べ、親としての責任を初めて口にした。捜査関係者らによると、兄弟と母親は4月から同居をしていたが、母親は家を留守がちにしていたと言い、滋賀県警はネグレクト、育児放棄も背景にあると見て、3人の生活状況の解明を進めている。中略。母親は娘、妹の名前の書かれた植木鉢などが並ぶ自宅前で兄弟の名前を挙げながら、全部私が悪い、兄に妹の面倒を見させてしまったと話し、それをネグレクトと言うなら、そう、私の責任だと思っていると途切れ途切れに話した。捜査関係者らによると、母親は事件当時、家を留守がちで、事件が発覚した今月1日までの数日間は一度も家に帰らず、その間、兄弟は事実上、2人だけで暮らし、1日に1,000円ほどで生活することもあったという。

虐待死の背景にネグレクトがあったことが分かってきました。そして、前回の一般質問で私が尋ねたヤングケアラーの問題が絡み合っています。兄である少年は、先ほど紹介したニュースにあるように、妹の世話をするのがつらかったと供述しているといえます。ヤングケアラーが耐え切れず、妹を虐待死させるという不幸な事件であります。そして、今回の場合、ヤングケアラーとなってしまった背景にネグレクト、育児放棄があったこと、ネグレクトがなければ、今回の事件は起きなかったと思います。このような事件を二度と起こさないために、一層子ども虐待防止の取り組みを推進させる必要があると考えます。

さて、先日の議案勉強会で子ども虐待のことを尋ねました。子ども虐待の相談件数は令和2年度で466件とのことでした。令和元年度が537件だったので、減少しています。コロナ禍で保護者もストレスがたまり、件数が増えると思われますが、担当部署でも減った原因は解明できていないとのこと、相談件数は減ったが、実態はどうかは分からないとのことで、それは私も同感であります。466件のうち、ネグレクトは148件と、およそ全体の3分の1を占めています。

そこで、以下のことを質問いたします。

1点目、ネグレクト、育児放棄に関する認識を伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、山本議員の子どもの虐待についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ネグレクトにつきましては、親の養育力や健康状態、精神的な課題、子どもの発達課題、生活困窮など、様々な問題が絡む中で生じるもので、体重の増加不良や栄養失調、場合によっては子どもの命に関わるような身体的な影響や発達の遅れであったり、他人への共感や配慮ができなくなり、人間関係をうまく築けなくなるなど、子どもの心の成長にも大きな影響を与える重要な問題だというふうに認識をいたしております。このことから、子どもたちが安心して安全に暮らし、成長できるよう地域で見守ってくださる方々をはじめ、関係機関と連携を密にしながら、早期発見、早期対応、課題解決に向けて取り組んでいかなければならないと深く認識をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今お答えいただきましたけれども、本当に子どもの成長をはじめ、いろいろなマイナスの影響を与えるのがネグレクトであると、これは子ども虐待全てがそうなんですけれども、ネグレクトの場合、これは私、虐待の講座を受けたり、知り合いに子ども虐待の研究をしている研究者がいたり、あるいは児童養護施設、そこの勤務経験を経て研究者になった人、そういった、いわゆる専門家から話を聞いておりますと、後々までネグレクトを受けたといいますか、ネグレクトにされてしまった子どもが一番傷が深いと言うんですね。まあ言ったら、身体でありますとか、それは極端に言えば、一時で終わる場合もあるんですけれども、ネグレクトの場合、幼少期に放っておかれたということで、これ、後々まで、大人になっても心の傷が非常に深いということも言われていますし、また幼少期、いわゆる人格形成する時期に自分が必要のない存在というふうに認識をしてしまうんですね、放っておかれるわけですから。自分が大切な存在だと思えない、いわゆるその自己肯定感の部分が非常に弱くなってしまう、自己肯定感が育ちにくい、そういったままで大人になっていくというケースも多々あるというようなことも聞いております。

そういった意味でいいますと、ネグレクトの防止、あるいはネグレクトにされた子どもさん、あるいはそのネグレクトにしている保護者等の支援、その辺が、例えば一層重要になるのかなというふうに思いますけれども、その点について改めて伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 再質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃっていただきましたようにネグレクトにつきましては、幼少期に子どもの心、

それから体の発達に大きな影響を与えると、先ほども申しましたが、やはりこの成長によい体験というか、やはり小さいときの愛情であったりとかということが注がれることが非常に重要だと思っておりますし、それがないと子どもの好奇心とか学習意欲が低下するということも指摘されており、後々まで大きな影響を与える問題というふうに認識をいたしております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 非常によく理解、認識をしていただいているというふうに考えます。決してあってはならないネグレクトということなんですけれども、先ほども言いましたように、野洲市の場合でも、残念ながらネグレクトがかなりの数あります。相談件数のうち、およそ3分の1ということで、これ、全国調査で見ますと、子ども虐待の相談件数のうち、全国で見ますと、ネグレクトは大体15%というふうになっております。それでいいますと、野洲市はそれよりもかなり高いんですけれども、その辺りをもし分析されておられたら、教えていただきたらと思います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

今、議員のほうは全国15%という数字を言っていただきましたけれども、先日8月27日に、厚生労働省のほうから資料というか、昨年度の検証結果を公表されました。その中で言われているのが、野洲でネグレクト、そういうのはありますけれども、死亡に至った場合は身体的が6割で、ネグレクトが3割というような数字も出ておりますけれども、野洲の数字が多いというのは、やはりそういった身体的虐待だけではなくて、そういったネグレクトについてもすぐ関係機関が連携して、地域の方も含めて相談いただいている、そういう今までの取り組みの成果もあるのかな。特に野洲だけがネグレクトが多いということも考えにくいので、やはりそこは今までの取り組みの成果というふうに評価をいたしております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） ちょっと今の数字の部分でいうと食い違ったんですけど、私が見ましたのは、8月27日のネットの配信なんですけれども、2020年度の部分で、厚労省が全国の児相に対応件数を聞いて、その中でネグレクトが3万1,420件で約1

5％ということで、その点はちょっとずれがあるのはあれなんですけど、どちらにしても、ネグレクトが相当数あるというのは事実ですし、そういったことを私たちは重く受け止めるかなければならないというふうに考えております。

野洲市が多いのは、そのことに気づくような、まあ言うたら体制、あるいは問題意識、そういったものが高い表われかもしれないと、私もその辺りは思います。議案勉強会のときもお尋ねしたんですけれども、実数がどうかは分からないという、かなり慎重なお答えをしていただきまして、そのことに関して私は非常に評価をしております。いわゆる氷山の一角かもしれませんですよ。その氷山の下にもっと多くの虐待、あるいはネグレクトがあるかもしれないということで、そういった部分、気づく体制というのを今後、一層充実をさせていっていただきたいなというふうに思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

ネグレクトの発見、防止のために、関係機関等との連携はどのようにされているのか、伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

ネグレクトに限らず、支援等が必要な子どもの発見につきましては、市の健康推進課の保健師訪問や乳幼児健診時の観察、また学校や園での児童生徒の状況の観察、それから民生児童委員などが地域の方の見守りの中で異変が見受けられた場合については通報いただいて、対応をしています。

また、防止に関わる対策といたしましては、若年ですとかという、望まない妊娠ですとかいう、ハイリスク妊婦や健診未受診者に係る情報を母子保健部門と共有して対応しているほか、児童民生委員による子育て家庭訪問事業においてもリスク情報の収集や提供の協力をいただいています。

また、それ以外にも、先ほども申しましたネグレクトに限らず、児童虐待に関する理解を深め、早期発見、早期対応が可能となるように市民に対する啓発事業も推進しているところ です。

以上です。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 学校園、行政をはじめ、民生児童委員さんやその他、いろんな

団体機関と連携をされて、いわゆるそのリスク情報の共有もされていると、そのことで早期発見、早期防止に努めておられるということなんですから、児相との連携というのはどうなっているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 児相との連携ですけれども、児相とも定期的に情報交換を行っておりますし、今回のケースのように、他府県とか児相間で引き継がれたような案件についても、野洲市におられる場合については情報の連携がございます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 児相との連携も当然やっておられるということで、私は今、その児相のことを尋ねたのは、今回の場合、7月21日の未明に大津市内のコンビニでこの兄妹がいるのを大津署の署員の方が確認をされて、児相にネグレクトの疑いがあるということで連絡をされました。児相は母親と8月4日に面接をする予定は決めたんですけれども、兄妹には、この子どもたちには面談はしていなかったと。不幸にして、この妹が8月1日に死亡したということで、今回のはちょっと児相の対応に問題があったということは方々から言われていますし、そういったのでいいますと、児相の方にしっかりと問題を把握してもらうために、より日々のコンタクトといいですか、プロセスといいですか、それは大事になってくるのではないかなというふうに思います。

ちなみに、東京で子ども虐待防止に取り組んでおられるNPOでThink Kidsというのがあるんですけれども、そちらのほうで滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警に関係機関との連携強化を求める要望書を8月18日付で出しておられます。やっぱり、ここでも、まあ言ったら、東京のNPOが滋賀県のこの事件に対して要望書を出そうというぐらい、やはり注目もされている。その際、やっぱり子どもの命を守ることが本当に大事だということを分かって、こういう要望書を出されたのだというふうに私は考えております。政策監が言われたように、リスク情報の共有、早期発見、早期防止のために一層力も入れていただきたいというふうにお願いをしております。

それでは、最後の質問に移ります。

ネグレクトに対する支援はどのようにされているのか、伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、山本議員のご質問にお答えをさせていた

できます。

虐待に至った場合におきましては、家庭児童相談室を調整機関として、福祉・保健・医療・教育などの関係機関で構成します要保護児童対策地域協議会を中心に、随時、個別ケース検討会議を開催して、支援方法とか役割分担を決定し、例えば子育て支援が必要な家庭に養育支援訪問員が訪問し、子育てに関する助言や指導を行うなど、その家庭それぞれの課題解決に向け、支援を実施しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 支援もしっかりやっているとということなんですけれども、やはり私、先ほどの大津の児相のほうでもあったんですけれども、いわゆる養育をする側の保護者への支援、これは当然大事なんですけれども、ネグレクトをされている子どもへのアプローチでありますとかコンタクトでありますとか支援とか、そういったことも大事、大切だというふうに考えているんですけれども、その辺りのお考えを伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 再質問にお答えをさせていただきます。

当然、先ほども申しましたけれども、養育支援訪問員が、週に1回から月1回、程度によりますけれども、訪問する中で親御さんの支援と子どもさんのケア、それから家庭児童相談室におります相談員がそういったケースのご家庭には定期的に訪問し、子どもさんとも面談して、子どもさんのケアもしていますし、また学校や園でもそういったご家庭に対しての支援というか、子どもさんのケアというか、見守りをしているところです。

以上です。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） いわゆるネグレクトされている当事者、子どもさんへの支援といたしますか、先ほどもありましたように早期発見、早期防止に向けて、常にそれが見つけられるように、発見できるような体制、取り組みをされるということでもありますし、私はそのことが、やはり一番大切ではないかなというふうに考えております。本当に子ども虐待は昨年、過去最高の件数になったということもデータとして出ております。若干、これ、私も意外だったんですけれども、いわゆるコロナとの関連とは分析できないというような記述がありました。普通でしたら、このようなコロナ禍にありまして、いわゆるステイホームとなる中で大人もストレスがたまって、それがDVになったり、子ども虐待になった

りというふうになりやすいのかなというふうに思うんですけども、どうも要因はそうではないということで、少し意外な思いがしたんですけども、分析としてはそのようなものではなかったと。ただ件数としては過去最高というような非常に悲しいような数値になったということであります。

野洲市においても、先ほどの勉強会のことを少し話しましたがけれども、野洲市でも虐待の件数、野洲市は逆に件数は減っていると、ところが、やっぱり分析はできていないと。非常に難しい問題ではあるんですけども、やはりコロナ禍といえども、子どもの生命、人権というのは変わらず守られなければならないというふうに思いますし、子どもたちの生命や育ちをしっかりと守っていくのが私たち大人の役割ではないかなというふうに考えております。

子ども虐待はあってはならないことですが、早期発見、早期防止、今回、ネグレクトのことについてお尋ねしましたけれども、子ども虐待のない野洲市を目指して、皆様方と一緒に連携して、私も取り組んでまいりたいということをお話いたしましたして、私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。再開を午前１０時１０分といたします。

（午前 ９時５４分 休憩）

（午前１０時１０分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第７号、第４番、橋俊明議員。

○４番（橋 俊明君） 第４番、橋俊明でございます。

今回は３点にわたりまして、質問させていただきます。

まず１点目でございます。野洲駅南口周辺整備構想の一部見直しについてでございます。この整備構想の複合商業施設の整備方針として、ＡブロックとＣブロックにはにぎわいを創出し税収入を生み出す場として民間の力を活用した複合商業施設の機能を配置しますと明記されておりますが、民間業者がリスクを負担して事業をやってくれるわけではございませんということは言うまでもございません。市が貴重な市有地を提供した上に、図書館などの公共施設分に相当な負担を強いられることが十分想定されます。今回示されました見直し案について、５点にわたり質問いたします。

問１、もともとの構想は平成２４年７月から平成２５年６月にかけて市民代表や学識経験者で構成する野洲駅南口周辺整備構想検討委員会で議論されまして、また平成２５年１

0月から平成26年6月にかけて、大学との共同研究により、駅前のポテンシャルを最大限に生かせる機能の具体化や配置の検討がなされております。今回の見直しもまずは市民、学識経験者の意向、意見を聞くべきではないのか、市長にお伺いいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 議員の皆さん、改めまして、おはようございます。

橋議員の今回の見直しも、まず市民、学識経験者の意見を聞くべきではないかとのご質問に対し、ご回答申し上げます。

先般開催されました都市基盤整備特別委員会でもご説明したとおり、野洲駅南口周辺整備構想は市民や学識経験者で議論され、策定されました。議論の主な内容は、市民が求めるにぎわいの内容やテーマの検討、駅前に必要な機能についてです。今回の見直しは主に配置の変更であって、テーマや機能についてはそのまま尊重していきたいと考えておりますので、構想見直しに係る意見聴取は考えておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 多々説明がありました。8月17日の都市基盤整備委員会でも説明を受けたところでございますけども、今おっしゃいました。今回は配置の変更であるということで、それは要らない、市民の声を聞く場ではないでしょうということでございますけども、やっぱり配置の変更も大きな要素の変更でございますので、市民の意見を吸い上げて、中身の濃い内容となることが私は非常に大事ではないかなと思いますので、改めてお伺いをいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほども申し上げましたけども、配置の変更のみでございますので、中身については尊重していく所存でございます。よって、配置のことに关しまして、先ほど申し上げましたが、意見聴取は考えておりません。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 先ほども申し上げましたとおり、やっぱり配置の変更も、これは今回の整備構想の見直しの大きな要因でございますので、そういった点は市民の意見を聞くべきであるということを強く申し上げて、問2に移ります。

駐車施設につきましては、複合商業施設、病院、文化・スポーツ施設、それぞれに設定

するとありますが、駅前での土地利用を考えると効率的でないと考えますが、この案を採用した理由を尋ねます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 駐車施設をなぜ個々で整備することとしたのかというご質問にお答えいたします。

配置の見直し方針を示すに当たり、Bブロックの病院は利用者の利便性から原則同一敷地内に駐車場を設けることとしており、Aブロック及びCブロックで整備を予定する複合商業施設についても同様に敷地内で確保することとしたものでございます。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） このことに関しましては、野洲駅前の土地ではないんですけれども、よい条件を備えた土地であるということを考えますと、やっぱり容積率等を考えますと、今回の案につきましては、将来に不安が残るのではないかなということが私には強く思われます。検討を要すると考えますが、再度、考えを確認いたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 容積率等々を考えると、将来に負担が残るのではないかというご質問でございますが、そもそも今の現時点におきまして、病院は公、要するに公が整備いたします。Aブロックには民間の活力で整備しようとしているわけですから、現時点におきまして、駐車場を何がしかここでとかいうようなことは考えられないということで、先ほども申し上げましたとおり、それぞれのおおのの場所で駐車場の整備ということをするということで進めさせていただいております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ちょっと駐車場問題につきましては、問4も含めての中で問い直してみたいと思います。

次、問3でございますけれども、今回の構想で図書館分室どれくらいの機能を持たせる予定なのか、お伺いいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今回の構想で図書館分室にどれくらいの機能を持たせる予定なのかのご質問にお答えいたします。

図書館分室につきましては、現構想の交流・商業施設の整備検討の際にも議論されており、市の財政状況を考えますと、運営コスト的に北部合同庁舎にある野洲図書館分館のような規模の分室は難しいと考えております。しかし、当初の貸出し返却窓口の機能は必須とし、そのほか駅前という立地を生かし、事前に蔵書を検索して、通勤通学時に気軽に借りることができるような仕組みを導入するなど、市民が図書に触れ合える環境の整備を想定いたしております。

また、民間事業者が付加価値をつけて提案される可能性もあると考えております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○４番（橋 俊明君） 今の答弁につきましては、当然納得できるような内容だと思うんですけど、私がまだ都市建設部長時代に、湖南の土木協会の研修で新潟県の長岡市、アオーレ長岡というところへ行きました。そこにも図書館分室がございました。そこで、一番感心したのは、いわゆる図書館の分室でありながら、普通はそういったところで食事をするとか、ちょっとしたものを飲むということはあんまりされていないんですけども、そこはオープンカフェのような感じの図書室の分室でございました。だから、児童生徒、子どもたちが帰りに寄って、そこで勉強をしたり、お話をしているというような、いわゆる図書室とオープンカフェがミックスしたような施設でございましたので、これは一面では新しい取り組みではないかなと思いましたのでね。どうしても図書館ですと、食事は制限したり、飲食は制限したりする、そういうことで新しい発想の図書館の分室、基本的には私はA案のこの構想には一部反対でございますけど、もしされるようであれば、そういうことをお願いしておきたいなと思います。

次に、問４でございますけども、Aブロック、５，４００平米の土地に約１，０００平米ほどの市民広場と相当の駐車場を確保するとなると、複合商業施設の立地は面積的に非常に厳しくなりますので、民間業者にとっては大きな制約となるのではないか、その点をお伺いいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 市民広場や駐車場を整備すると商業施設の面積が厳しいのではないかというご質問でございますが、まずAブロックの敷地内で全てを整備するわけではなく、Cブロックも含めて７，４００平方メートルを想定いたしております。限られた面積ではありますが、駅前という魅力のある土地なので、市民広場の機能を含めた提案がある

と思います。民間事業者にとって面積的に厳しいのか、大きな制約になるのか、そういったこともサウンディングで確認してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ただいま答弁いただきました。民間の業者にとりまして、この商業施設の面積確保が、いわゆる進出するか否かということも含めまして、大きなポイントになると思います。例えば、有効的に土地を活用するとすると、先ほど申しました駐車場をまとめるなどして、面積確保を図っていったら、いわゆる業者としてもより広く面積が確保できますので、そういった点も踏まえて考えるべきではないかと思いますが、再度お伺いいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 橋議員の申されることはそのとおりだと思います。それもまずサウンディングをした上で市場調査をして、駅前という1つのポテンシャルというんですか、高い場でもありますので、郊外とか離れたところとはちょっと違うようなことも考えられますし、そういうことも踏まえて、今後サウンディング調査等々によりまして、検討していきたいなというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 昨日の鈴木議員や、いわゆる岩井議員もちょうど質問されておりましたが、Aブロックにつきましては、病院整備用地として、これは多額の負債がかかっている。まずはその償還の見込みはあるのかどうか、お伺いをさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 5点目の負債の償還の見込みについてお答え申し上げます。

駅前Aブロックについては、もともと民間事業用地であった土地を平成24年に買い取り、平成30年3月に病院事業用地として病院事業債を活用した上で駅前Bブロックと併せて購入した土地であります。病院事業債は鈴木議員の答弁で回答しましたように、10億7,300万円を5年据置きの30年間で借入れを行いました。償還の見込みについては順次返済していくこととなりますが、事業用地から転換時に駅前Aブロック分の土地取得に係る病院事業債の一括償還を検討いたしております。繰上償還の財源についてはAブロックの土地活用による償還を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○４番（橋 俊明君） 償還の見込みを立てて返還をしていくということではございましたけれども、やっぱりその見込みがきちとなった上でサウンディングや委託事業に取りかかるべきと考えますが、考えを問います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） この件につきましては、政策調整部長よりご回答させていただきます。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 償還の見通しとこの事業の進捗ということでのご質問でございますけれども、償還につきましては、今日までいろんな質問のときにもされているわけなんですけれども、現在、償還については県と協議をして、どのタイミングでどのような手法でということを協議させてもらっている最中でございます。Ａブロックの土地活用ということですので、現在予定しておりますのは、Ａブロックを民間活力にという話ですので、民間の提案のほうを買取り、あるいは借地等々のいろんなケースも考えられますので、その部分を財源として返す予定をしておるわけなんです、償還の時期自体、いわゆる病院事業債の償還の時期がいろんな手続上、どのような形でそのタイミングが来るかという時期のほうもまだございますので、一定の時期がある分につきましては、償還に充てるためのお金を別途積み立てるような形でできるだけ財源の確保を並行して考えるということにしております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○４番（橋 俊明君） とにかく先ほど申し上げましたとおり、きちっと、やっぱり見込みを立てて、お願いをしておきたいなと思います。

特にこの一部見直しの最後でございますけれども、プロセス、通常は、やっぱり８月１７日の都市基盤整備特別委員会で説明を受けました。普通はこの見直しについて、例えば都市基盤整備特別委員会に諮った上で、了解を取り付けた上で予算を計上するというのは、これは通常のパターンですね、普通は。ただ今回は、一方的に説明を受けるだけでやる。後ろに書いてある一部見直し、今度は案のままですので、その案が取れていないと私は思っています。だから、やっぱりそれなりのしかるべきところで了承するか否かを諮るべき

であると考えますが、それにつきましての考えを伺います。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 特別委員会での説明のほうとそこの了解というように質問ではおっしゃって、そこで了解を得た後に予算の計上というようにお話の質問の趣旨だったと思うんですが、私ども、特別委員会につきましても、それぞれに病院の整備の関係で、病院をBに持っていくためにはAをどうするのかと、そこを具体的にという決議もございまして、それに対しまして、特別委員会の中で構想の見直しを説明させていただき、今回、予算の分につきましては、いわゆるサウンディングの部分で必要な予算と、それとその先のパートナー事業者の選定に関わる募集要項の作成、そこの2つの支援ということで、田中議員の昨日のときにも言いましたけれども、それを3か月ぐらいですぐに決まるものではなく、かなりの時間をかけ、慎重にそこはやっていかんと駄目だということで、今のこの議会でお認めいただいて、十分な時間を取ってそこを検討したいということで、今回、補正のほうを上げさせていただいているということでございます。

したがいまして、一定、構想の一部見直しの部分につきましては特別委員会でご説明させていただき、それから、先ほどから繰り返しております予算の分については、両方サウンディングと、それからその先のことを今から並行して進める必要が時間的にもあるところから今回補正のほうを上げさせていただいております。そのような考え方でございます。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 一部見直しについて、これはどうも説明が不十分といたしますか、やはり事務を進めていくプロセスとしまして、この一部見直しがきちっとまだ議論されていない、いわゆる都市基盤整備特別委員会で約1時間20分議論をされました。質疑を受けられました。この見直しを、いわゆる了解するのかどうか、そのプロセスが決まっていないのに、もう進まれている。どうも最近の執行部はそれが多い。説明を受ける。しかし、いわゆる変更になれば、例えば条例のほうでもそうですね。条例の問題でも説明を受ける、しかし実際に決めるのはもう一つの事業になりますので、後でします。本来は逆やと。昨日の質問でも出ていましたが、逆なんですね。まずは方向性をきちっと定めた上で、まずは次のステップに進むべきや、これが常道のやり方でございますので、それが、いわゆる結論が出ていないというような状態で次に進んでしまう。これは、やはり事業を進めてい

く上で非常に問題があると私は受け止めておりますし、市民からもそういう意見を聞いております。それにつきまして、再度、説明を求めていますと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） るるご質問を受けておりますけども、そもそも論でいきますと、病院事業整備がBブロックで整備させていただくという方向性を示させていただきました。当初より私の申し上げてきたことというのは、Aブロックで120億かけて、当時の話ですけども、病院の整備することに反対した。Aブロック、すなわち駅前ロータリーのところではにぎわいを創出するもんやと、民間活力で整備すべきやということを訴えさせていただいて、それで進めさせていただいたという、1つ、私どものプロセスがあって、進めさせていただいているわけですから、その中で今まで積み上げてこられたいろんな市民の皆さんの結果というんですか、それは十分考慮した上で配置の一部見直しだけをさせていただくというのは、当然、Bブロックで決議でもいただきましたが、早く方向性を示せということでございましたので、市有地の中のBブロックで病院を整備させていただくとなったら、Aブロックではもう病院整備をしないということで言明させていただいておりますので、ABCの中での配置変換と一部見直しということで進めさせていただいている状況でございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 今の市長の答弁を聞いていますと、進めさせていただいているというのは、説明をして進めていただいている、しかし先ほどから申し上げておりますプロセスにおきまして、やっぱりその了解の取り付けていないということでございますので、その点はまずは手続をきちっとすることが先決だと考えますが、再度、お願いいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 何度もお話を申し上げますけども、病院整備がまず第一、早くしろと、老朽化した病院を今の病院ではもたない、早くしてくれという市民の声、議会の声を反映した中で一日でも早く整備するために急いで物事を進めておるというのは現実でございます。当然、Aブロック、にぎわいを創出するものの誘致に関しましても、一日も早く進めよという決議もいただいておりますので、その旨、ご理解いただいた上で進めさせていただいているものというふうに思っております。その中で進めさせていただいている

ということでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） やっぱり、市長の思いは分かります。私も一日も早く整備、前もお答え申し上げましたけども、やはり一番大事なのはプロセスでございますので、そこら辺をきちっとまずは諮るべきであるということを強く申し上げて、次の病院の整備ということをおっしゃられますので、続いて、ナンバー2の野洲市民病院整備基本計画についてお伺いをいたします。

野洲市民病院整備基本計画等策定支援業務委託の契約の相手方となる候補者を選定するために、8月12日に公募型プロポーザル審査のプレゼンテーションが行われました。私も傍聴いたしましたが、特に感じたのは経費節減が優先で、病院に求められる医療体制などが大丈夫かという不安でございました。今回の審査は、業者のプレゼンテーションの提案内容よりも病院整備を進める、パートナーを選ぶ審査だとのことでしたが、大いに不安が募る内容であったと私は強く感じたところでございます。今回のプロポーザルには1者だけの参加で、競争が全く働かないということになります。問1、そこで市長に1者だけの参加で競争が全く働かないことになることについてお尋ねをいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の野洲病院整備事業基本計画についてのうち、1点目の1者参加で競争が働かないことについてのご質問にお答えいたします。

今回野洲市民病院整備基本計画等策定支援業務委託については、公募型プロポーザル方式で選定業者を決定することは6月30日の議会全員協議会で説明し、7月5日に公告いたしました。公募期間を7月28日まで設け、結果として1企業体のみの参加でございましたが、当事業委託に関心を持たれ、問い合わせの電話や質問書の送付は複数ございました。また、当初は参加表明されておりましたが、直前に辞退された事業者もございました。審査をする上で複数の事業者が参加してほしかった思いもございますが、本市のプロポーザル方式の実施に関するガイドラインなどに従い、公開によるプレゼンテーション審査を含め、適正に審査を行ったものと認識しております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 公募型プロポーザルということで1者だけでございましたけども、これも、やっぱり複数の参加となれば、これはあらゆる面でこれは比較ができますので、

より精度の高い業務になるのではないかなということは一目瞭然でございます。そういった点を考えると、1 者だけの随契は、本来は好ましくないと考えますが、再度お伺いいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 複数参加があれば、より精度が上がるのではないか、1 者だけの契約ではというようなご質問でございますが、先ほども申し上げましたけども、本市のプロポーザル方式の実施に関するガイドラインなどに従い、1 者でも、1 者でもと言うたら失礼な話なんですけども、複数であれ、1 者であれ、そのガイドラインに従って、審査をさせていただいたと、その結果でございますので、私はこれで適正に選定させていただいたという認識であります。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4 番（橋 俊明君） プロポーザルのそういう取決めがございましたので、これはもう一面では致し方ないと思うんですけども、先ほど申しました、より精度の高い業務を進めていく上では、やっぱり本来は複数者であるのが理想的であったというふうに受け止めております。

問2になりますけども、部長級による評点も200点満点の127点で、基準点の120点を僅かにしか上回っていない状況でございました。この評価の127点をどのように受け止めておられるのか、市長にお尋ねをいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 評価点の受け止めについてのご回答を申し上げます。

1 点目のご質問に対しての答弁と重複することになりますが、今回の業者選定については、本市のプロポーザル方式の実施に関するガイドラインなどに従い、最低基準点を設置した上で審査し、基準点を上回った事業者と8月31日付で契約を締結したことは、そのガイドラインなどに添い、適正なものと認識いたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4 番（橋 俊明君） 127点というのが非常に心に引っかかる点数なんです。これが競争入札の結果、全て評点されて、127点で落札されましたというのは分かるんですけど、1 者で127点、これはどうも心の中に引っかかっておりますので、やはりこれが

ほかの業務であれば、いろんなところで影響は出てくるとは思いますけども、病院のパートナーを選ぶ審査でございますので、私は、やっぱりパートナーを選ぶということがあんまり好きじゃないんですね。やはり、病院でございますので、本来のパートナーは業者ではなしに、市民なり患者であるというふうには思っておりますけどね。この点、数字につきましては、ある程度、もう決まっておりますので、次の質問に移っていきます。

問3でございます。

医療従事者や患者の動線計画が触れられていないが、病院基本設計の要点と考えるが、そのことについてお尋ねをいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 医療従事者や患者の動線計画についてのご質問にお答えいたします。

8月18日に資料配付しました選定業者の企画提案書について質問事項について触れていないとの質問ですが、事務局において動線計画に係るテーマの選定をしております。当然、橋議員のお考えのとおり、医療従事者及び患者の動線検討は設計する上で最も重要な項目の1つと考えておりますが、それらについては、今後基本計画の策定の中でこれまでの資料等を活用した上で、医療従事者等にヒアリングを行いながら、よりよい動線計画を策定したいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 今、答弁をいただきました。基本設計の動線計画につきましては、基本設計の中できちっと詰めていると、それは当然でございますので、そのように強くお願いをしておきます。

次に、問4に移っていきます。

今回のプレゼンテーションの中で免震構造から耐震構造に変更されているが、病院にはより安全性が求められております。これには当然、経費節減よりも優先して求められるものでありますが、市長の見解を求めます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） プレゼンテーション審査における耐震構造の提案についてのご質問にお答えいたします。

あくまでプレゼンテーション審査の企画提案書については、こちらが示したテーマに関

していくつかの選択肢を提案されただけであり、免震構造から耐震構造へ変更する提案内容をそのまま酌み取って行うことは決めておりません。橋議員のお考えのとおり、安全性を確保することは大事であり、それを担保できない中での経費削減は考えておりません。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○４番（橋 俊明君） ただいま市長から答弁をいただきました。当然、経費節減よりも優先して安全性を求めているという答弁でございました。まさしく、そのとおりでございますので、そのような実行をよろしく願いしておきたいと思います。

続いて、問５でございますけども、駐車場計画では比較、検討の結果では自走式立体駐車場がこれは有力でございますが、狭い敷地での整備となり、縦断勾配や対面交通など、高齢者や患者にとって不安な要素が多いことから安心して運転ができないのではないかと。したがって、余裕を持った駐車施設にすべきと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 駐車場計画についてのご質問にお答えいたします。

先ほどのご質問でもお答えしましたように、あくまでプレゼンテーション審査の企画提案書については、こちらが示したテーマに沿った提案があったものでございます。したがって、駐車場の整備計画につきましても、現時点では駅前Ｂブロックの中で整備する方向性は定めただけであり、自走式立体駐車場が有力などと決めたことはございません。また、前計画では、道路挟んだ駅前Ｂブロックを立体駐車場として駅前Ａブロックの本体と敷地には常時停車できる駐車スペースが３台程度と限定されておりました。今回の駅前Ｂブロックの整備では場内に多くの駐車スペースを設け、病院入り口とは至近距離にすることで、雨天時などでも安心して利用できる駐車場整備ができるよう、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○４番（橋 俊明君） まず、私が有力と申し上げましたけども、この実現を支援しますという業者からテーマに基づく駐車場の確保についての提案、これを見ていると、評価、一番最終のページでございますけど、４ページ、この評価でリニューアルをされている、これはあくまでも評価でございますけど。だから、この時点で二重丸をつけておられるということで、自走式立体駐車場が有力ではないかということを申し上げましたので、その

点について再度お伺いをいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 業者の企画提案書の中に二重丸があると、自走式立体駐車場に二重丸がしてあるので有力ではないかという、そういう受け止め方をしたということでございますが、先ほども申し上げましたが、今のところ、自走式立体駐車場が有力になると決定してはおりませんので、今後、様々なことを考えた上で検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 特に駐車場問題につきましては、様々な課題が多うございますので、よろしくお願いをしておきたいなと思っております。

これも先般、質問が出されましたけども、この提案書で黒塗りの箇所が非常に多いということで非常に分かりにくいという人もございました。これにつきまして、なぜ黒塗りが多いのか、これについてお伺いをいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 企画提案書の黒塗りされた箇所についてのご質問にお答えいたします。

岩井議員の質問においてもご回答いたしましたが、議会全員協議会で配付いたしました選定業者の企画提案書の写しに黒塗りをした箇所については、同業務委託に係る公募型プロポーザル実施要綱に基づき、提案者の実施病院面、実績図面並びに業者が保有するノウハウ等を選定業者との協議の上で非公開としたものです。さらに、その黒塗りの箇所については、野洲市情報公開条例に照らしても非公開とすべき情報でございます。

以上でお答えいたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 非公開にすべきだという判断の下に非公開とされたということでございますけども、ここで再質をしたいと思うんですけども、先日の補助金のプレゼンテーションには、説明を聞いていましたら、事前に資料を配布したとの説明がなされておりましたが、この資料がそのときに配布されていたのかどうか、これは政策監にお尋ねをいたします。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

事前に配布していたかどうかということで、事前に配布した資料については、当然、黒塗りはしておりません。そういった資料を事前には配布をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 私は黒塗りをされたかどうかということを確認しようと思ったんですけども、今、答弁をいただきました。既にこのときには当然、いろんな検討をされる上で黒塗りはなしで当然、検討されたというような内容でございましたので、そのとおり受け止めさせていただきます。

そのほか、いろんな課題も多うございました。特にいろんな経費の節減が目立ってございましたけども、こういったものにつきましても、今後は基本設計が組まれていく中でそういったものが明らかになってくると思いますので、そういった中で明らかにしていただきたいなと思います。

それでは、3番目の野洲市交通安全プログラムにつきまして、お尋ねをいたします。

今年も千葉県八街市で通学路の事故が発生をいたしました。あのときは飲酒運転ということが報道されました。論外でございますけども、ああいった痛ましい事故、また昨年においては、大津市の湖岸道路においても同様な事故が発生をいたしました。さらに遡れば、京都府の亀岡市でも通学路に車が突っ込むというような重大事故が発生をいたしておりますけども、やはり今、通学路対策につきましては、大きな問題だと全国的にも受け止めていただいております。

その証拠に、こういった事故が発生するたびに政府から徹底した調査を実施しなさいということをおっしゃっていますけど、なかなか事故が減らない。先ほど申しました八街市につきましては40キロの通行規制が30キロになったということでございますので、そういった交通安全対策も、手段も様々なところで検討すべきだと考えております。

そこで、市の通学路安全対策につきましては、野洲市通学路交通安全プログラムにより、プログラムにおけるPDCAサイクルに基づき、安全対策が進められております。令和元年度及び2年度において、整備された箇所数と整備額をお尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 橋議員の通学路交通安全プログラムについてのご質問の1点目、令和元年度と令和2年度の整備箇所数及び整備金額につきましてのご質問にお答

えをいたします。

まず、令和元年度でございますが、市におきましては、グリーンベルトや歩道整備等、10か所におきまして安全対策を行い、その整備額は約2,090万円で行いました。滋賀県では県道近江八幡守山線の高木地先におきまして、まず300メートルの歩道整備をいただき、その整備額は約7,380万円で行いました。

次に、令和2年度でございますが、市では歩道整備や交差点でのガードパイプの設置等5か所におきまして安全対策を行い、その整備額は約490万円で行いました。滋賀県では令和元年度から引き続き、県道近江八幡守山線の残る523メートルの歩道整備のほか、交差点でのガードパイプや車止めポストの設置など5か所において安全対策をいただきまして、その整備額は約1億270万円で行いました。また、国におきましては、国道8号において3か所の交差点でガードパイプや車止めポストの設置をされ、その整備額は約260万円で行いました。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 答弁をいただきました。特に、整備箇所につきましては、県道近江八幡守山線、いわゆる高木地先の歩道整備、これにつきましては、長年大きな課題でございましたので、整備をしていただきました。本当にきれいになりましたし、いわゆるこれを発効された。やはり、大きな成果だと思っておりますので、今後も引き続きよろしくをお願いをしたいと思います。

国道につきましても、ポストとか、整備でございますけども、国道の整備の中で大きな事業費は分かりますか。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） すみません。大きな事業費とおっしゃいますのは、例えば。

○4番（橋 俊明君） 例えば、事業費のここを改良した国道のところは、これに多額の経費が支出されたというようなところで、大きなところは分かりますかということ。

○都市建設部長（三上忠宏君） 今の3か所の中でということよろしいでしょうか。

○4番（橋 俊明君） はい。

○都市建設部長（三上忠宏君） 失礼しました。国道のほうで国道事務所のほうで国道8号の交差点3か所整備をいただきました。その中で一番大きなのが、三上の交差点のほう

でガードパイプ１５．２メートルと１．９メートルの整備をいただいたんですが、こちらのほうの費用が１８８万８，０００円というふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○４番（橋 俊明君） 私も篠原学区の中ですけども、大体交差点なりの要望などを聞いて、現場を確認させていただいているんですけども、特に、やはり国道８号の交差点が非常に危険であるというような要望を聞いております。特に大篠原につきましては、この間の関係のストップもございますし、特に信号のところで待避をされる、待っている、そこへもし何か突っ込んでこられますと大きな被害が出ます。今後はそういったものにつきましても、調査を重ねまして、再び要望していきたいなと思っております。

それでは、問２でございますけども、令和３年度予算において整備予定箇所数と整備予定額を伺います。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 令和３年度の予算におきます整備予定でございますが、市ではガードパイプやグリーンベルトの整備等につきまして９か所での整備を予定しておりまして、予算につきましては、約８３０万円の予算措置をしているところでございます。

また、今年度、国道、県道におけます通学路の安全対策に関する整備予定箇所と整備予定金額でございますが、それぞれ所管されます滋賀国道事務所及び南部土木事務所に確認をいたしましたところ、野洲市の通学路交通安全プログラムに記載された箇所から市、それからそれぞれの道路管理者及び地元警察署と協議した上で、緊急性の高い箇所から実施されるということでございまして、現時点では整備予定箇所数と整備予定金額につきましては、未確定であるというふうに回答をいただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○４番（橋 俊明君） 答弁をいただきました。

問３に移りますけども、実施箇所の決定に当たっては学区等の地域的バランスが考慮されているのか、お伺いいたします。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、実施箇所の決定に当たって、地域バランスが考慮されているのかという質問については、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、実施箇所の決定に至るまでの流れをちょっと整理させていただきます。まず、事務局、これは学校教育課が所管しておりまして、ここで例年８月頃に未整備箇所及び各学区からの新たな要望箇所を含めて危険箇所の整理をしております。１０月頃、通学路交通安全対策推進員、これは県の土木事務所とか、あるいは警察署など、関係機関が、地域の方もそうですし、学校からも参加されている組織でございますが、この推進委員によりまして、現地の合同点検を行います。このとき、数が多いものですから、あらかじめ小学校区ごとに２か所から４か所程度、事務局が点検箇所を抽出いたしまして、委員の皆さんにご確認をいただきます。そして、点検時にいただいたご意見を踏まえまして、事務局が整備箇所を最終的に絞り込んで、市の関係各課で情報を共有し、決定しているのが現状でございます。必ずしも地域のバランスを考慮したものにはなっていないかも知れませんが、今のところ、こうした流れになってございます。

実は本年７月９日にこの推進委員会を開催いたしましたところ、委員から整備箇所の決定に至るプロセスが分かりにくい、不透明ではないか、透明性がないのではないかというご指摘をいただいております。事務局といたしましては、こうしたご意見を踏まえまして、透明性、あるいは公平性、公正性を確保した流れ、仕組みづくりを構築できるよう検討を始めたところでございます。

なお、本年度は既に業務が進んでおりますので、令和４年度には改善した方法での整備箇所の選定という流れをつくっていきたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○４番（橋 俊明君） 私がこの質問をさせていただくという要因になったのは、先ほどおっしゃいました小学区ごとに２、３か所、候補を絞り込んで、そしてトータルをして現場を確認するということでしたけれども、その２、３か所というのが非常に頭に残っておりましたので、先般の会派の勉強会でもお尋ねをさせていただきました。決してそうではございません。決まったわけではない。そこが候補者の１つですので、そこを絞り込んで、現場点検をして決めていくということでした。

今、教育部長から答弁をいただきましたけど、１つの提案があった。いわゆる少しこの候補の整備箇所の決定について、ちょっと不透明があるのではないか。透明性、公正性、公平性、ここら辺を絞り込んだ上で、これから絞り込みにより公平性を求めていくというような答弁でございましたけれども、私もこれをあるところから聞きました。

これは非常に難しい課題である。子どもを抱える親にとっては、これはどうしても自分
ところが一番危ないと思いますので、これは非常に危険である。だから、そういったと
ころで何をどう求めたらいいのか。これは私はまだ頭の中で考えているんですけども、例え
ば危険度指数なりの数量化を、これはただ概算でございまして、例えば道路構造令、
これに基づく歩道があるの、ないの、それによって点数をつけていく。例えば、規制速度
30キロか40キロかということもございまして、それと通学の時間帯、私も地元、大篠
原に住んでおりますけれども、どうしても村田製作所がある関係で、朝はどちらというど
ろでございまして、あまり飛ばさない。ところが、帰りの時間帯になりますと、やっぱ
りすいていまして、非常に飛ばすというのも考えられますし、国道から新幹線の手前へ
行きますと駐在所があつて、大きく曲がりますカーブがございまして、あそこは非常
に実は危険なんで飛ばす。そういったものを何とか数量化をして、透明性なり、公平性
なり、公正性を確保できる方法はないかなという、言葉でしかまだ頭を整理していま
せんので、今後、そういったことも含めて、やはり危険な箇所を一日も早く整備して、
児童の安全を図っていくということが一番肝心でございまして、そういうことを強く
お願いをいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（東郷克己君） 次に、通告第8号、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二でございまして。

今回は2項目にわたって質問させていただきます。

今日は防災の日であります。自分の命は自分で守る、また地域住民の命は地域で
守ると、そういう観点からも、今日はハード面ですけども、しっかりまた取り組んで
いただけるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

まず1点目ですけども、地域気象防災支援のための気象庁等による取り組みにつ
いて伺います。

1点目、気象庁では地域防災支援の取り組みを推進しております。地域交流人材配
置による担当チームを气象台にて編成し、担当地域を固定することにより各市町村
固有の課題への対応を含め、市町村に寄り添い、担当者同士の緊密な連携関係を
構築するとされております。具体的な取り組みとして平常時には気象防災ワー
クショップなどの開催や防災気象情報の地域ごとの活用についての共有などが
行われ、災害時には早い段階からの記者会見などを実施し、住民に見通しを伝
えるとともにホットラインによる首長への助言なども行うとされていま
す。我が市と地元气象台との連携状況について伺います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、津村議員のご質問にお答えさせていただきます。

彦根地方気象台とは毎年2回程度、首長訪問として市長と彦根地方気象台長との間で懇談の機会を持っておるところでございます。その時点で相互に緊急連絡先を交換するなど、ホットラインを築いており、警報発令時等におきましては、連絡を相互に密に取りながら災害対策に備えております。

また、今年度からインターネットを通じた気象防災ワークショップが開催され、参加もいたしております。その内容は、大雨災害等の緊急時対応に必要な知識やスキル及び実践力を養うものであり、警戒レベルを付した避難情報等を効果的に発令することで地域住民の避難勧告につなげることを目的としております。

さらに、大雨災害等においてインターネットを通じた気象台からの説明会により、彦根気象台の防災気象官から直接、状況の説明やアドバイス等をいただき、地域防災に役立てているところがございます。今後とも、彦根気象台との連携を密にしていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。本当にSNSで非常に頻繁にというか、そういう災害時、また大雨等のときによくそういう情報が入ってきております。この情報を、やっぱり入手するのには当然、SNS、スマホとか、そういう入手できる体制というか、そういう市民の方が当然多ければ多いほどいいんですけども、通告していないんですけども、大体、もしその登録状況とか、また登録を促す、広報でもよくQRコードを載せたりしてやっていると思うんですけども、今、大体そういう状況が現在分かれば、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 前回、8月の半ばに大雨警報になったときの状況を具体的な例としてご説明させていただきますと、当然、メール等の発信は何回か行わせているとともに、防災無線につきましても地域限定で、あのときは土砂災害ですので、地域を一定限定して、関係のない人まで言うとかえって混乱を招きますので、4回ほど流して、多分、最近のご自宅の場合は非常に丈夫に造られておりますので、聞こえない方も当然想定されます。もちろんメールも流しているんですが、メールの装備がないお宅もいらっしゃる

すので、車両による広報を3回程度行って、それとは別に自治会長さんにも連絡をして、避難できる方について周知している状況でございます。

具体的な人数、ちょっとうろ覚えで正確ではないんですが、5,000か6,000ぐらいだと思っております。また、担当者が来たら、また申し上げますが、大体そんなものの数字かと思っております。

今後といたしましては、こういう経験を生かしながら、それでも完全に上手にいったという思いは持っておりません。今から考えたら、もう少し早く、結果論からいくと、避難について周知したらいいのではないかと。基本的に避難というのは夜中に避難してもらったら困りますので、夕方するんですが、その時点の气象台とのやり取りとあとは想定天気予報と雨量の各含水量のやつ、データが県のほうにあります。あれを見比べて一応決めるんですが、正直言って、今回想定以上の雨量が降ったのは事実でございますので、結果論からいくと、昼からして夕方まで一生懸命何回か広報したんですけど、結果として10数人ぐらいしか退避されていませんでしたので、もっとそこはすべきだったんじゃないかなという思いは一方で持っております。

結果として、幸いなことに皆さん何も、無事でしたが、今後もそういう経験を生かして、3回も4回も一応メールを流したりとか、放送を流したりしているんですが、これ以上もっとまた自治会長さんに協力を求めるとか、いろんな方法で対応していきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。やっぱり、この準備が非常に、避難訓練というか、避難をする準備が大雨の場合とか、そういう情報が入手できたら、することが可能なんですけど、地震と違って、そういうのは、やっぱり想定されることが予想されますから、しっかりまた、登録者数のほうもまた増えていけるようにぜひお願いをしておきたいと思います。

次に、防災気象情報の受け手であるこの市町村にも、気象災害情報の専門家を育成していくことが大切であると思います。内閣府消防庁等においては、地方公共団体の防災業務を担当する職員を対象とした研修や訓練を定期的実施しております。これらの研修等において、最新の気象行政への動向や防災気象情報の実践的な活用方法等についても情報提供しております。このような研修や訓練についての我が市の参加状況について伺います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、津村議員のご質問にお答えさせていただきます。

近年の予測が難しい気象状況にあつて、防災担当職員が防災気象情報を正しく理解し、情報発信等を的確に行うことが望まれ、スキルアップを目的とした研修や訓練は欠かすことができないものと考えております。コロナの状況にあつて、内閣府や消防庁、滋賀県が主催する研修や訓練もインターネットを通じた形式が増えており、本市としても各種研修会に積極的かつ継続的に参加しているところでございます。

研修内容につきましては、法律の改正とか各種システムの操作方法等になりますが、具体的に申し上げますと、本年度に関して申し上げますと、4月22日に災害対策基本法の改正のウェブの説明会がございまして、これらには3名参加しております。

5月24日には滋賀県の防災情報システムの研修会、これもウェブで1人参加しております。

6月18日には滋賀県市町職員防災基本研修、新しく危機管理課に配属された職員を対象に、具体的な基礎知識、例えば気象台からの防災気象情報とか災害対応の基礎知識とか等の研修、これは県庁のほうで行われ、1人参加しております。

6月29日には物資調達システム訓練ということで、ウェブで3名参加しております。

7月28日には気象台のワークショップということで、これは一定の想定のスミュレーション訓練みたいなものでございますが、ウェブで1人参加しております。このように、機会のあるたびに参加している状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 本当にウェブ会議というのが多くなってくると思うんですけど、今日もデジタル庁が発足して、ますますそういうウェブ会議を利用して、上手に工夫して使って、しっかりまた研修等も行っていきたいと思います。

次に、平成29年度に地方公共団体の防災の現場で即戦力となる気象防災の専門家を育成することを目的とした気象防災アドバイザー育成研修を実施して、昨年10月、公明党山口代表の参議院代表質問により、気象防災アドバイザーに気象台のOB、OGを任命するとの答弁が赤羽国土交通大臣より示されたことにより、大きく拡大されました。現在、全国で84名が委嘱されております。現在、全国10自治体でこの気象防防災アドバイザーが活躍しているとのことですが、我が市における気象防災アドバイザー活用の検討状況

について伺います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、3番目のご質問にお答えをさせていただきます。

彦根气象台に問い合わせをしたところ、現在、気象防災アドバイザーとして活動されている方は、主として大都市圏のほうを中心に活動され、滋賀県内で実績はございませんとの回答でございました。

これに代わるものといたしまして、気象庁によるインターネットを通じた説明会等が頻繁に開催されております。具体的に言いますと、今回の説明会は既に7月から8月にかけて5回、要は緊急の災害の、要は線状降雨帯とかが発生しそうな場合とか、事前に連絡を受けて急遽開かれる場合というので開催しており、それには危機管理は当然のこととして、土木班とか福祉班とか消防とかも含めて、そこで情報共有をしております。これには当然、滋賀県防災危機管理局とか関係機関等も参加しており、連携を密にして、必要な情報共有をして、災害の対応しているところでございます。

以上のような状況から、現時点では気象防災アドバイザーの活用については、現在のところ考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○7番（津村俊二君） 情報収集が遅れて、逃げ遅れて、そういう災害に遭われるという方がなくなるように、しっかりまたそういうアドバイザーのことも、今後また検討していただければと思います。

次に、令和3年第1回定例会にて一般質問しました防災及び災害対応についての項目において、新川、童子川の台風、大雨洪水時の対応と対策について、合流部が滞水、越水となって、農作物への被害や集落内への住居への浸水などが毎年のように発生しています。水門でなくて、樋門ですね。樋門の調整、新川の除じん機ポンプ施設の管理について伺いました折に、今年4月に水位計を映すカメラが設置されました。先月の13日、14日は大変な大雨になりました。私も現地へ出向いて、現場を自治会の方々と状況を確認させていただきました。このカメラは新川側のほうを映すばかりで、童子川は遠隔操作でしょうか、私が約2時間、その場で観察していましたが、1回だけくるとカメラが動いて、童子川を映しました。それも数秒だけしか映しておりません。これでは本来の目的が達成できません。今後の対応を伺います。

また、穴田川の合流部についても同様な事態が発生しております。こちらはカメラも設

置されていません。水位計は穴田川には設置されておりますが、樋門を閉じるタイミングがはっきり定まっていないと地元自治会の方がおっしゃっていました。統一してほしいとお声もありました。このことについても併せて伺います。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、童子川、新川の交流部、それと日野川、穴田川の合流部のここの対応についてのご質問にお答えをいたします。

今おっしゃっていただきましたように第1回定例会でもご質問いただきました。そのときにもお答えをいたしましたが、この合流部に設置されております内水排除施設につきましては、夜間や新川の降水状況での確認操作は危険が伴い、地元の方の負担の軽減が必要であるということは、私ども市並びに県のほうも認識をさせていただいているところでございます。

このことから、滋賀県におきまして、新川と童子川の水位が確認できるよう、今おっしゃっていただきましたように河川カメラの設置をいただきまして、平常時は新川を10分ごとに撮影をしております。そして、大雨等で童子川の水位観測所というのが、一本橋観測所というのがございますけれども、こちらのほうで水位が60センチ以上上昇した場合、この場合には新川と合流地点の童子川にございます量水表画面、これを併せた2画面で情報が提供されているところでございます。

今年の6月30日には地元負担が軽減されるように、滋賀県と市、そして地元の方とで協議を行っておりまして、その中で地元の方からのご要望にお応えをしまして、除じん機のごみ揚げ場が平常時でも映るようカメラの角度を変更していただきました。

今年度、滋賀県が樋門及び遠隔監視システムの更新を予定されておまして、更新がきますと、河川カメラに映らない樋門の開閉状況や平常時の童子川の水位につきましても、従来の遠隔監視システムで確認することが可能になると聞いております。

また、童子川樋門が水位の上昇に合わせ自動で閉門し、併せまして、排水ポンプや除じん機も一体的に起動するようになることから、地元の皆さんの負担はより一層軽減されるものと考えているところでございます。

次に、日野川に設置されております穴田川排水樋門につきましては、日野川の増水によります逆流の被害を防ぐために設置をされておりますが、現状、河川カメラは設置されておらず、目視確認ということになってございます。

水門を閉めるタイミングでございますけれども、一般的には統一した基準は設けていな

いということですが、逆流していることが目視で確認できた時点で閉門する等、地元でご判断をいただいているというところでございます。

ただし、ご指摘いただいておりますとおり、地元から不安の声もお聞きしておりますので、地元の声をしっかりお聞きし、地元の方と一緒に不安に対してどのようにするかというのを考えてまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 先ほどご質問がありました、災害情報の登録者数のことでございます。まず、メールのほうで5,690件でございます。LINEのほうで2,573件でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。テレビ、マスコミ等で、そういう大雨とかが降ったときに、河川水位が上がって河川に近づかないでくださいという情報というか、定義をしていますね。矛盾するようすけども、地元の方は河川に行かないと樋門を動かしたりとかはできないんですよ。行かざるを得ない。行かなければいけないんですよ。もちろん1人では行かないようにされているんですわ。随分、この童子川、新川につきましては、本当に私も2時間行って、見る見る水位が上がるんですよ。まだ小雨だったんですけども、やっぱり上流で降っていたら、当然上がりますね。ポンプで新川からの水量をポンプでくみ上げているけども、全く追いつかない状況でありました。

ぜひ、自治会の方がおっしゃっていたんですけども、そのポンプを動かしたのが14日の午前2時半ですよ。私も本当にお世話になりますということで、謝罪というか、お礼を言っていましたけど、やっぱり夜中の2時半にこの大雨の中、この水位が上がったのを見て、除じん機とポンプと両方の動作をしなければいけないので、それを動かしたというふうにおっしゃっていました。ですから、寝ずに恐らく定期的に時間を置いて見守りされているという状況でありました。

その後、私もまた日野川のほうに行きましたけれども、やっぱり日野川が一遍、水量が高くなって、穴田川のほうに行ってしまうので、非常に危険な状態だから、樋門を閉めたそうです。1回あったそうです。そのときにも、篠原駅前の方々は当然心配されるわけですね。当然、穴田川の水が、私もこの14日の日に行ったときには養護学校のところかも

うほとんどの田んぼが全部、水に浸かっていまして、あと少しで道路にはみ出てくるとうか、道路にあふれ出してくるような状況でありました。

日野川のところの穴田川の樋門のところに自治会の方がいらっしゃって、大体この門を閉めるのはいつ頃ですかというふうに、どのタイミングですかというふうにお聞きしたら、いや、これはもう２メートル３０センチ、４０センチとか、そういうことでおっしゃっていました。でも、それが本当に２メートル３０センチ、４０センチで閉めていいのかどうか、またそれは自治会がまたがるというか、小南の自治会さん、または篠原駅前の自治会さんに当然、知らさないといけない、また行政の方にも当然、それは知らせて、樋門を閉めますよというふうに、１人の判断で閉めるわけにはいかないというふうにもおっしゃってましたので、そんなことも今後は検討して早急に、またこれからそういう大雨というのは、いつ降るかも分かりませんが、できるだけ対策を取れるところはしっかり取って、また県のほうにもしっかりと要望していただければというふうに思います。こちらは要望で終わりたいと思います。

それでは、次の質問、２項目めに移っていきたいと思います。

認知症の高齢者施策についてなんですけども、今、日本の６５歳以上の高齢者の６人に１人、約６００万人は認知症有病者と言われております。これが２０２５年、約７００万人に増加するとも言われております。本市の８期計画においても高齢化率は上昇し、今後、団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年には後期高齢者が大幅に増加すると推測されていることから、認知症高齢者対策は重要施策と考えられます。

こうした中、認知症のケアについて取り組むべきこととして、家族の介護負担に関する取り組みが最も多い課題となっております。認知症高齢者への対策とともに、その家族への負担に関する取り組みも重要であることがうかがえます。

こうした観点から、以下の点について伺います。認知症高齢者の施策として、ご本人やご家族を対象として取り組んでおられる施策はどのようなものがあるのか、また今後推進されようとしている施策があるのかを伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、津村議員のご質問にお答えさせていただきます。

認知症のご本人やご家族を対象に取り組んでいる施策には、保健師や社会福祉士が訪問し、専門医療機関やかかりつけ医と連携しながら支援を行う認知症初期集中支援事業や行

方不明発生時の早期発見のための個別支援であるひとり歩き認知症高齢者等事前登録制度、介護者の交流や相談の場としての認知症カフェの開催などの施策に取り組んでいます。

今後、施策につきましては、現在取り組んでいる施策をさらに推進していくほか、多くの方に受講いただいています認知症サポーター養成講座の受講生の具体的な活動の場が必要というふうに考えておりまして、受講済みの方に声をかけ、希望者による検討会などを開催して、認知症カフェの支援活動や地域での見守り活動によりつなげていく方法を見出していきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） サポーター養成講座に私も関わらせていただいて、本当に今、ちょっとコロナ禍でなかなか順調にというか、予定どおり実施できない場合もありますけども、本当に一人でも多く、その養成講座を受けていただけるようにまた取り組みをしたいと思います。

次は、今後、認知症高齢者が増加すると言われていた中で最も懸念されている問題の1つに、認知症高齢者が引き起こしてしまう事故やトラブルが全国的に重要視されています。2007年12月に愛知県大府市の駅で起きた認知症の方の人身事故に対してJR東海から、家族に対して損害賠償請求がなされた事件がありました。このトラブルや事故により、法律上の損害賠償責任がその家族や法定の監督義務者に及ぼす可能性もあることから、今、認知症高齢者等個人賠償責任保険制度を導入する自治体が増加していますが、市としてこの制度を承知されているのか、また市としてこの制度に対する評価と考え方を伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） ご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の制度につきましては、全国でも導入される自治体も増えておりまして、滋賀県内でも草津市と大津市が導入されていることは承知いたしております。この制度に対する評価につきましては、様々な課題があるというふうに考えております。まず、認知症高齢者の引き起こした事故でありまして、司法の場において賠償責任があると、過失があるというふうに判断されたケースについては、認知症高齢者ご本人の行動か、または監督義務者の対応などに過失があったというふうに公的に認定されたケースというふうに考えております、賠償責任が発生するものにつきましては。

そのような判定を受けた方を公の費用による制度で救済する制度を市が整備することは、

公金支出の適正性に関して課題があるのではないかというふうに考えるところです。

そのほか、加害者となり得る方は、行動や認知に障がいや疾患を持つ方など、認知症高齢者に限らずおられる中で、制度の対象者を認知症高齢者に限定するところに課題があるのではないかと考えております。

また、この制度を整備することで、認知症の人は特にトラブル、そういった事故を起こしやすいという誤った、ネガティブな情報を発信する懸念もあるのではないかというふうに考えているところです。

以上、答えとします。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 実は8月29日、この間の日曜日なんですけど、私の友人2人が北口の駅前から八幡に向かっていく、元コンビニがあったところを朝10時ぐらいに血を流した高齢者の方を見かけたんですよ、80歳ぐらいの方が。日曜日ですから、10時頃。2人の友人の1人は警察へ電話します。もう一人は救急車を呼びました。コンビニを曲がったところを八幡を向いてコンビニ元跡地のところを右に曲がって、駅のほうに、駅というか、線路のほうに向かっていくわけですね。そこで保護して、どうしたんですかということで、殴られたやら、どうやの、それは警察の方が聞いていたと言っていました。

それはよくよく聞いてみると、名前が言えない、生年月日が言えない方なんですよ。明らかに認知症です。これは、やっぱりその方は野洲市の方かどうかはまだ分かりません。それはもう警察の方が把握しておられますけども。恐らくそういう情報というのは入っているかどうかちょっとまた後でご答弁というか、そういう、例えば野洲市の方が他市に、また他の市町に認知症、まあ徘徊とかはふさわしい言葉じゃないんですけど、一人歩きされていた場合、保護されますね。もちろん保護したら警察へ報告してもらおう。電話連絡を入れるんですけども、その情報とかの入手というんですか、情報共有というのは市のほうはされているのかという、また警察から入るのか、または警察へ聞くのか、聞き取りをするのかとか、そういう実態ですね。

先ほどの、私が言った事例というか、事件というか、殴られたかどうかとも分かりません。もしかしたら転んだかも分かりません。でも、ご本人は殴られたみたいなことを言っているそうです。ややもすると、そのままあの近辺には自転車、歩行者が通れる踏切があります。もしや、そういう事件が、そういう事故が起こらないとも限らないんですわ。

草津市に私も聞きに、そういう制度を、200人ぐらいの方が入っておられると言って

いました。そんな安価で、保険会社もそういう安価で入れる保険もあるそうなんです。ですから、私は家族の方が、そんなにみんながみんな一人歩きするわけではないので、でも、やっぱり8,000万から1億とか、もしですよ、この線路でそういうふうに事故が起きたら、それは、やっぱり家族の方はそういう保険制度があれば安心されると思うんですよ。植木鉢を壊したとか、そういう保険も全部は込み込みで入れるそうなんですわ。ですから、ぜひ、私は検討していただきたいと思うんです。

今後また、私は増えてほしくないんですけど、でもそれは、やっぱり私は地域で見守れるそういう体制というのをつくっていかないといけないし、どうかも、この保険制度と言っているのは、私は草津市の方もおっしゃっていましたが、湖南4市の方が湖南4市で実施できれば結構そういう安心感というか、やっぱり草津市の方が野洲市へ来て、そういうことを起こして、そうしたら、そういう連携というか、そういうことも取りやすくなるということで、ぜひ野洲市でも進めてほしいということをおっしゃっていましたので、また検討できるかどうか、また先ほど言いましたそういう警察とかその連携、情報入手というのはどうなっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 導入の検討は3番目の質問ということでよろしいでしょうか。

○7番（津村俊二君） はい。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） まず再質問でございます。

先ほど申された事例については、担当課のほうには連絡が来ているかどうか、私はちょっと承知をしていないんです。私のところには報告は、少なくとも私は承知していません。

認知症の方が一人歩きをされた場合ですけれども、そういった、周りの人が気づいて、警察なりに連絡していただくケースと、それから一人歩きをされたということで、気づかれて、ご家族の方が地域包括支援センターとか、それから警察に行方不明者届を出す。そうしますと、警察のほうから市のほうに連絡がありまして、職員がご家族の下へ参りまして、衣服ですとか特徴ですとか、どの程度の認知なのかということを確認しまして、それを市内、ご家族の同意が得られましたら、市内の事業所で協力いただいています見守りネットワークに登録いただいている事業者さんなどに情報提供して、その業務の中で発見に努めていただく、市の職員も捜索に出たりするというような体制で対応しております。そ

れが再質問に対するお答えでよろしいですか。

そして、保険制度の導入についてということでございます。先ほども申しましたように、この制度はまだ全国的に増えてはいますけれど、広まっていないのは、やはりこの4月には日本総研のほうからそういったこの制度に関する検証の結果という報告が出ているんですけど、やはりそこでも、先ほど申しましたような公金支出の公平性、誰がそういった場合の保険料を市民が税金の中で全員で負担すべきものかという議論がまだ少し深まっていないのではないかとということもございますし、申しましたように、そうしますと、例えば見て分からないけども、精神の障がいをお持ちでそういった能力のない方は対象にしなくてもいいのかどうか、むしろ高齢者だけに特化していいのかどうか、そういったところについては、まだ少し議論を深めていく必要があるかというふうに思っております。

一人歩き高齢者の方のご家族の願いとしては、事故を起こさずに、他人に起こさずに見つかってよかったではなくて、やはりなるべく速やかにご本人が無事におうちに帰ってこられること、それが一番ではないかというふうに考えております。ですので、今、電子機器でビーコンとかを利用して、その居どころがすぐ分かるような新しい機器もどんどん出てきております。そういったものの研究、導入について、率先して経費の投入を検討していくべきではないかというふうに思っておりますので、保険制度についてはもう少し検証と議論が必要なのではないかというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ぜひお願いしたいと思いますけども、やっぱり情報は非常に大事でありまして、先ほど、私が言いましたように、警察と救急車を呼んだということを申しましたけども、それがお互いに情報提供できる体制というのはぜひ必要だと思います。当然、2人の友人は地域包括に連絡するとか、また日曜日ですし、つながらないわけ。することすら……。すらというのはちょっと言い方はまずかったんですけど、することを知らない、知識がなかったわけですね。ですから、またそういったことの周知啓発をできるようにまたお願いをしていきたいと思います。

最後の質問ですけども、認知症本人、家族の安心という点から、この認知症ヘルプカードがあります。ヘルプマークは障がいのある方に向けて作成されているものであります。認知症の方、高齢者で心配な方にもこの認知症ヘルプカードがあってもいいのではないかと思います。

自治体で作成されたものであります。用紙はホームページから印刷できて、お財布やカードケースなど、ふだんから持ち歩くことの多い持ち物の中に入れておきます。心配なが常に身につけることにより、認知症の一人歩きなどでも周囲の人に助けを求めやすくなります。このヘルプカードを知り利用することで共助の可能性が広がり、安心して外出できるようにになると期待され、推奨されている自治体がありますが、本市としてのこのような取り組みについての見解を伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、津村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本市では、視覚や聴覚障がいの方、言語障がいの方、内部障がい、難病とか知的障がい、精神障がいなど、外見から援助や配慮を必要としていることが分かりにくい方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマーク、ヘルプカードの配布を行っています。

このヘルプマーク、ヘルプカードの配布対象者の中には既に認知症の方もヘルプカードの対象者となっております。

それに加えて、市としましては、独自の取り組みとしまして65歳以上の方にげんきカードを発行しておりまして、そのカードには血液型ですとかかかりつけ医、緊急時の連絡先を記載する欄を設けておりますので、常に財布などに入れて持ち歩いていただくことで、緊急時の安全確保と不安感の解消を図っているところでございます。

さらに、認知症による一人歩きで行方不明になるおそれがある方には、事前登録を勧めまして、事前登録者には登録番号と警察や市役所の電話番号のみを記載して、靴反射シールやアイロンシールを配布させていただいております。といったことで、個人シールですので、番号と警察と関係者機関の市役所の番号だけが載っているんですけども、そういったものと、その方の個人情報をぱっと見て分からないということで、個人情報に配慮したような取り組みも行っているところです。

このようなことから、本市におきましては、既存のそういった事業におきまして、認知症ヘルプカードの期待されている効果は十分確保されているのではないかというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 分かりました。なかなかヘルプマークも身につけるということは少し勇気も要ることであると思います。また、それを認知症の方がつけるということを知っていらっしゃらない方もいらっしゃると思いますので、それをしっかりまた周知していくことをまた願いたいと思います。

今回はこれで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時49分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議の冒頭、諸般の報告で遅参議員の報告をいたしました。先ほど、第10番、稲垣誠亮議員から欠席の連絡がありましたので、報告いたします。

健康福祉部政策監より発言を求められておりますので、これを許可します。

健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 午前中の山本議員の子どもの虐待についての質問に対する答弁の中で、児童相談所における相談件数の中でネグレクトの占める割合についてお答えをさせていただきました。私のほうが虐待死に占める割合を「3割」というお答えをしてしまいまして、議論がかみ合わなくて、その後、確認をいたしましたところ、相談件数に占める割合につきましては、議員ご指摘のとおり「15.3%」でしたので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（東郷克己君） それでは次に、通告第9号、第3番、田中陽介議員。

○3番（田中陽介君） 皆さん、改めまして、こんにちは。第3番、田中陽介です。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

私は、1つ目は新型コロナの認識とワクチンの若年層への接種についてということで、新型コロナの本質的な部分についての問題提起を含めてさせていただきたいと思います。

現在、野洲市でも12歳以上のワクチン接種が始まっております。国からは努力義務ということでワクチン接種の推進を求められており、市が懸命に体制を整え実施していることは理解しております。しかしながら、市は市民の福祉を考えたときに、全てにおいて国の判断をそのまま鵜呑みにするべきなのか。私は、地方自治の観点からもしっかりデータを科学に基づき判断を行い、しっかり説明できるような形で、市として市民の健康を守っていかなければならないと考えます。

ちなみに、今回の質問は免疫生物学を専門とされております徳島大学名誉教授の大橋眞先生に直接お話を伺って、相談させてもらって、できる限り科学的な知見と客観的なデータに基づいてさせてもらいますので、議論をよろしくお願いします。

先日、全員協議会でもワクチンの接種に関して質問をしまして、治験中で強制ではないし、あくまでも個人の自由意思と判断によるものであって、市として推奨、要はお勧めしていくようなものではないというふうに部長から答弁がありました。しかしながら、配られた用紙には個別接種の推進とか70%の目標達成を目指すという言葉がありました。希望する方にしっかりと打ってもらえるようにサービスを提供するというのは必要だと理解するんですけども、数値目標を設定したり、そういうことはちょっと政策としてはどうなのかなというふうに感じています。

市民のための事業であるという前提で、まず基礎から今の現状を確認したいと思います。本来、PCRの陽性者とウイルスの感染者というのは同義ではありません。普通の風邪やインフルエンザも同じですが、ウイルスが体内に侵入し増殖して症状が出ることで初めて感染というのが成立します。人間には外敵から身を守る免疫機能があるので、仮にウイルスを吸入したとしても、必ず感染するわけでもありません。そもそも人間の体には自分の細胞数よりはるかに多い数の細菌やウイルスがいて、お互いに共生関係を築いて生きており、細菌やウイルスは常に人間に病気をもたらす病原体ではありません。

しかし、現在の新型コロナ感染症の診断に用いられるPCR検査、これは遺伝子の配列が全て一致していなくても、遺伝子の一部さえプライマーという部分に合致していれば、ほかのウイルスでも検出し、陽性反応を示します。なので、粘膜に何らかのウイルス、いわゆる遺伝子が少しでも付着していれば、それを増幅することで陽性ということになることがあります、実際にその人の感染というのを確認するものではありません。このような検査でいわゆる感染者というのを増やし、不安をあおっていることは少し異常ではないかと、科学的に異常ではないかと考えます。

1点目、野洲市はこうしたPCR検査のこの現状、不確実性をどのように捉えておられるか、質問させていただきます。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、田中陽介議員の新型コロナウイルス感染症の認識とワクチンの若年層の接種についての1問目のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の検査診断手法につきましては、現在まだ開発途上でござい

まして、検査方法は今後も見直しがされる可能性がありますけれども、現在のところはPCR検査または抗原検査が実施をされているところございまして、この検査で病原体が検出された場合は検体採取時における感染が確定をされるという手順になっております。

一般的に病気の診断のための検査につきましては、病気があれば100%陽性、なければ100%陰性という結果が出るのが理想ではございますけれども、現実にはどんな病気の検査であっても、病気があるのに陰性、いわゆる偽陰性になったり、病気がないのに陽性、いわゆる偽陽性になったりする場合が存在をしております。

そして、新型コロナウイルス感染症におきましても、議員ご指摘のようにPCR検査等が100%の精度とは言えませんが、この検査方法でなければ、感染を疑われる者が新型コロナウイルスを保有しているかどうか確定できないというのが実情でございます。

国はこれらの検査によりまして、新型コロナウイルスを保有している感染者と判明した場合は、感染症のまん延防止と本人に対する治療を進めるため、都道府県知事、保健所設置市長または特別区長の判断で感染症法に基づく入院勧告等を行うこととしており、また医療機関における治療が開始をされるということになります。逆に言えば、確定診断がつかなければ、感染者の命を救うための治療が開始できないということも想定がされる場所です。

以上のことから、PCR検査は新型コロナウイルス感染症まん延防止に加えて、本人に対する感染症の治療につなげるために、現在のところ、最も精度の高い検査方法であり、市としては必要な検査であるというふうに認識をしております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 今、部長がおっしゃった病原体の検出をするということがまさに必要なことでありまして、ただ、先ほども申しましたように、PCRは病原体の検出を確認するものではないんですね。そして、これは東京都の日野市議会議員の池田議員が質問されているんですけれども、「PCRが、いわゆる新型コロナウイルスを検出しているというエビデンス、科学論文や新型コロナウイルスの存在を証明する科学論文、こういったものがありますか」という質問を市議会に予定されております。日野市の健康福祉部長が答えられておりますが、「国や関係機関に問い合わせをしていますが、探し当てることができません」と。これは当然、厚生労働省に確認されていると思いますし、野洲市が確認しても同じ答えが返ってくると思います。つまり、これが現状なんですね。

国においても、いわゆる新型コロナウイルス、SARS-CoV-2というものを特定したという根拠はありません。ということは、PCR検査は一体何の遺伝子とこれを行っているのかということも、これ、また分からないというのが科学的に考えるとそういうことになります。

さらに、これ、市でも陽性者を感染者というふうに言うことが多々あると思うんですけども、これにおきましても、厚生労働大臣官房危機管理・医務技術総括管理官の佐原さんという方が特別委員会において、PCR検査の陽性イコールウイルスの感染症という証明ということはないという答弁もされております。

また、アメリカの保健福祉省所管の感染症対策の総合研究所、CDCというのがあるんですけども、このCDCのリアルタイムPCR検査指針においても、ウイルスRNAの検出は感染症のウイルスの存在を示しているとは限らないし、新型コロナウイルスが臨床症状、いわゆる肺炎とか、そういったものの原因とは限らない、PCR検査で検出されたウイルスの遺伝子は感染症のウイルスの存在を示しているとは限らないし、新型コロナウイルスが臨床症状の原因とは限らない、こういうことも言っています。

また、クリエイティブ・ビジネスという会社のPCR検査キットには次のような記載があります。PCRキットの検査の結果、陽性であっても、これをもって新型コロナウイルス感染症と診断してはいけないし、ましてや治療の根拠としてはいけない。また、新型コロナウイルス感染症用PCRキットはほかの様々なウイルスでも陽性になることがあるというふうに記載されています。どんなものかといいますと、インフルエンザウイルス、A型、B型、あとアデノウイルス、マイコプラズマ、そしてクラミジアといった、そういったものにも反応すると明確に記載されているわけですね。

そういったいろんな、これはもう客観的な事実としてあるわけですけども、そういったことというのはご存じでしたでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 詳細までは存じ上げておりませんが、これは私も伝え聞きでございますので、確定的な意見ではございませんが、コロナウイルスに感染をされて有症状になられた後、回復をされた方について、初期の頃はPCR検査で陰性になるまでは退院ができなかったんですが、PCR検査の精度が日々上がっております。そういったことから、田中議員おっしゃるように、症状が改善して完治をしているにもかかわらず、ウイルスの一部が体内に残っていることからいつまでも陽性反応が出るといった、こうい

う症状があるというふうには聞き及んでおります。

そういったことから、一旦、陽性反応を受けて入院治療されている方についても、熱が下がって症状が収まって、改善したときにはもうPCR検査にかかわらず、退院をされているというような話も聞いておりますので、そういった、必ずしもPCR検査が陽性であるから感染者であるということではないというのは承知をしております。

ただ、これだけコロナウイルス感染症が広まっている状態の中で、症状があつて、PCR検査が陽性の方に対して、これはコロナではないかもしれないと疑うことがよいのかどうか、まずは迅速に治療を開始して、さらなる感染拡大を防ぐということが最優先ではないかというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） そもそもそのウイルスが特定されていないという時点で、PCRというのは根拠が基本的にはないのかなと思うんですけれども、確かに症状が一定ある人はたくさんおられるというのは、これは事実でありますし、治療しないといけないというのも事実。なので、今はいろんな問題と、実際の現場の医師が問題とされているのは結局、コロナと言われるから治療はできないんですね。自宅療養とかになって、普通の病院で治療してもらったらいんですけど、コロナという枠組みに捉われることで治療できなくて重症化する。長谷川議員も少しそういうことをおっしゃっていましたが、それは県とか国のレベルなので、もうこの場では追及はしませんけれども、そういった問題も考えてもらえたらと思います。

それでは、見解、いろいろな相違があると思いますけれども、その上で公開されている情報について質問をしていきたいと思います。

現在、累積のPCRを陽性者数は、ちょっと前、質問時点のところなので、今、ちょっと変わっているんですけど、現在大体140万人、そして、累計で見ますと、大体半分ぐらいが30代以下ですね。そして、これは今の時点なんですけれども、全体の重症者が今、2,100人程度おられます。その中で30代というのは今2人ぐらいやったと確認しております。また、30代以下の死亡者というのは現在56人となっております。つまり、陽性と言われた人の中で、30代以下で死亡した方というのは0.008%というのが昨日、最新のデータで、僕が計算させてもらった数字になっています。これが現在の新型コロナウイルスと言われるものの30代以下におけるリスクと言えるんじゃないかと考える

んですけれども、こうしたデータを市はどういうふうに捉えていますか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、田中議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症における現在の30歳代以下の方の死亡者数につきましては、確かに低水準で移行しているようでございますけれども、アルファ株に始まった変異株が最近ではデルタ株に加えてラムダ株まで確認されるなど、どんどん増えていく変異株の種類、あるいはそれに伴う感染動向の変化、そして昨今の感染者の急増などを考えたときに、今後も30歳以下の重症化リスクが低水準であり続ける保証というようなところにもなく、また行動範囲が広い現役世代であるということを勘案いたしますと、たとえご本人が重症化しなくても、ほかへの感染源のリスクというのは当然存在するわけでございます。そういったことから、たとえ30歳以下であっても希望される方にはワクチン接種が必要であるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） いろんな株が出てきていますよという話なんですけど、これ、結構8月に入ってからというか、その前ぐらいから多々言われている状況でして、僕が今出したデータというのは重症者が2人ぐらいの方というのは、これは8月24日の最新データ、その1週間の中で誰も、未成年に関しては1人もいません。そういうことをニュースとかではすごい増えている未成年の重症者とかがいると言っているんですけども、データで見ると全然出てこないんですね。だから、それが一体どういうことなのかということも含めて、厚生労働省が出しているデータに基づいて、やっぱり判断されたほうがいいのかというふうに考えます。

ちなみに、今おっしゃった無症状者が誰かに感染させる、そのエビデンスというのはあるんですかね。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） エビデンスという、完璧には証明されたものではございませんけれども、当然、行動の論理からいくと無症状者、あるいは熱はあるけれどもそんなに高くないといったことから、ご本人の判断で出歩かれる、特に初期の頃は高齢者の感染者のほうが多かったんですけれども、高齢者で特に持病を持たれている方、基礎疾患を

持たれている方については、そんなに行動範囲が広くないということであまり重要視されてきませんでしたけれども、現役世代の方、自宅でのお仕事が増えてきたと言いながら、やはり今でも京都、大阪へ通勤されている方も大勢おられます。そういったことから、高齢者の方とは行動範囲が格段に違いますので、もし無症状で通勤をされていたというふうなことになる、やはりこれが感染拡大の一因にもなりかねないという懸念を持っているということでございます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 感染症の疫学的な考え方でいうと、本来は感染実験というのをします。人と人が、感染している人、していない人がいて、同じ空間で接触して感染させるのだってあるんですけども、それは今回、全然データとして出てこない。その中でPCRなんですね、全て。保護者が陽性で、一緒にいて陽性になったから、だからうつっているというような論理なんですけれども、そのそもそものPCRの制度も含めて、そこは考えていく必要があるのかな。いろいろ考え方はあるので、何が正しいかというのは言えませんが、できるだけデータに基づいてやっていくのがよいかなと思います。

それでは、今回、市はワクチン接種を事業として国から下りてきたことをしているわけなんですけれども、こういったデータに基づき判断して、接種事業を行っているというふうに言えますか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 田中議員の3問目のご質問にお答えする前に、データに基づいてということではございましたけど、確かにデータに基づいて事業を推進していくというのは大事なことはございますけれども、事、今の新型コロナウイルス感染症につきましては、特に感染力の強いデルタ株、これにつきましては、現実、PCR検査で陽性になった方の濃厚接触の家族が結局、全員感染をされたという現実が目の前にあるわけではございますので、データも大事ですが、こういった現実も踏まえて対応していくということが大事ではないかというふうに考えておりますので、ちょっと補足をさせていただきます。

それでは3点目、野洲市が行う接種事業についてでございますけれども、野洲市ではこれまで明らかになりました科学的見地等に基づきまして、国がワクチン接種可能と判断し、認可した対象者に対しましては、国の指針に基づきまして、市が本人の希望ですとか医師の問診結果等によりまして、公平に接種を進めているものでございまして、市が独自の判

断により事業を推進しているわけではないということをお答えにさせていただきます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 国の指針に基づいてやっているということで、そういうことかなというのは分かってはいるんですけども、やはり市民の方に説明を求められたりすることもあると思うので、ちゃんとした科学的な知見とかでやってもらう、説明できるふうにやっていかないといけないのかなと思います。

ちなみに、先ほど、実際に感染されている方がたくさんおられるということですが、何々株というのも明確に、恐らく分離特定されていないというか、陽性で症状があるということは事実だと思うんですけども、インフルエンザでも、僕らは今まで生きていく中でインフルエンザにかかったことがあるんですけど、家族みんなに感染したりとか、いろんなことがありますけれども、ここまで、じゃ、やっていたかという、そんなことはないですね。インフルエンザが大はやりしてたくさんの方、もちろん亡くなる方もいらっしゃいましたけれども、じゃ、何が違うのかとか、そういったこともしっかり検証していないといけないかなというふうに思います。

それでは次に、現在、野洲のワクチン接種のページには、接種を受ける際の同意についてということで、新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることは強制ではありません、しっかり情報提供を行った上で接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われます。これは16歳未満の場合のことですね。予防接種を受ける方には予防効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただきます。受ける方の同意なく接種が行われることはありませんとあり、厚生労働省の新型コロナワクチンの有効性、安全性についてというページについてのリンクが貼られておりました。また、12歳から16歳のページにはワクチンを受けるには、そうですね、同じようなことで、ホームページで確認していただいた上で事前によく本人と話し合っ決めてくださいという注意が一応されております。

PDFがくっついているわけなんですけれども、確かにそこに書いてあることは間違いはないんですけども、ちょっとこれだけで市民の方に判断してもらえるのかなというふうに思います。その先へ行って、厚生労働省のページをくまなく見て、情報を収集されればいいんですけども、なかなかそこまではできないかなというふうに思います。そういったこともあって、それを分かりやすくかみ砕いて市として示してあげるというようなこと

が必要なんじゃないかなと思います。

例えば、現在の副反応の、厚生労働省が出しているデータとしましては、ファイザー社のコミナティの注射、これで1,000人以上の死亡報告が来ています。モデルナでは17人。40歳未満、要は30代以下ですね。30代以下の死亡者というのが、ファイザーは18人、そしてモデルナは3人。これは30代以下ですね。合計で21人ですね。30代以下の、今、このワクチンを打たれている方の母数というのは、まだまだ多分少ない状況で21人の方が死亡報告を受ける、これはワクチン接種してから何日とか、割と短い期間に限定されています。その中で既に21人も亡くなっている。一方、新型コロナウイルス感染症と言われる、これで亡くなっているのは、30代以下では56人。この状況を、やっぱり皆さんが客観的に、いい悪いはそれぞれの価値観があるので、そこまでは言及できませんけれども、そこを判断できるだけのデータをしっかり見せてあげたほうがより親切なんじゃないのか、より丁寧ではないかなというふうに私は思います。

そのためには、こういう丁寧にやったほうがいいんじゃないかな、データで見えるように見せてあげたほうがいいんじゃないかなと思いますが。これは4点目の質問ですね。いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 田中議員の4問目にお答えをいたします。

新型コロナウイルスワクチンに対する研究やリスク分析につきましては、国などの専門の研究機関により行われており、その結果が厚生労働省のホームページなどで公表されているものです。これまでに明らかになったデータや科学的知見が最大限客観的に示されているものというふうに考えております。

市といたしましては、可能な限り正確な情報伝達に努めるため、あえてこれを改変することなく、市のホームページから厚生労働省のホームページへリンクを貼ることによって、市民の周知を実施しているものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 確かに作為的に何か変な誤解を招いてはいけないというのは理解しますけども、ただ、ちゃんと見たい情報を見れるように、あとはリンクをもうちょっと丁寧に、例えば副反応の死亡例のデータのリンクはここですよ、厚生労働省が言っているメリットのところはここですよとか、もうちょっと行きやすいようにしてあげるだけでも

少し伝わるのは違うんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） リンクの貼り方については、十分検討の余地があるとは思いますが、もう一度担当のほうとそこは相談していきます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） そんな中で、前段少し話しましたが、70%の目標達成というのは、どういう根拠でこれはつくられた数字なんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 現在、野洲市では集団接種を中心に、部個別接種をいただいておりますが、集団接種中心にワクチン接種を実施しておりますが、いつまでも集団接種を続けるというわけにはいきませんので、一定、どの段階に達したら集団接種をもう収束しているのかといった意味で目標数値を設定しております。ただ、そこに到達するまで、希望しない人も含めてどんどん打っていきますという意味ではなくて、あくまでも希望する人を中心に。例えば、これが50%、60%で頭打ちになるということであれば、そこで目標数値の見直しというのは当然、必要になってきますし、あと、それから科学的にまだ明確な証明はされていないとは思いますが、どれだけの集団免疫が出れば感染を防いでいくことができるのか、この辺りも参考に今後も、あくまでも固定的な数字ということではなくて、一定の目安ということで捉えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 理解しました。

また、8月4日に公開された厚生科学審議会の資料では、約7,800万回のコロナワクチン接種に対して919件の死亡、3,338件の重篤副反応、うち19歳以下の死亡はゼロ件ですけれども、重篤副反応のほうは24件。30代以下の死亡は12件、重篤副反応は749件。これ、すごい数字なんですね。

さらに、今年の2021年7月の時点でアメリカの食品医薬品局、FDAが、12歳から17歳への接種を承認しているSARS-CoV-2ワクチンはファイザー製なんですけれども、約890万人、しかし6月以降、2回目接種後の若年男性で心筋炎を発症する

ケースが報告され始めております。CDCのCOVID-19のチームは、ファイザー製のこのウイルスワクチンを接種した12歳から17歳の青少年に発現した副反応9,246件のデータを解析して、9.3%が心筋炎を含む重篤な副反応。これ、すごいですね。10%近くが重篤な副反応を示しているんですね。

これを見ても、アメリカの予防接種諮問委員会はワクチン接種のベネフィットのほうのリスクを上回っていると。10%が重篤な副反応を出ても、より利益があるんだというようなことを言っているんですけども、なぜか、この接種者の統計データというか、何歳以下がどれぐらい接種を受けているかというのは、現在、統計は取られていないんですね。だから、データはないんですけども、日本ではまだまだ若年層の接種は進んでいないと思います。母数はかなり少ないことから、確率論的に30代以下のワクチン接種のリスクはかなり慎重な判断が要るのかなと思います。

そんな中で、副市長は部長会議において若年層への接種をPRする必要があると。PRというのは、要は進めていくというような、宣伝とかもそうですね。PRというのは。というような発言をしています、これは公式な見解かどうかを伺います。

○議長（東郷克己君） 副市長。

○副市長（川口逸司君） 部長会議での私の発言が公式な見解かとのことご質問に対する答弁を考えるに際しては、最初は公式な見解かどうか、イエスのほうで答えるような簡単なご質問かなと考えたんですが、実はそうではなくて、よく考えれば、このご質問は公的な会議における個人の発言というのはどういう位置づけかといいますか、どういう機能を持つのかという根源的なといいますか、一般的な論点といいますか、問題を含んでおりますので、そうしたことを考えながら答弁をさせていただきます。

部長会議で私はPRという言葉も含めて、若年層に対するワクチン接種の喚起をする工夫をしたらどうかということを申し上げました。そういう発言をしたのは事実でございますが、これは市役所の中の部長会議という場ですので、しかも私は副市長という立場で発言しましたので、これはまさに公の場での公的な立場での発言という意味では間違いございません。

ただ、他方では、これは市として公式な手続を踏んだものではありませんので、私の意見として述べたものでございまして、その意味で、いわゆる市としての公式な見解と呼べるほどの熟度には達していない発言であるというふうに言わざるを得ないと考えております。

なお、この私の発言内容について補足をさせていただきますと、今、まさに若年層へのワクチン接種に取り組んでおりますが、その率が低水準であるということを発言したのが8月16日だったと思います。20日から受付をする直前だったと思うんですけど、その時点で、若年層の接種率が低水準であるということがちょっと予想されていたといえますか、そういう声もありましたので、接種を希望する方への接種を喚起する取り組みについて検討するように指示した、先ほど申し上げたような発言をしたものでございました。その前提として、当然、そのリスクの説明と併せて行われるべきものと認識をしておりますし、若年層への接種を強要するという、そういった意図はあるものではございません。

以上です。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 理解しました。

それを踏まえて、市としては、この若年層へのワクチンの推奨といえますか、そういったことは、市としてはどういうふうに考えておられるんですか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ワクチン接種につきましては、希望者が取りこぼされることがないように継続的に周知を行っていきますけれども、現在、担当としては、実は若年層に絞ったPRの実施というのはまだ具体的には考えておりませ。むしろPRというよりは現役世代の若年層に関しては、土日を中心に、恐らく平日昼間にお仕事されている方が非常に多いと思われますので、土日を中心とした接種体制の構築、あるいは平日夕方の時間延長など、平日日中に勤務している人が接種しやすい環境を整えていくことというのは大切ではないかなというふうに考えておりまして、こういったことで希望される方については、基本的には接種を推進しているというふうに考えております。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 分かりました。

また、国立感染症研究所の発表した日本感染症学会が出した提言には、これ、本人と保護者への丁寧な説明が欠かせませんと、そういうふうに書かれておりますが、この場合の丁寧な説明というのはどういうことかというのは考える必要があると思います。そういった中で、ホームページやネット配信だけではなかなか周知できない。小学生とかは非常に恐れています、このウイルス感染症のことを。肌感覚でもそうですし、聞いてもそうです。当然、親もそうです。その中でしっかりバランスのいい情報を、ある意味、教育の一環と

してしっかりそれを現状のデータを基に、書面等でそういった野洲市民や小中学生、本人を含めて、やっぱり発信していかないと駄目なんじゃないかなと思いますが、これ、7点目の質問ですが、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ワクチン接種の所管といたしまして、学校現場を抱えられる教育委員会とも相談はしているんですけれども、12歳から15歳の方々へ接種券を発送する際にチラシを同封しておりまして、この中では予約方法とともに接種が強制でないこと、またワクチン接種には副反応が伴う場合があること、また12歳から15歳の方の予診票には保護者の同意による署名が必ず必要であること、併せて、保護者の同伴が必要なことなどを丁寧に記載させていただいております。

また、保護者の方へは本人への意思確認も含め、接種に伴うリスクについても事前に確認いただくようお願いする旨を記載しておりまして、接種当日にはもちろん予診票とともに聞き取りの確認等も行い、徹底した周知に努めているところでございまして、現在のところ、学校を通じての改めての資料の配布等については考えていないところでございます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） その配られたものも僕も拝見させていただきましたけども、やはりリスクの面はすごく薄く書かれているといいますか、実際にその数字とかは書かれていないですし、最新のものは、やっぱり常にアップデートされていっているの、そこは何かしらの形で周知することが必要かなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 必要であれば、またホームページ、広報等を通じての周知というのも考えていきたいと思いますが、ワクチン接種当日、医師による問診によりまして、いろんなリスクの確認をしておりますので、現時点においては、一定それで充足をされているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 必要に応じてしっかりやっていただけたらと思います。

その中で、市は地方自治、地方分権の考え方からも、やっぱり市民と健康、そういったために、しっかりと自分たちでも知見を持ってやらなければいけないと思います。例えば、

泉大津市の南出市長などはそういったデータから発信もされております。栢木市長におきましては、そういったコロナの認識、どういうふうにお考えかということをお伺いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 感染症に対するデータと科学に基づいた調査や検証、知見の取りまとめ等については、それぞれの市町村が単独で行えるものではなく、国や都道府県などの専門的な機関で実施されるべきものと考えております。市はその結果に基づき、対応策を適切に判断し、市民に発信していくものと認識いたしております。そのため、議員のご指摘のとおり、市は適切に情報収集を行い、市民に発信しながら事業を推進していくことが大切だと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） では、次に行きたいと思います。

次はマスクの着用についてということで、この場所でも質問していますが、マスクの着用はもはや義務化となっており、していないと白い目で見られたりというような感じになっているんですけれども、しかし本来マスクの着用は強制されるものではなくて、そのつけ方などに関してもどうこう言われるものではないと。国はマスクの着用について、マスクは飛沫の拡散予防にも有効であるとして、新しい生活様式でも着用をお願いしているということがあります。

ただし、マスクを着用していない場合と比べると、いろんな身体的な負担はかかります。また高温や多湿といった環境下では非常にリスクが高くなる。熱中症もありますし、そういった場合ではマスクを外すようにという推奨もされております。マスクを着用する際には強い負荷の作業や運動は避けて、しっかり水分補給をして、しんどかったら、やっぱり一時的に外して休憩していただかなければならないということをしっかり周知していかなければいけないと思っております。

野洲市においては、職員の健康の面でこうした野外でのマスクの危険性についての周知や注意喚起というのをしっかり行えているか、質問します。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（川端美香君） マスクの着用についてのご質問にお答えをいたします。

職員への注意喚起につきましては、新型コロナウイルスが蔓延する中、夏場でのマスク着用による熱中症の危険性が高まることから、全職員に対し、感染症対策と熱中症予防に

留意するよう、昨年度に引き続き、今年度につきましても通知をしており、その中で野外での対策につきましても注意喚起を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 分かりました。引き続き、よろしくお願いします。

また、市中を見てましても、外を歩いている人とか自転車に乗っている人もほとんどマスクをされているんですね。もちろんマスクする自由もあるので、本人が意思でマスクする分にはいいんですけれども、やっぱりリスクの高い高齢者などに対してしっかり同じように注意喚起できているのかというところをお伺いします。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） マスク着用による注意喚起につきましては、高齢者だけに限らず、各部署を通じまして、広く実施をしているところです。マスク着用により熱中症のリスクが高まることへの注意喚起を広く実施させていただいております。暑さを避け、水分を取るなどの熱中症予防とマスクをつける、あるいは換気をするなどの新しい生活様式を両立させることについて、今後も引き続き周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 現実、なかなか、皆さんはずっとつけていらっしゃるので、引き続きよろしくお願いします。

また、様々な医師がマスクの着用、特に子どものマスク着用に警鐘を促しております。ちょっと通告には書いているんですけれども、様々な医師ということで省かせてもらいますけれども、実際に第45回東京都の新型コロナウイルス感染症モニタリング会議では、自宅療養者、宿泊業者2,277人のうち97.6%の人が感染前2週間において常にマスクをしていた、ほとんどマスクをしていたという中で感染されているという。だから、これ、マスク、本当にどうなのかということを疑問も抱くことも妥当ではないでしょうか。また、このようなデータからも子どもたちのマスクをつけるリスクをしっかりと考えていかないといけないということがあります。

また、文部科学省の衛生管理マニュアル内におきましても、メリットもあるが、デメリットもある、そこを十分理解する必要がある、自分でマスクをつけたり外したりできない

場合はマスクはむしろ危険としております。この自分でマスクをつけたり外したりできない状況というのは、社会的な、やっぱり圧迫を受けて、ちょっと自分で判断できないような状況、いろんなことが考えられます。

そこで、各保育施設や幼稚園、小中学校、学童におけるマスク着用の実際の運用はどういうふうになっているのかを質問します。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 田中議員の3問目、校園所並びに学童保育所におけるマスク着用についてお答えをいたします。

マスクについては、子どもの発達段階などによって対応が違いますので、施設ごとにお答えしたいと思います。

まず、公立の保育所、こども園、幼稚園につきましては、国の通知を踏まえながら、園児に一律にマスクを着用することは求めておりません。具体的には、2歳児未満は着用なしということにしています。3歳児以上は室内など、密になる場面ではマスク着用を基本としています。そして、外遊びとか運動などのときにはマスクを外すなど、園児の様子を確認しながら、活動や場面に応じた対応を取っております。

なお、私立の園では、全面的にマスクなしという園もありますが、各運営主体の考えにより、それぞれ異なっているということでございます。

次に、学童保育所では、基本はマスク着用というふうにしています。熱中症に注意をしながら、活動や場面に応じた対応としています。

それから次に、小中学校ではマスクの着用を基本的に勧めています。ただ、マスクをすることで体調が悪くなる場面や、マスクをすることに抵抗がある児童生徒、あるいは保護者さんの意向もありますので、状況に応じて外したり、日常的につけていない児童生徒もおります。さらに、体育の授業など、体を動かす、遊びも含めてですが、そういう場合、それから登下校、水泳などの場合はマスクを外すように、このときには丁寧に指導をしています。

また、暑さに限らず、体調が悪い場合にも我慢することがないよう、自由に外してよいことを日頃から指導も行っています。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） ただいまのお答えの中で、マスクを保護者とか自分の意思でつけ

ていない子どもたちもいらっしゃるということなんですけれども、そこにおいて、学校内でしっかりつけないことという権利もあるんだよというような、いじめとかの対象にならないようにという配慮とかもしっかりされているのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） マスク着用の有無によっていじめがいじめや差別があってはならないということで、学級活動とかの時間にそういう学習も行っていますので、今のところそういう問題は起きていないというふうに捉えています。

以上です。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） あくまでも一例ではあるんですけども、僕はちょっと田んぼの今回体験みたいなのを、小学6年生の授業がなくなったということでやったんですけども、その中でも暑い中、マスクをずっとつけている子とかがいるんですね。聞いたら、子どもは怖いと、もうマスクしていないと人としゃべるのも怖いと、それぐらい本当に恐怖にあおられている子らも中には、一例ですけど、中にはいらっしゃるので、そういった中で、まず下校時とかも結構みんなつけているんですね。そういう状況というのをどういうふうに思われているのかということを伺います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 4点目の登下校時のマスク着用でよろしいですか。学校では熱中症予防の観点から、基本的に登下校のときはマスクを外すようにという指導は行っています。このことは保護者さんをはじめ、朝とか夕方に立っていただいておりますスクールガードさんにも学校を通じて、いろんな学校だよりあるいはメール等を通じて、お知らせをしているところでございます。

ただ、本人さんや保護者さんの不安でマスクを外せないという方も結構おられます。そういう不安が結構ありまして、特に2学期、まだ始まってすぐなんですけど、そういう感染が不安なので、子どもをしばらく学校を休ませますというふうなおうちも何件かあります。

まだまだ暑い日が続きますので、学校ではこれからも熱中症予防のためにマスクを外したほうがよいことを繰り返し指導していくという、そういうふうに学校教育課から通知しております。また、併せて、マスクを外したら感染予防のために距離をとること、それから会話を控えるとか、さらにはせきエチケット、こういうことなどについても引き続き指導をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 連日テレビでもこれだけコロナコロナと言われたら、それは不安にもなるやろうという話なんですけども、どうやったらちゃんと科学的な知見、論理的な判断というのが皆さん取れるようになるのかなという、子どもたちをどうやって解放してあげれるのかなというのはどうお考えでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 恐怖や不安からの解放についてお答えをしたいと思います。

児童生徒の不安や恐怖をなくすためには、私は2点あると考えています。

1つは、子ども自身の学びが大切であるというふうに思っています。それから、もう一つは周りの大人の働きかけが大切だというふうに思っています。1点目の子ども自身の学びについてですが、これは別にコロナでなくても何事についても言えることですが、まずは正しく学ぶこと、そしてその正しい対処法を知ること、これが児童生徒のいろんな対応の自信につながりますので、ここを丁寧に行うことが大事かなというふうに思っています。そこで、学校では保健指導でコロナ感染症を発達段階に合わせて指導して、正しい認識を持てるようにしております。また、コロナ感染によりますいじめや差別についても学び、児童生徒自身が気づいて、自分で考えて行動できるように人権学習を進めているところでございます。

2点目の周りの大人の働きかけについては、まずは教職員が日頃から児童生徒のサインを見逃さないように見守るとともに、教育相談体制を整えております。これについてはSSWとかいろんなスクールカウンセラーとか、いろんなのがありますので、そこにも、その担当職員にも注意を促しているところです。特に児童生徒自身が発信しやすいように、教職員との信頼関係を築いて、学校として組織で対応できるように努めているところです。また、日常的な学びの継続、学習活動をずっと丁寧に行うことで不必要な不安や恐怖を持たせないということも大事かなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） ありがとうございます。子どもの学び等々の働きかけ、大人の学びももちろんですけども、そういった中で、今回、専門家とか研究者、医者の中でも、結構分かれているんですね。また、分かれている中で、じゃ、どういうふうに学べるかと

というのが結構課題かと思っていて、言われたことをそのままのみにするという学習方法を今までよくやってきたんですけれども、やっぱりこういう意見、こういうエビデンスに基づくこういう意見とこういう意見があります、どう考えますかと、こういう教育をしていかないと自分で判断することができないんですね。その辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 自分で判断する力を育てるというのが、今の学校教育に求められている一番大きなポイントだというふうに考えています。ですから、基本的にはこういう考え、こういうなんがある、自分はどうするんやということを突き詰めて考えてもらうというのが一番だと思いますが、ただ、世間の風潮といいますか、マスコミ等、日常的にいろんな不安をあおる材料がいっぱいある中で、なかなかそこが追求しにくい、今、状態かなというふうに捉えています。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） ありがとうございます。現役教諭からの聞き取りでも、一部の学校ではすごい同調圧力があるという、そのコロナに関する勉強すらもさせてもらえない、子どもたちに問題提起すらもさせてもらえないというようなことがあったと聞いております。それはそれぞれあると思うので、野洲であるかどうかは分からないんですけれども、僕ら大人自身が、教員も僕ら公人も含めて、やっぱそういう学びをしっかりとしていけないといけないと思います。

こうした現状を含め、公衆衛生に配慮を求めながらも、マスク、消毒液など、そういった個人の意思をしっかりと尊重して認めることが大事だと思います。先ほど、小学校においては、一部認めているというのもありましたが、全体的に市として、やっぱりそういうことをどういうふうに考えているのかというのをもう一度よろしくお願いします。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） マスク着用に関する市の見解についてお答えしたいと思います。

先ほどもお話ししましたが、小児のマスク着用に関わる発達上のリスクについては、お話ありましたように様々な知見が示されております。そのことは一定承知しておるところですが、感染防止対策上、必要性を十分に考え合わせた上で判断すべきであるというふうに思っております。ただワクチンというのを、先ほどのご質問にもありましたけれども、その有効性とかあるいは副作用の問題とかいろいろありますので、ただ、そういう難しい

ことを子どもたちに提示してもなかなか判断できないというふうに思っておりますので、そこは保護者さんに十分理解をしていただいて、考えていただくというふうなことをお願いしています。そのことについては、学校だより等、あるいは保健だよりというのがありますけれども、そういうところで十分検討をお願いしますというふうな形で要望しています。

それから、現在、この強い変異株による感染者が児童生徒の間でも結構増えております。小学校で今、1校と中学校で1校、学年閉鎖、それから学級閉鎖も小学校と中学校でいくつか行っております。そういう状況がありますので、できる限り、マスク等の感染予防策ぐらいしか学校という場ではなかなかやりにくいので、そこはうちの協力も得ながら、すぐにどうするのかということをお願いという形でしか申し上げられませんが、協力依頼をしております。

それからあと、本市で感染が分かりましてから、小学校1校と中学校1校、8月27日からの始業式を9月1日に延期をしてスタートしております。延期をしてからは何とか順調よくいっているというふうに伺っていますけれども、そんな中で、いろいろ申しましたけれども、マスク着用のメリット、デメリットを発達段階に応じて十分指導する、それから保護者さんの理解を得て、協力をお願いしながら、日々の学校生活を続けていっているような状況で、今後もそういう形がしばらくは続くのかなというふうに考えております。

いじめとか差別に関わる問題につきましては、日頃から人権教育の中で、人、いろいろ考えがあってこういうふうになっているというふうなことを、その多様性にちゃんとそれを尊重しようというふうな教育も人権教育の中で進めていますので、いじめや差別がそこからは出てこないように、それを丁寧に指導していくという取り組みを行っています。

それから、先ほど申しましたいろんな教職員によります相談体制、それもいま一度、丁寧に子どもたちのSOSを受け止められるようにしていくことによって、コロナ禍を何とか乗り越えられたらなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） ありがとうございます。引き続き、よろしくお願いします。

今回、例えばこの感染症法、予防接種法でベータコロナウイルス属のコロナウイルスということで、法律には実際、COVID、SARS-2という文字は1文字も入っていないんですね。そういったことから、まだ特定されていないということが分かるんですけれども、そうした情報とか、先ほど僕がいろいろつらつらしゃべったCDCとか、いろんな

情報があるんですけど、多分あまり皆さん聞かれたことはないのかなと思うんですけども、そういったことというのは、市長はご存じでしたか。しっかりそういう情報収集されていますか。今まで、一連、僕がしゃべったような内容をご存じでしたか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） お恥ずかしいですけども、しっかりとした調査をしておりません。また、勉強いたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 情報は取りにいくと、いろんなところに、僕、今回出したのは割と公的な大きな機関が出しているものばかりですので、調べたらすぐ分かる情報も多々ありますし、市当局もしっかりその辺、調査、検証しながら感染症対策を取っていただけたらと思います。

以上、終わります。

○議長（東郷克己君） 次に、通告第10号、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

今日も2つの質問をさせていただきます。

まず初めに、学校給食の無償化についてお尋ねします。

学校給食法では食育の推進が掲げられ、憲法26条で義務教育は無償とすると定めています。国では2014年に子どもの貧困法を制定しました。親の貧困は子どもの貧困につながります。2017年の総選挙で多くの政党が教育費の無償化を公約し、学校給食の無償化の流れが広がり、全国で87自治体が既に実施しています。全ての子どもたちにおいて、栄養バランスの取れた給食を食べさせてあげられる学校給食は成長過程にある子どもたちにとって大きな役割を果たしています。

コロナの終息が見通せない状況が続き、保護者の収入が減る家庭が増えて、特に子育て世帯の暮らしが大変になっています。県内では豊郷町や長浜市が既に学校給食の無償化を実施していますが、本市でも少子高齢化社会に向かう中で、少子化対策として有効であると思います。

そこで問います。学校給食の無償化を実施すべきと考えますが、答弁を求めます。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、東郷正明議員の学校給食を無償化にすべきというご質問にお答えいたします。

まず、学校給食を無償化にすべきとのご提案ですけれども、本市では今のところ考えておりません。

学校給食の経費負担につきましては、法令に定められておりまして、従事する職員の人員費、建物の設備やそれに要する経費、またその修繕費については設置者、これは地方公共団体になります。すなわち、野洲市ということになります、が負担するということになっております。制度によりますと、それ以外の経費、具体的に言いますと、食材や光熱水費に当たりますが、これについては原則として給食サービスを受ける児童生徒の保護者の皆さんにご負担いただくことになります。

一定のご負担については、ご理解いただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 答弁で今のところ考えていないということですが、子どもの貧困が社会問題になる中で、保護者の年間負担に占める割合は大きな負担になっています。本来ならば、学校給食の無償化は国が実施すべきですが、乳幼児医療費の無料化を自治体が先行し、実施し、そして全国の制度に広がったように、学校給食の無償化への広がりを今見せています。今後の検討課題になると思いますが、答弁を求めます。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 再質問ということでしょうか。国のほうでそういうふうに定められたら、いいわけですがけれども、先ほど言いました制度といたしますと、学校保健衛生法ですか、法律で定められておりまして、法律に従って負担をしていただいているというところでございます。

先ほど、豊郷町、それから長浜市、今年度からは高島市もそういった無償化という取り組みをされていますけれども、補助制度という形を取られております。基本的にはサービスを受けられる方の負担になってございます。それに対する支援をしていると、こういう制度がつくられているという町はあるということでございます。

本市では今のところその検討は進めておりませんで、むしろ老朽化した学校設備とか、そういったものに今、財源を投入しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 今のところ、学校給食は一定の負担をいただくということでは

たけれども、2問目に入りますが、文科省が調査した平成30年度に調査した公立小学校の1年間の学費は32万1,281円で、公立中学校では48万8,397円でした。仮に子どもが2人であれば、この2倍が必要になります。公立小学校では6年間で192万6,809円、また公立中学校だと3年間で146万2,113円です。私立だとこの4、5倍にもなってしまいます。こうした負担は子育て世帯の保護者にとって大変重い負担になります。せめて義務教育の間は学校給食を無償化にできないのか。少子高齢化が進む中で人口減少に歯止めをかけるためにも若い世代の人がこの野洲市に来て、住みたいと思える魅力ある施策をしていくことが求められると思いますが、答弁を求めます。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、2点目の学校給食の無償化による魅力ある施策についてということでお答えいたします。

ちょっと先ほどの制度のところで私、「学校保健衛生」と言いましたけども、「学校給食法」でございます。ちょっと訂正させていただきます。失礼いたしました。

では、2点目ですけれども、給食費の無償化については、今、答弁をさせていただいたとおりでございますが、子育て世代の中で、子育ていただいている世帯の中で、経済的理由によって就学が困難とかいう児童生徒さんに対しては、本市では要保護及び準要保護で、児童生徒就学援助費支給要綱がございまして、これに基づいて給食費の実費相当額を支給しているところでございます。

したがいまして、全ての児童生徒さんの給食費を無償化にするということは考えておりませんが、セーフティーネットとして、こういった制度を活用していただくことで安心、安全を確保、担保していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 経済的な事情の中では、要保護という形で取っておられます。それでも学校給食の予算というか、この子どもたちの予算は野洲市を背負ってくれる子どもたちの未来への投資と私は思っているんです。人口減少が進んでいく中で、少子高齢化に歯止めをかけるためには、近隣市町にはない特化した施策を行う必要があると思います。守山市だとか草津市が行ってからでは遅く、また施策というものは先陣を切ることにより、いち早くこの若い子育て世帯の人が野洲に来ていただける1つのきっかけになるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 議員がおっしゃるように、未来を担ってくれる子どもたちに投資をしていくというのは大事なことだと思っています。ただ、本市としましては、議員がご指摘の給食費ではなくて、例えば学校支援員とかスクールソーシャルワーカーとか心のオアシス相談員とか、そういったところの子どもたちの心のケアとか、あるいは学習のサポートとか、そういったところに、他市よりは市の財源を投入して、子どもたちの健全な育成に努めているというのが現状でございますので、給食費に関しては一定ご理解いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 確かにソーシャルワーカーとか、いろいろ他市よりやっておられる分があります。そこは大変評価します。

次に3番目として、小学校の給食費は月額3,800円、年間で4万5,600円、中学校で月額4,300円で、年間5万1,600円。夏休みとかあるからもうちょっとは下がると思うんですけど、令和2年度の一般会計の実績報告書によると、給食費の未済があります。徴収方法と滞納件数について問います。

また、第2子、第3子といった家庭が滞納されているのではないかと思います。答弁を求めます。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、3点目のご質問、徴収方法と滞納の件数についてお答えいたします。

先ほどの議員のご質問の中で、小学校は月額3,800円、年間4万5,600円というふうにおっしゃいましたけれども、8月は夏休み期間ですね。実際は11か月分になるかと思うので、若干、数字はもう少し低くなるかと思います。

まず、徴収方法でございますが、従来の学校の現金袋による徴収をしていましたけれども、令和2年度からは、原則として口座振替とさせていただいております。口座振替で納付いただける割合ですけれども、令和3年当初で、件数でいきますと4,325件のうち4,271件で、パーセンテージで98.8%となります。

また、滞納件数ですけれども、令和2年度分で44件、金額にしますと58万7,914円でございます。全体では過去の分も含めると268件で537万6,661円とな

ってございます。

なお、複数の児童生徒がいるご家庭が滞納されているのではないかというご質問ですが、そんなことは特に把握してございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 子育て世帯の保護者は、一般的には年齢的に若く、所得は決して高くはないと思います。また、夫婦が働いてやっと食べていける家庭もたくさんおられるのではないかと思います。徴収は引き落としでということで、さっき滞納は44件ということですが、口座からの引き落としができず、滞納を繰り返しておられる家庭がおられる、こういったもの、トータルで268件ですかね。ずっと、多分引き落としができない家庭があると思うんです。その辺、やっぱり分析とかはできないんですかね。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 滞納の世帯の分析ということですが、ちょっと詳細は把握してございませんが、担当者に確認をしたところ、過去のこれまでの滞納者の状況ですと、例えば口座振替にされている方ですと、口座に入金していただいているんですけども、たまたまその月に入金をちょっとし忘れたとか、うっかり口座にその分、引き落とし分のお金がなかったということで、そういう方はすぐにまた納付していただいているという状況でございます。多くが、ほとんどがうっかりみたいな状況だというふうには聞いています。

本当に生活が厳しいという方については、先ほど申しましたセーフティーネットとかでまたご相談いただければよいですし、その辺は学校の先生方とも連携してございますし、過去は、昔は、先ほど申しました現金袋で取り扱ってしまして、そこまでなかなか整理といたしますか、状況把握が、時間がどんどんずれていったりしていたものですから、なかなか把握しにくかったんですが、令和2年度から口座振替とさせていただいていることもありますので、結構リアルタイムにどなたがということもつかめますし、その原因がというところもつかみやすくなりましたので、そういったところは、必要な方には必要なサポートをしていくというところで支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 4番はさっき、セーフティーネットとか、言われましたので、

ちょっとあれについては。さっき、野洲市はトータルで268件ということで、やっぱりこれ、うっかり引き落としができないというのは、どこの家庭でもそれはあるかと思います。それがずっと続いたらちょっと、対応も必要だと思いますけども、野洲市は、ようこそ滞納していただきました、滞納は市民からのSOS、滞納されている家庭との、やっぱり解析というか、分析、そこはずっと滞納されている方は、ここは、やっぱりその対応は必要だと思うんです。その辺の対応はどのようにされていますか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 滞納を継続されている方については、その生活実態まではなかなか把握しておりませんが、払う意思がないといえますか、何かちょっとその原因は分かりません。生活が困窮している方と限定することはできないというふうに聞いております。本当にその支援が必要な方については、先ほど申しましたようないろんな、様々な支援がありますから、そういったものをこちらからも、やっぱりこういう制度がありますよとご紹介するとか、そういった活用で滞納をなくしていくということもありますし、先ほども申しましたけれども、口座振替する校務システムを入れたものですから、従来ではなくて、現金のやり取りではなくて、リアルタイムといえますか、すぐにその状況が把握できるものですから、今後その分析はもっと精度が高まってくるというふうに考えています。本当に支援が必要な方が、どなたに支援が必要なのかというのは、もっと分析すればしやすくなると思いますので、今後そういったシステムの活用も考えております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） やっぱり、今後そういう支援が必要な方にはしっかり支援をしていただきたいと思います。

5番に行きます。

就学援助の申請は保護者の所得基準で申請されていますが、コロナ禍の中で失業や減収が発生していると思います。急に保護者の収入が減る場合などの対応についてお聞きします。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、5点目のご質問にお答えいたします。

急激な減収になった場合の就学援助でございますが、就学援助費の交付要綱では、その世帯の前年の総収入を基に判定する要件がございます。前年の総収入で判定しますので、

急な収入減というものは少し時間差もありまして、反映しにくいと思われませんが、繰り返しくなりますが、先ほども申しました就学援助の交付要綱には、生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた者、つまり生活保護は止められたけれども、それに準じる準要保護のような方、それから市町村民税の非課税及び減免を受けられた方、それから国民健康保険料の減免または徴収の猶予を受けられた方とか、あるいは生活福祉資金による貸付けを受けられた方など、このほかにもたくさんありますけれども、こういった要件のいずれかの要件を受けている方が対象になってまいりますので、様々なこうした制度の要件を確認しながら、適正な支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 就学援助の基準は前年度の4歳、5歳のほうかな。前、地方全教の準備金するときにも質問をしたんですけども、やはり「6歳で計算をできないのか」、倉林さんとか、共産党の質問に、それをそういうふうに「文科省でもそういうことができる」という答弁も当時、大臣はされていまして、その辺、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 詳細はちょっと、私は存じておりませんが、そういった制度が国のほうでも検討されれば、その制度を適用させて、少しでもそういう生活困窮の方の支援に結びつけばなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） コロナ禍で計り知れない影響を受けている人がたくさんいると思います。臨機応変に柔軟な対応をお願いします。

それで、困っている人に手を差し伸べるのが行政の仕事であり、またこれまでに保護者の失業や病気で急に所得が減少した等の対応とか、こういうことを対応されたということがあったのか、お尋ねします。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 教育委員会としてコロナの支援というのは、支給とか、そういったものはございませんけれども、学校現場でも子どもたちの様子をしっかりと見ていただいているとか何か困ったときの相談とか、そういったところでコロナの蔓延に伴って、学校生活が厳しくなるようなそういったものは、先ほどの支援員とか相談とか、そういった

たところを通じて、必要な支援を見つけて支援していくということになろうかと思います。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 就学援助制度について、基本は前年の所得というふうになっているんですけども、場合によっては、例えば、今まで事例としては少ないんですけども、メインの収入を、家族の収入を担っておられた方が急にお亡くなりになったりとか、そういう場合は特別に対応をするということを何回かやってきたということがあります。

以上です。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 次、6番目、行きます。

野洲市を子育て支援の市にしませんか。子育て世代の人が野洲市に住んでよかった、野洲市に住みたいと思っていただけるために、学校給食の無償化が魅力ある施策と考えますが、学校給食を無償化するのにはいくらの財源が必要でしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 6点目の学校給食の無償化に必要な財源についてのご質問にお答えいたします。

学校給食の無償化に必要な費用としまして、令和2年度の決算で見ますと、賄い材料費相当となりますので、約2億6,400万円が新たに一般財源として必要になるということでございます。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 2億6,400万円ということでした。野洲市の予算が年間およそ220億円ですから、どう振り分けるかでこの2億6,400万円は可能ではないかと考えるんですけども、豊郷町では小学校と中学校の学校給食を実施しています。小中学校合わせて予算額が、豊郷町は子どもさんの数が少ないので、3,154万6,900円ということでした。また、長浜市では小学校の学校給食の無償化を行っています。児童数は6,200人で、予算額は2億4,900万円と聞いています。そして、半分を一般会計で、残りの半分は地方創生の基金を活用されているとお聞きしています。お金の使い方工夫すれば、実現可能ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） この件に関しましては、先ほど部長が申し上げましたが、野洲市は人権教育をベースにした特別支援教育に力を入れて、県内でもトップクラスの市費の支援員さんを採用したりとか、あるいはＳＳ、スクールソーシャルワーカー、あるいはオアシス相談員とか、こういう部分に力を入れていますので、その給食費の無償化ではなくて、特別支援教育という部分で、県内でも野洲市は物すごい大きな特色を出しているというふうに思っておりますので、そういうふうに捉えていただけたらと思います。

以上です。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○１５番（東郷正明君） 特別支援教育は大変評価をしています。中学校、小学校で一気にやるというのは、これは財源も大変要りますし、せめて第３子から無償化というのでも、今後の検討課題にできないのか、答弁を求めます。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 今後の検討にならないのかということですがけれども、一番最初のご質問でもお答えしましたように、今のところ、給食費の無料化は考えてございません。

教育長が今申し上げましたとおり、本市の教育にかける財源というのは特色もありますし、未来を担う子どもたちの投資はきちっとしているわけですから、給食費に関しては、ご質問の件に関しては一定ご理解いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員、２問目に移りますか。

○１５番（東郷正明君） ２問目に入ります。

○議長（東郷克己君） では、すみません。ここで暫時休憩をやります。

暫時休憩いたします。再開を午後２時５０分といたします。

（午後２時３１分 休憩）

（午後２時５０分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東郷正明議員、質問を続けてください。

○１５番（東郷正明君） それでは、２つ目の質問に入ります。

災害避難救援時における民生委員の対応について質問します。

近年では、毎年のように大雨による洪水や土砂災害が発生しています。去る８月１４日、

大雨警報が出されていましたが長崎県西海市では、近所の女性から「怖いので来てほしい」と民生委員の女性に連絡があり、「様子を見てくる」と家族に話し、家を出て、帰宅しないので、その家族が様子を見に行ったところ、用水路で発見され、通報を受けた消防職員が同じ用水路でもう一人の女性の方を見つけたというショッキングなニュースが報じられました。

そこでお尋ねします。高齢社会が進む中で独り暮らしの生活困窮者や高齢者の方が増えて、あと民生委員の役割はますます多様になっています。しかし、全国の自治体では民生委員の定員割れを起こしているところも少なくありません。本市の現状についてお尋ねします。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） まず、東郷議員のご質問にお答えをする前に、今回の大雨でお亡くになられました女性の方、そして民生委員さんのご冥福を衷心よりお祈り申し上げます。

それでは、東郷議員お尋ねの野洲市の民生委員、児童委員の選任状況についてお答えを申し上げます。

現在、野洲市では定員１２５名に対しまして選任が１１７名、欠員が８名となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○１５番（東郷正明君） １２５名中１１７人で、欠員が８名という答弁をいただきました。

最近でも定数割れになっていましたが、定数割れの要因はどこに原因があるのか、これを明確にしていけないと同じことを繰り返すと思います。

また、民生委員を選出できなかった地域を他の民生委員が担当すれば、その負担も増しますし、これは避けなければならないと思います。これまでの対応と今後の妙案はあるのか、尋ねます。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 民生委員の定員割れにつきましては、その分がほかの民生委員さんの負担になる、あるいは地元の自治会のご負担になっているということは十分認識しております。要因につきましても、明確には分析はできておりませんが、

民生委員、児童委員さんへの個々、意見の聴取、アンケートとかを実施しておりまして、主に出てきた理由といたしましては、非常に業務が多い、特に現職世代の方にとっては仕事との両立が難しい、あるいは1期3年の任期が長くて、なかなか成り手がないといったような意見が出ているところでございます。

成り手不足につきましては、この民生委員の制度自体がもう既に発足から100年がたつ非常に古い法律に基づいております。児童委員につきましても、既に70年が過ぎているということで、当時とは社会構造、地域の暮らし方がかなり違ってきているということもありまして、現代社会に応じた制度になるように国、県に求めているというふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 行事も多く、年齢的にも結構高齢の方もおられるかと思うんです。前回、31年第2回定例会で、うちの工藤議員がこの民生委員のことを質問しているんですけども、そのときに前市長が、やっぱりこれは制度設計そのものを見直していかなあかんということを言っておられました。すごくいろんな多様な行事がとか仕事も多くて、その辺のことをいろんな機会に、県とか国とかにも問いかけていただいて、また改善をしていかないと、やっぱりこれ、ずっとこういう定員割れを、ここだけということ、全国的にそういう定員割れになっていますし、いろんな場を捉えて、また改善の要望もしていただきたいと思います。

それで、2つ目、民生委員の年間活動量はどれくらいなのかをお尋ねします。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 民生委員の年間活動量ということでございますけれども、毎月、民生委員、児童委員からご報告をいただいております活動日数の年間合計で申し上げますと、令和2年度では1万7,045日というふうになっております。地域や個人によってばらつきはございますけれども、1人当たりの平均にいたしますと、年間136.36日の活動となっておりまして、約3日に1日以上活動をいただいている計算となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 3日に1度というと、結構忙しい。こういう民生委員とかやっ

ておられる方は、ほかの役員も多分重ねてやってはる方が結構見受けられるんです。それで、今、うちの自治会でも2名おられるんですけども、一生懸命2人で組んで、ずっと2人で行動してはって、すごいなと思う、非常に頭が下がる思いなんですけども、それで地域によっては同じ方がずっと継続してやっておられるし、またこの民生委員の選出方法とかはどういうような選出方法になっているのか、お聞きします。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 民生委員は市から推薦をした方を県がさらに厚生労働省に推薦をして、厚生労働大臣が任命をするという形になっておりますけれども、市から推薦するに当たりましては、毎回、それぞれの区割りごとに地元の自治会長からの推薦をいただいて、市の推薦委員会で承認をいただいた後、県へ報告をするというような形を取っております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 民生委員は大変すごい活動をされているなと思います。ただ、今ではないんですけど、以前、高齢者の独り暮らしの方が「民生委員、今は誰がやってはんの」と聞きはった方があるんです。それで、その前の人はずっと訪問してくれはったんやけども、何か、そのところ、何か人が替わって、全然来てくれはらへんのやなというような声もあったので、その辺の方がそういう活動の報告とかいう、どこを訪問したとか、そういうのは市のほうでは把握されているんですか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 民生委員さん、児童委員さんには、毎年、活動費をお支払いしておりますので、そういった関係もありまして、活動報告というのはいただいております。そういったことで、市のほうでは民生委員さんと児童委員さんの活動は把握はしておりますけれども、これを市民に具体的に周知をしていくというのはなかなかできていないのかなと。ただ、各学区ごとの民生委員児童委員協議会というのがございまして、そういったところではこういった便りというのを新聞折り込み等で発行されているところで

以上です。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 今では結構、活動、その人も見回ってくれるようになったとは

聞いています。

3つ目に入りますが、全国に23万人いる民生委員は3年ごとに改選されます。以前と比べれば、活動費は研修や相談、支援、見守り活動など、様々な活動をされています。しかし、非常勤の公務員という立場でありながら、基本的には報酬ありません。この辺、国に待遇改善を求めていくべきと考えますが、答弁を求めます。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 民生委員、児童委員が抱える課題と現状はかなり矛盾しているところがございます。例えば民生児童委員の活動量が非常に多いということを見ると、できるだけ人数を増やしたほうがいいということになるんですが、昨今の成り手不足というのを考えると、単に欠員が増えているだけという問題を抱えております。また、先ほど議員もおっしゃられたように、できるだけ若い方になっていただきたいという思いもありながら、実際には現役世代の方はなかなか仕事との両立が難しいといったことで、我々も国、県に制度の改正をいろいろと申入れをしております。

先ほども申し上げましたけれども、厚生労働大臣が委嘱をする、現在は県の公務員という位置づけになっておりますけれども、実際の活動範囲はそれぞれの市町村の中にございますので、これを市町村長が任命をするような形に変えてはどうかといったことや、あるいは定年の年齢が高くなる中で、年齢要件を撤廃、民生児童委員になるには、原則の年齢要件というのがございますので、こういったものも撤廃してはどうかという提案をさせていただいています。

また、特に活動費につきましては、国の活動費というのがあるんですが、これが不十分なため、現在、市町村で継ぎ足しをして交付をしている状況でございます。特にこの活動費につきましては、これを増額して、国で財源措置をしていただけるように、令和元年度以降、国、県に対して毎年要望をさせていただいております。

また、もう一つ、県が設けております市町村ごとの交付対象者の上限人数というのがございます。これが実際に市町村が任命をしている人数に合っていない、これよりも少ない人数になっているという現状がございますので、こういったところも実情に応じた活動費の交付となるように毎年要望をさせていただいているところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） いろんな要望をさせていただいているということは、ありがとう

ございます。民生委員は、やっぱり今、さっきおっしゃったように、厚生労働省の職員によって、立場は地方公務員法第3条第3項第2条による特別職の公務員ですから、そこは今、やはり本来もっと国が財源をつくって、制度設計を変えていかないと、今の状況が続きますので、そこはまた引き続いて、また要望等をよろしくお願いします。

4つ目に行きます。

厚生労働省は全国の自治体に民生委員の役割について、災害時には自分の身の安全を優先するよう緊急の通知を出しました。通知では、自治体から避難情報が出ている間は要支援者の見守り等が必要な状況でも自分で対応せず、自治体に対応を任せるよう求めています。民生委員の避難救援時におけるマニュアルの変更が必要であるが、作成されたのかを問います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 現在、野洲市で選任をさせていただいております民生委員、児童委員さん、地域での見守りに対して非常に使命感が強い方々がそろっていただいております。ただ、万一災害が起こったときには、やはり自らの生命を守っていただくということが第一義かなというふうに考えております。

そんな中で、全国民生委員児童委員連合会からは、平成31年3月に災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針というものが出されております。また、厚生労働省からの通知も含めまして、当市におきましても、民生委員児童委員協議会各部会での勉強会の開催ですとか、本指針の配布を行って、災害に備える民生委員・児童委員活動10か条というのがあるんですけども、これを周知し、ご自身や家族の安全を最優先に考えてもらうことはもとより、平常時からの取り組みが重要であるということを再認識していただき、平時からのつながりができるよう民生委員活動を進めてもらえるように市としても支援を進めているところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 緊急避難時の民生委員への全員の連絡方法はどのような仕組みになっているのでしょうか。例えば、全員に連絡ができたことを最後に確認するのは誰か。例えば、マニュアルがあってもそれが生かされてなく、連絡が末端まで届いていないということも、そういう事態で事故につながるケースもあると思うんです。緊急事態、緊急避難の対応は常に想定外のことを頭に入れておかなければならないと思いますし、新しい情

報を共有した行動が求められる対応が必要だと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 緊急時につきましては、市が直接、民生委員、児童委員に連絡を取るということではなくて、民生委員児童委員協議会の事務局を担っておられます社会福祉協議会を通じて連絡をされているというふうに承知をしておりますので、恐らくこの中で緊急連絡網的なもの、さらに各学区の協議会というのがございますので、この中で作成をされているものというふうに考えてはおります。

我々から何か連絡をする必要があるときには、社会福祉協議会を通じて連絡をさせていただくような形になろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 社会福祉協議会を通じて連絡等が行ってそうですが、例えば避難所のほうに土砂災害が起こっていて、そういった場合、例えば避難所に行ってくださいと号令をかけたときに、そちらに行ったら危ない場合もありますやん。そういうことの連絡とかというのは、どちらからいただくようになっているんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 東郷議員、もう一度、説明してください。

○15番（東郷正明君） 緊急避難で、避難……。

○議長（東郷克己君） すみません。答えられますか。

では、市民部長から答弁いただきます。

○市民部長（長尾健治君） 災害時の避難のところでございます。今年5月から法律が変わりまして、段階は同じ4つなんですけど、名称が変わっている状態でございます。

先ほどの津村議員のご質問のときにもお答えさせていただきました。そのときの気象台の警報とか、そのときの土砂災害の危険性がある含水量とか川の状況とかを総合的に判断して、必要な場合は最初に自主避難、その後要避難者、それからだんだん段階が上がっていく形になります。

周知の方法につきましては、基本的にメールでもという形で、視覚障がいとかの方については登録されている方は電話という方法もありますし、聴覚障がいの方はファクスという方法もあります。登録されている方は、そういう登録をしていただいて対応させていただいております。

あとは、先ほど津村議員のときに答弁させていただいたとおり、巡回、広報車、車両によるものとか放送とか、あと、先ほどメールとかで対応させてもらっております。お聞きになりたい内容はそういうことですかね。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） すみません。ちょっと補足をさせていただきますと、いざ災害が起こったときの対応は、まさに今、市民部長からご説明をさせていただいたとおりなんですけども、ご質問の民生委員、児童委員という切り口でお答え申し上げますと、民生委員、児童委員は、やはり災害が発生する前に地域の避難行動要支援者等への支援をお願いしているところでございまして、実際、災害が起こってしまった後というのは、市としての災害対応になってきますので、ここを民生委員、児童委員さんに全てお任せするということはございませんので、付け加えさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） ありがとうございます。

最後に、私はこの8年間、民生委員、2013年から今日まで8年間、議員生活をやらせていただきました。本当に職員の皆さん、議員の皆さん、ありがとうございます。私も若い頃から甲賀学園とか小鳩乳児院とか、施設を慰問とかして、ボランティアとか、そういうところから私のこういう活動が始まったんです。議員生活はこれで終わりますけども、今後、市民活動とか、いろんなことに関わっていきたいし、また皆さん、お出合いのときにまた声をかけていただきましたら。ありがとうございます。これまでありがとうございました。

○議長（東郷克己君） 次に、通告第11号、第2番、山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） 第2番、新誠会、山崎敦志。

本日、2項目について質問させていただきます。

まず、野洲市交通安全計画について。交通安全対策基本法を根拠に、国の作成する交通安全基本計画に基づき、国の地方行政機関、県、警察、消防と市から構成される野洲市交通安全対策会議で決定する法定計画です。第10次野洲市交通安全計画が平成28年に5か年計画で策定されました。計画の理念が「人命の尊重の理念に基づき、交通死亡事故ゼロの野洲を目指す」とあります。計画の検証についてお尋ねします。

まず1点目、5か年の交通死亡事故件数を問います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、山崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

本市における平成２８年から令和２年までの交通死亡事故発生件数は１０件でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○２番（山崎敦志君） それでは５年間ということで、年度ごとの件数をお教えいただけますか、分かれば。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 警察の統計は年度ではなくて、１月から１２月になっておりますので、年という形でご報告させていただきます。平成２８年が１件、平成２９年が１件、平成３０年が３件、令和元年が１件、令和２年が４件。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○２番（山崎敦志君） 交通死亡事故の発生場所の検証についてお伺いします。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 道路の形状といたしましては交差点または交差点付近が最も多く、その他はカーブや単路での事故となっております。

また、事故の形態としては、乗用車同士による正面衝突や交差点での直進車や右折車との衝突、出会い頭、単独での工作物への衝突や転落等となっております。

事故発生の日時といたしましては休日が多く、時間帯は昼または深夜帯が多い傾向にあります。また、死亡者については６５歳以上の方が５名となっております。

それぞれの事故発生原因について守山警察署に確認を行いましたところ、事故の過失割合等にも関係するため、詳細はお答えすることはできないとのことでしたが、道路構造の不備等によるものはございませんでした。

今後、市においては交通事故のない野洲市を目指し、第１１次野洲市交通安全計画を基にした各種施策を進めてまいります。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○２番（山崎敦志君） では、今、報告がありました事故形態で、交差点での直進、右折車の衝突、出会い頭とありますが、この交差点の信号機の設置状況はどういうふうになっ

ていますか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 過去５年間に起こった死亡事故のうち、直進車と右折車の衝突事故、出会い頭の事故の現場ではそれぞれ信号機が設置されておりませんでした。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○２番（山崎敦志君） 公安のほうに要望しないと信号機は設置できない、特にここ２年ほどはＬＥＤ化ということで信号機の増設もできなくて、野洲市の危険箇所についても信号機の移設ということがあります。やはり、死亡事故が起きた後ということで、一部、そういう事故処理として後で対策を取られていることはありますけれど、やはり危険箇所についての信号というのは今後も要望していつていただきたいと思います。

次に、５か年の死亡事故じゃない交通事故の発生件数をお教えてください。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 本市における交通事故、平成２８年から令和２年まで、交通事故の人身事故ということで申し上げます。発生件数は７５５件でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○２番（山崎敦志君） すみません。また、年別にお教えいただけますか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは申し上げます。

これも警察の統計は年度でなく、年でございますので、年でご報告させていただきます。平成２８年は２１４件、平成２９年は１７０件、平成３０年は１６２件、令和元年は９９件、令和２年は１１０件でございます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○２番（山崎敦志君） この交通事故、人身事故の場所の検証結果についてお伺いします。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 本市における過去５年間の交通事故は、高齢者の事故、歩行者及び自転車事故、交差点地区が多い傾向にあります。それぞれ、高齢者の事故が２２４件、歩行者及び自転車事故が１７８件、交差点事故が２７９件となっております。

また、交通事故が多い傾向にあるのは、野洲駅周辺や商業施設周辺、国道や県道、それらと市道が交差する交差点付近となっており、交通量が多い箇所や人口が集中しやすい箇所

所において事故が多く発生する傾向にあります。

第11次野洲市交通安全計画においては、これらの事故の対策を中心として各種施策を実施してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ただいま報告をいただきました交通事故が多い傾向というところと歩行者及び自転車事故178件ということで報告いただきました。自転車通学している中高生が事故に遭遇した件数が分かれば、お教えてください。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 警察に今問い合わせさせていただきましたら、議員のご質問の内容をダイレクトに持っているデータはございません。それで、それに近いデータといまして、過去5年間の中学生以下の子どもの事故の死傷者数でお答えさせていただきます。中学生以下の子どもの死傷者数は、平成28年が22人、平成29年15人、平成30年4人、令和元年9人、令和2年5人で、5年間の合計は55人でございます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 先ほど、事故発生の多い傾向で市道交差点付近と報告がありましたが、一旦停止とか道路標識とかいうので、何かそういう事故を防止するような標識とか、そういうなんは設置されているのか、ないのか、お教えてください。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それぞれの事故の場所におけるいろんな標識等の施設があるかないかということについて、警察もそれを中心にはデータ処理をされているわけではございませんので、全体的な傾向といたしましては、多くの交差点または交差点付近では信号機や横断歩道、一時停止規則や速度規制が導入されているところが多く、中には交通量が少ない交差点など、危険度が低い箇所についてはそういった規制等が未実施の箇所があるという状況で、やはり可能性が少ないところには当然、標識とかはありませんし、可能性の多いところは標識とかは一応、置いてあるという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 次に、野洲市通学路交通安全プログラムとの連携についてお尋ねをします。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 当該プログラムの中で位置づけされ、市の関係課や学校、国、県、警察等の関係機関、PTAの代表者等で構成されている通学路交通安全対策推進会議において、通学路の安全点検が実施されており、これらを基に通学路における歩道の拡幅やグリーンベルト化、交通安全教室の実施や信号機や横断歩道をはじめとする交通規制要望を行っております。

第11次野洲市交通安全計画においては、第10次計画と同様に、通学路交通安全対策推進会議での要望や安全点検の結果等を十分に反映、連携した各種施策を策定して推進してまいり予定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 次に、市内自治会よりの交通事故発生危険箇所対策要望について、いくつか出ていると思うんですけど、ちょっとお尋ねします。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 市内の各自治会様からは、随時、危険箇所対策等の交通安全に関する要望はいただいております。内容は多岐にわたり、信号機や横断歩道の設置、交通規制の導入、警察官による交通取締りの実施や啓発看板の設置、白線の引き直しや路面の補修等の道路の保全、歩道拡幅等の道路改良などがあります。これらについて、市において所管する者においては、関係所管課及び関係課において検討及び対策等を実施し、国や県、警察等の関係機関が所管するものについては、当該関係機関へ要望や協議を実施しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 自治会とか学区連合会のほうから多数要望事項が出されているということですが、実施に向けてやる場合、要望を達成するためには、予算の計上については次年度ということで理解してよろしいですか。

それと、先ほど、橋議員の質問の中で、市は予算を組んでやりますよと、国、県については、予算はあるけれど、道路件数とかそういうのがまだ明確でないというような答弁がありました。野洲としては年間予算を見られて、どのぐらいの件数、交通安全プログラムのほうじゃなく、通学路のほうであって、こちらのほうでは年間どのぐらいの予算で件数

を見ておられますか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 予算のことですが、具体的な件数等につきましては市民部のほうでは所管しておりませんので、ちょっとお答えできる範囲ではございませんが、一般論として申し上げますと、国の交付金の活用のために前年度に次年度の対策の計画を立てて、交付金申請とともに予算編成を行っておる、これは議員がご存じのとおりのお話でございます。ただ突発的な事故が発生した場合の安全対策もございますので、その場合は警察や庁内の関係機関、道路管理者等において検証や対策を行い、既決予算内で執行を基本としながらも、必要に応じて、補正や予算流用の措置を含め、対応してまいります。

具体的な例を言いますと、一度、市三宅のほうでLEDが雷関係で全部切れた。あれは予備費を使って対応させていただいておりますので、緊急でしなければならないことについては当然対応させていただきますので、ちょっと個別の毎年の予算等につきましては、申し訳ございませんが、ちょっとうちのほうでお答えはできませんので、以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 予算については、提出されて、議会で審議して、内容もお聞きしている内容が多いと思います。私が個人的に聞いているところというので、誠に申し訳ないけれど、やはり小学校のエリアに近いところは、通学路も安全プログラムないしハード面、ソフト面、いろんな援助をもらいながらできているんですけど、今、高齢化が進んでいる地域、いろんな事故が起きているのも高齢者の運転ミスとか、そういうなんがございます。だから、そういう高齢化の進んだ地域の市道のそういう危険箇所についての対策とか方針、事前対策として何かそういうようなことは検討されているところがございませうか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 高齢者に対する対策といたしましては、高齢者運転者マークの普及啓発や運転免許返納制度の推進、高齢者を対象とした交通安全教育の推進等を進めております。また、市道交差点につきましては、それぞれの箇所で交差点の形状や交通量、現在の規制の有無、危険度の度合いを勘案し、必要な対策、これはハードとかソフト、ソフトでいいますと警察への規制とか要望でございますが、を見極め、関係機関と連携し、安全向上に努めてまいり所存でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○２番（山崎敦志君） そういう努力をしていただきたいと思います。

次に、第１１次野洲市交通安全計画、ちょうど令和３年が改定年度になっていますので、その進捗についてをお尋ねします。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 当該計画は現在策定中ですが、第１０次野洲市交通安全計画期間において、確実に交通事故も減少していることから、基本的に第１０次野洲市交通安全計画の内容を継承しつつ、人命尊重の理念に基づき交通事故死傷者の根絶に向け、各種施策を推進することにより、交通事故件数につきましても、第１０次野洲市交通安全計画においては、年間２４０件とされていた目標を令和７年までには年間５０件にする見込みという意欲的な目標を掲げることを検討しております。

今後、計画の策定に当たり、野洲市交通安全対策会議の設置や関係機関を含めた各委員に委嘱を行い、内容の審議等をお願いし、計画策定を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○２番（山崎敦志君） 今、制作中ということで、この辺の年度内の成立ということで、議会に案が出てくるのは次の議会、１２月になるのか、お伺いします。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 多分３月議会ぐらいを思っておりますが、ちょっとそこはまだ今後の進捗状況で不明確ということでご理解いただけるとありがたいです。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○２番（山崎敦志君） では、次に、第１１次野洲市交通安全計画を検討されている中で、今も報告いただきました第１０次野洲市交通安全計画を基に重要ポイントとして何を、先ほど、人身事故を５０件にするという目標が挙げられましたが、何を重点に置かれますか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 第１０次野洲市交通安全計画期間の状況から、次の重点ポイントについてお答えさせていただきます。

本市においては、高齢者の事故、歩行者及び自転車事故、交差点事故が多い傾向にあり、

第10次野洲市交通安全計画期間においても同様の傾向が見られたため、今後、これらの事故の対策を中心とした各種施策を実施してまいります。

例えば、高齢者の事故に対する対策といたしましては、高齢者運転者標識、高齢者マークですね、の普及啓発や運転免許返納制度を推進し、高齢者に配慮した道路交通環境の整備、高齢者を対象とした交通安全教育の推進や市内の循環バスの利用の推進を上げられております。

これらは一例でございますが、市内の交通安全のさらなる向上に向け、第11次野洲市交通安全計画において実効性のある各種施策を推進し、意欲的な目標である「交通死亡事故ゼロの野洲市」を目指してまいります所存でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） それでは、11次に向けて、しっかり状況を把握したものを反映していただきたいと思います。

じゃ、次に移ります。

2つ目は、小学校の教科担任制導入について。文科省は7月21日、小学校への教科担任制への導入の在り方を話し合う検討会で報告案が示されました。優先的に専科導入をする教科について、外国語、理科、算数と体育の4科目を指定し、教員を加配で配置する方針が明らかになった。優先的に専科導入の対象とする教科に中学の学びにつながる系統的な指導が必要とされています。

そこで、教育長に小学校の教科担任制導入について、見解というか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 山崎議員の小学校の教科担任制導入についてのご質問のうちの1点目の教育長としての意見についてお答えをしたいと思います。

基本的には、この教科担任制導入というのは喜ばしいことというふうに考えております。まず、皆さんご承知のように、小学校では学級担任が全ての教科をそのクラスの子どもたちに教えるというのが基本になっています。しかし、この教科担任制というのは、来年度から小学校の高学年、5、6年生の授業で外国語の授業というのがあります。それから、理科、算数、体育、この4教科については、それぞれ専門の先生がそれを教えるというふうなんで、担任以外の先生が新たにその教室に行って、学習を進めるという制度です。

この導入による利点は、私は3つあるというふうに考えています。

1点目は、教科指導の専門性を持った教員が熟練した指導を行うことができますので、授業の質が向上するということです。

それから2点目は、その授業の質の向上によって、子どもたちにより深い学びができる、よりいろんな詳しいこと、あるいは幅広く専門的なことをしっかりと学ぶことができるということです。

3点目は、5、6年生での教科担任制は中学校の授業スタイルと同じですから、小学校から中学校への円滑な移行が図れます。これまで小中学校間の大きな段差、これを教育界では中1ギャップというふうに呼んでいました。小学校と中学校はいろんな部分で大きな違いがあるので、その部分の、半分ぐらい占めている授業で同じスタイルが取れるというので、中1ギャップのこの混乱の軽減を少しでも図ることができるというふうに考えています。

こういう3点が大きな利点であるというふうに思っていますが、これに加えて、日常的にそのクラスを今まで1人の先生がずっと見ていましたけども、いろんな先生が入れ替わり立ち替わり見ていくということで、子どもたちのいろんな変化にも気づくその目がたくさんになりますので、対応しやすくなって、子どもたちの心の安定を図ることが大分できるようになるのではないかなというふうに思っていますし、それから担任自身が朝から、1時間から6時間目までずっと授業をやっていたのが、間に違う教科の先生が入れることによって、その間は子どもたちのノート指導とか、あるいは採点とか、今まで家に持って帰っていた部分を職場で行ったりすることができ、授業時数の軽減と、それから教科時数、持ち時数の軽減というのが図られるというふうに考えていますし、それからそういうことによって、先生自身のお互いの交流をせなあきませんね、今日、このクラスへ行ったらこんなんやったとかいうのもありますので、学校全体で教育活動のさらなる、簡単に言うたら、活性化というんですか、活動の充実が大分図られるのではないかなというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 教育長の考えをお聞きして、前向きに取り組んでいただけるというように思います。

今朝の新聞ですけど、物すごくこういう、皆さんも見られたと思うんですけど、滋賀

県が全教科、全国を下回るということで、新聞に出ています。滋賀県の小学校の国語の全国平均に対して3。何ぼ言っていた、点数的にはしれているんですけど、滋賀県の弱い点が出ています。以前から子どもたちに図書、本を読んで、内容をしっかり理解する、そういうような指導をしていただいていますけれど、今、国語能力がしっかりしないと、いろんな算数問題とか、いろんな理科にしても、問いの内容が分からない、その辺の取り組みについて、教育長のほう、今、市内ではどういうふうなことに力を入れておられますか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） まず最初に、昨日、全国学力・学習状況調査の結果発表がありました。今、議員お話のように、今日の新聞には滋賀県が7回連続平均以下、何かこういう書き方がしてまして、何か非常に厳しい状況というふうに言われているんですけども、日本の中で、今言われたような点数が3点余りの平均点60点ぐらいの、60何点の中の3点ぐらいの前後なんですね。そういう意味では、世界的に見ますと1つの国の中でこれほど均一な教育が行われている国というのはあんまりないんですね。言い訳と言ったら、失礼ですが、国によったら、100点満点で10何点とか20点、30点なんか、そんなんが普通にあるというのが世界の多くの国、多くとは言えませんが、結構あるんですね。そんな中で、日本の先生らは本当に頑張って、ほぼ同じような教育をずっとやっているという意味では、私は非常に頑張っているなというふうに思っています。

そんな中で、この学力・学習状況調査が、残念なことに平均点だけ競争するという、マスコミに寄せられてしまっているというか、ば一っと順位づけされて、そんなん1番をつけたら、47番が出てくるの当たり前です。残念ながら、奈良県と並んで46番という、小学校の国語は。つまり、最下位やったんですね。これは何とかせなあかんという思いはものすごい持っています。

県の教育長もちろんお持ちだと思いますし、そういうふうに思っているんですけども、この学力・学習状況調査はそもそも文科省が導入に当たってやろうとしたのは2つあるんですよ。1つは現場の先生の指導内容を改善すること、つまり学校の授業とか、そういうふうなんを見直すということ、これが1番ですね。残念なことに、こればかりが強調されていて、もう一つの教育行政の施策に反映するというのがあるんですが、それが全て忘れられました。日本中お金がないもんやから、ここに全然お金が回ってきませんので、結構、文科省はその1番目だけをぼんと言うて、2番目のほうはもう黙ってしまっているというか、そういう部分があると思います。

ですから、府県によって、その力の入れ方が大分違います。皆さんも、今は学校の先生らの頑張りで何とかもっていると私は捉えているんですけども、やっぱり教育にはお金が要るということを全国の皆さんに分かっていただきたいと思いますよ。

都道府県でトップレベルを持っているところは30人学級とか33人、35人学級、今、やっと国が2年生に35人を導入しましたけども、こんなを県単位で自分ところで先生を雇って32人、隣の県はトップですが、小学校が今35人、それから中学校は32人で1クラスで授業をやっています。私が調べた3、4年前は小学校は30人で、中学校が32人、3人でした。ちょっと財政が厳しいというので、ちょっと小学校は増えたようですけども、そういうふうなんはいろいろ工夫もしているんですよ。それと先生らの努力と両方合わさって力を発揮しているのかなというふうに思っています。

変な、言い訳ばかりで申し訳ないんですが、そんな中で滋賀県、それから野洲市としては、今、議員お話の読み解く力といって、国語に力を入れようと、いろんな問題、まず文章を読んで、それを理解して、どんなふうに返していくのかと、そういうところに一番力を入れて、昨年度から滋賀県がものすごくそこに力を入れ出したんですが、残念なことにその結果がまだテストには反映されていない。野洲市でも、やっぱり読書量とか、そういうなんが大きく関わってきます。読み解く力ですから、基本は文章を読む力ですから、国語力というのはものすごく大きいんですね。算数でも文章題がほとんど増えてきましたし、いろんな問題、もう文章の中から選ぶ、あるいはグラフをいくつか見て、このグラフとこのグラフを合わせて、そこから考えて、自分で考えて答えを書くというふうなこういう、昔ながらの問題とは全く違うテストになってきました。そこは、やっぱり国語に力を入れて、これからしっかりやっていかなあかんですが、まだその途中でございます。

学校現場では叱咤激励をしながら、先生方とどんな授業をしたら子どもたちの力がつくのかとか、あるいはノート指導はこんなふうにしたらいいかということも、日々それぞれの現場で努力をいただいておりますので、学校教育課を中心に教育委員会としましても、その支援を、精いっぱい頑張って、ぜひともこの最下位というのを脱出できたらというふうに思って、努力を今後もしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 取り組み、やはり読解力、私どもこの読解力がないので、なかなかうまく質問ができないので、難しいんですけど、実際導入された場合には、今、野洲

ではスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーと自費で別個にやられています。でも、教科担任、先ほど今の担任数の負担は1, 0 0 0人、教科担任ができると時間は少なくなるんですけど、やっぱり今までよりもその教科、学年がありますので、増員関係でいくと、単純に学校で何人ぐらい増えるというのをお教えいただけないでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） これは学校の授業実数によって決まりますので、例えば学年1クラス、5年生1クラス、それから6年生1クラスで、国語は大体毎日ありますので、5時間あります。算数は1週間に4時間ですね。小学校の5年生4時間、6年生4時間で8時間ですけども、1週間に大体平均を22、3時間、先生らは授業を持っています。1日すると4時間、5時間、6時間、持っているんですね。1日6時間のうちの5時間ぐらいはほぼみんな授業をしているというふうになるので、そこに小さな学校に1人配置されるかどうかというのはちょっとまだ難しいのかな。大規模な学校ですと、算数の4時間が、例えば4クラスだったら44、十六時間。それが5年、6年でしたら32時間ですから、1週間に32時間、2コマの授業を教える先生というのは、それはもう不可能ですから、1.5人分ぐらいの先生が配置されるというふうになると思うんですけどもね。ですから、何人配置されるかという見通しはなかなか立ってこないです。

それともう一つは、今まで、少人数指導という加配教員というて、担任の先生とは別に、ここの学校は、例えば生徒指導に問題があるから生徒指導加配というて、それ専門の先生を1人余計に配置してくれていたんですけども、そういうようなんで、学習部分で支援が必要やということで少人数加配というのがありましたけども、これが今年度からどんどん引き上げられていっています。それをやめて、代わりに教科の専門教員を配置するというに文科省は決めたので、どうもそんなに増えるわけにはないかなという、あんまり見通しではちょっとぐらいの明るさは持っているんですけども、そんなに楽観はしていません。

いずれにしても、ただシステムが変わっていくということで、小学生が中学生になって、一遍に不登校がぼんと上がるんですね。そういうような段差がちょっと低くなるという意味では非常に大きな小学校教育の改革につながるかなという意味で期待をしています。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 絶対人数が極端に増えないような状況で、生徒指導の中で、先ほども言いましたように、スクールカウンセラーとか、いろいろと配置されています。特に私が心配するのが外国語というのが小学校まで下りてきて、その専任化ということで、その学校全体に何人、外国語の専任学級ということでも、少人数ではあまり人が入らない。そうすると、外国語については配置された先生がその学校の外国力に影響してくるという、物すごくプレッシャーがかかる。その辺が、やはり今後、生徒さんとか教員間のメンタル的なものが、今後、またフォローが必要になってくるんじゃないかなと思うんですけど、教育長、そういう心配はございませんか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 外国語の専科教員につきましては、3年ほど前から大規模校に少しずつ配置をされてきました。今、たしか、野洲小学校、中主小学校、それから北野小学校に英語の外国語専科教員というのが配置されているんですけども、その先生方で、もちろんその外国語の授業をやってもらうんですけども、ほかの学校には配置がないので、それではちょっと不公平だということで、今、出張でほかの学校へ行っていただいています。ただ、出張時間の時間的なロスとかありますので、基本的にはその学校にそれぞれ配置をされるというのが一番かなというふうに思っています。

それを補う意味で、野洲市ではよく言われているんですが、A L Tという、外国語の学習助手というんですか、外国人、英語を母語とする国から補助教員を呼んで配置しているというのがありますが、野洲市はその分を配置していません。その代わりに外国語支援員という形でそれぞれの学校に配置をしています。これは日本人で英語を話せる人、面接でやりますので、ほぼぺらぺらな人来ていただいているんですけども、そういう形でそれぞれの学校で配置をしていますので、その方々の協力の下に、外国語の指導を英語専科教員と協力しながら進めていっている現状でございます。

先ほどの東郷正明議員のあれと同じで、何を特徴にするのかというところ辺で、野洲市では特別支援教育、人権をベースにした一人ひとりの教育を支援するということで、特別支援教育をメインにばーんと打ち出していますので、これを、例えば外国をメインにして、あと全部やめて、これにするんやというふうなことはできなくはないんですけども、そこは政策的な判断で、今のところ、特別支援に力をかなり入れているという状況でございます。

今後はもちろん、さっき言われたように、英語の専科教員等の配置ももちろん増えてく

ると思いますので、そういったことを活用しながら、外国語については、特に今までとは別の皆さん方の小学校時代にはなかった教科でございますので、そんなに学校間格差が出ないようにいろんな工夫をしながら、取り組みをやってきたというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○２番（山崎敦志君） 質問を終わります。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。再開を午後４時５分といたします。

（午後３時５２分 休憩）

（午後４時０５分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

健康福祉部長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 先ほどの東郷正明議員の民生委員、児童委員に関するご質問の中で、緊急時の安否確認を含めた連絡方法につきまして、社会福祉協議会を中心に確認する体制があると思いますというふうにお答えを申し上げましたが、正確には、現時点では、各学区ごとの連絡網があるだけで、現在、社協を中心にこれを緊急時に活用できないか検討をされている最中であるということでございましたので、私の認識不足をおおび申し上げますとともに、発言を訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（東郷克己君） 次に、通告第１２号、第１３番、工藤義明議員。

○１３番（工藤義明君） 第１３番、工藤義明です。

最初の質問といたしましては、野洲市民病院駅前Ａブロックでの早期建設実現をというところの質問をさせていただきます。

初めに、コロナ禍で感染者の入院受け入れ、発熱外来、ＰＣＲ検査、予防対策のワクチン接種へ医療関係者をはじめとした多くの皆さんのたゆまぬ努力に感謝申し上げますとともに、感染され、不幸にも亡くなられたご家族へのお悔やみを申し上げます。また、回復への治療を受けておられる皆さんへお見舞い申し上げます。

質問の前に、今議会が議員としての任期満了前に当たることから一言述べさせていただきます。議員に当選させていただいての初質問では、緊張から来る足の震えと闘いながら、駅前無電柱化工事に伴い、歩道に仮の点字ブロック設置を求め、それが実現したことが深く記憶に残っています。

その後も定例議会のたびに市民の皆さんから寄せられましたご意見を中心に取り上げ、

議会へその声を届けることに一生懸命努力させていただきました。その際は、多くの職員の皆様のご協力も得まして実現できた課題も多くありました。また、自治体独自で解決できない課題では、意見書として、県、国へ多くの課題で提出させていただきました。議員としての役割は、市民の願い実現、情報伝達、市民生活の負担軽減であり、これからも引き続き、市民の負託に応えていく所存であります。

さて、昨年、駅前Aブロックでの市民病院建設課題を中心とする市長選挙結果、栢木市長誕生によりまして、令和5年には開院できる計画の市民病院が白紙に戻され、それから今日まで市政と市民に混乱を招いています。市長はAブロック建設条例ある中で、公約と違った候補地に無理を強いる提案で、評価委員会、議員、市民の声を無視し、強行を図ろうとされています。最適とする当初計画に戻るべきとした多数の議員での議決、さらに市民団体の皆さんが駅前市民病院を実現する会を立ち上げ、酷暑にもかかわらず、街頭での呼びかけと署名活動も行われました。現市民病院は老朽化がひどく、一日も早く新病院建設を実現させなければ、病院利用者やスタッフ関係者に危険が及ぶことにもなり、行政の責任が一層求められています。

それでは、質問に入ります。

1点目、市長が当選したのは、現敷地での建て替えが半額程度でできるとした公約の一丁目一番地であったことを認められますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 「現地での建て替えが半額程度でできる」が公約の一丁目一番地であったことを認めるのかについてのご質問にお答えいたします。

私が公約として掲げたのは、将来負担を考えた上で駅前市有地、いわゆるAブロックでのぜいたくな病院整備を大幅に見直し、身の丈に合った病院整備を実現することであります。議員ご指摘の現敷地での半額程度の建て替えについては、あくまで駅前市有地、いわゆるAブロックでの整備に反対するための対案として提案したもので、公約の一丁目一番地ではございません。公約の一丁目一番地は、駅前市有地Aブロックでのぜいたくな病院整備を反対したことでございます。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 市長は一丁目一番地ではないということを言われましたが、現実には市長が出された内容といいますか、選挙に当たっての中身では誰が見ても、これは

公約としての一丁目一番地です。確かにAブロックでの商業施設、にぎわいを生み出すところ、こういったことを上げながら、病院問題では現地建て替え半額ということが出された。現実にはそれが大きな選挙の争点、これはゆがめることはできません。

一昨日、私のほうに今立ち上げられた新病院を実現する会の方から伝えられました。それは、先日、スーパーの名前出しますけど、マルゼンさんの場所で皆さんに訴えをしながら署名活動をしていたら、30代の男性が駆けつけてこられた。文句を言われるのかと思ったら、違いました。今の栢木市長はけしからんと、何でやと、公約ではっきりと駅前Aブロックは商業施設、ただし市民病院ははっきりと半額程度で建て替えると言ったじゃないか。だから、私は投票したんだと。その投票したことを返してほしい。だから、私は署名をしますと、わざわざ走って駆けつけてこられました。

こういった内容から、あくまでも公約違反ということを言わざるを得ません。その公約違反ということについては、今日まで何度も正式な場、また非公式の場でも私どもも伝えていきますし、いろんな方からも市長には伝わっているはずです。もう一度、確認します。公約違反でないのかどうかをお聞きします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 当選させていただいて以来、Aブロックでの病院整備を反対してということで、もちろん立候補する前からそれを訴えておりました。対案が必要やないかと、単に病院、Aブロックは反対やというだけではなかなか市民に分かりづらいということで、対案として出させていただいたということは、今までからご説明させていただいております。今後も、もしこれが公約ではないのかということと言われる方がおられましたら、丁寧に説明はさせていただこうと思いますが、一丁目一番地は駅前Aブロックでの高額な病院整備について反対したことが一丁目一番地でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） くどいようですが、今日までの正式な議会の場で、今回の私の質問と同じことが繰り返されてきました。しかし、現実に対案であろうと、はっきりと現地建て替えを半額で行うということは市長自らがいろんな場所で公言をされてきたことです。これはどれだけ言葉を換えられても、公約であったことは間違いありません。それすら否定されるということについては、市長としての責任が大きく問われる内容だと私は言わざるを得ませんし、ここにいる多くの議員も同様のことを考えている。これは議決でも

その言葉を示しています。

次に、２点目に入ります。

市長はよく議会や市民とよく話し合い、理解を求めるために話し合いはするということを幾度となくおっしゃいます。市長就任後、この１０か月間で市民の皆さんや私たちこの議会に対してどれだけの回数でそういう説明を行われたのか、お聞きします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） ２点目の議会や市民の理解を求めるために今日まで行ったことについてのご質問にお答えいたします。

私は、前計画の病院整備については、これまでから説明させていただいておりますとおり、総額約１２０億円もかかる病院整備計画を本市の財政規模から鑑み見直す必要があると、市長選挙のときから訴えさせていただきました。市長就任後、総事業費半額程度による現地建て替えについては、野洲市民病院整備運営評価委員会の委員の皆様を検証していただいた結果、一般的には現地建て替えは技術的に不可能ではないが、実現困難となる課題や懸念事項が多い旨の報告を受け、現地建て替えを断念し、整備方針を見直すこととなりました。今年度に入り、３候補地の市有地から課題整理を行った上で、本市の財政事情等を踏まえ検討したところ、身の丈に合った病院整備を実現するためには、以前の計画の向かい側である駅前Ｂブロック約３，６００平方メートルで整備することが最適であると判断し、５月２８日の特別委員会において説明させていただいたところでございます。

これまでから、私は議会をはじめ、市民の皆様にも機会を捉えて、駅前南口の整備について説明してきた認識であります。

また、今後におきましても、病院整備の骨格となる基本構想、基本計画の策定作業を進めていき、南口全体の構想の見直しも併せて市民の皆様に対し、引き続き、丁寧な説明を行っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○１３番（工藤義明君） 議会の説明はちょっと横に置きまして、私が質問した市民の皆さんとの話し合い、今日までこの病院問題で何回行われたのかをお聞きしているので、お答えを願いたい。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 公式、非公式も合わせますと、今、唐突に何回かというご質問を

いただいても、今、何回でしたということは資料がございませんので、お答えできません。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 私は、通告文書の2番の項目で、理解を求めるために今日までの10か月間で行ったことを問うということで文書を出させていただいております。当然、この文章は捉えたら、そういうことが求められるだろうということが想定できるはずなので、答えられないということについては遺憾に思います。何回聞いても答えられないというふうに思うんですが、今日までよく話し合うという言葉、また理解をしてもらうようなことをおっしゃいました。しかし、今日まで市長がやってこられたことを振り返った場合、全く逆のことだと思います。

1つは、広報の7月号で出された最後の文書、議会とも合意を得ていないことがあるのに、いかにも議会と合意が得られたような文章であの7月号は出されました。

それから、議員の皆さんも今日、見られたかと思います。ちょっとこちらを映してください。広報9月号、今日の新聞折り込みに入っていました。この右側のページをほとんどの方は見られたかと思います。ここの上の段の文章に何かが書いてあるか。けしからんことが書いてあります。「業務委託を発注しました」と記載されています。「発注しました」とはっきりここに書いてあります。昨日、私たちに説明されたのは、業者との契約、これを結んだということを初めて昨日、おっしゃいました。しかし、事前にこの印刷は出されているわけです。それが今日、発行されています。もう既にここに「発注」と書いてあります。私たち民間出身で考えた場合、栢木市長もそうでしょうが、発注というのは物を注文して金額まで決めたものが発注なんです。これについて見解をちょっと伺いたいと思います。市長がご存じなかったら、政策監。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 再質問についてお答えをさせていただきます。

発注という言葉を使っておりますけども、業者のほうとはそれ以前から、金額ですとか、そういったことはすり合わせをしております。昨日、契約を結んだということで、今日の日付の広報に掲載させていただいたというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今言われたこと言葉をちょっと取消しはされないようにしてほ

しいけど、金額を話し合ったということはどういうことですか。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 以前の選定業者とは仕様書に関して話し合っ、その仕様書についてどうかというのを話し合っており、金額についてどうかということですが、もしその仕様書の中で、例えばこういった仕様書が足りないということであれば、また協議して金額を決定するというプロセスでございますので、最終的に金額を決定したのが昨日ということでございます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ちょっとおかしいことが続きますね。業者を決定したと違うんですか。金額まで決定したなんて一言も誰も聞いてないですよん。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 昨日、契約をしたということを申し上げさせていだ、きまされたけども、契約をしたということは金額まで決定させていただいた、そういうことでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） あんまりむちゃなことをちょっと正式な場で回答してもらったら困ります。昨日、そんなことを一言、おっしゃいましたか、金額を決めたなんて。業者と契約をただけであって、金額問題とか内容についてはこれからということはおっきりおっしゃってますやん。内容が全く違いますよ。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 昨日、ちょっと契約をしたと。もちろん契約書には金額が載っておりまして、これから決めるというのは、これから、例えば基本構想なり、基本計画を策定していくというふうにお答えさせていただきました。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。

（午後4時30分 休憩）

（午後4時32分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

補足説明を政策調整部政策監よりいただきます。

政策調整部政策監。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 少し足りない部分がございましたので、ちょっと補足説明をさせていただきます。

当初、実際のところ、ちょっと事務手続のお話になりますけども、当初、参加申し込みを受け付けさせていただいたのが7月28日に締切りをさせていただきました。その中には相手方の見積書というのをもう同時に提出をいただいております。その後、プレゼンテーションを行って、選定業者の候補者として、今の業者を決めたわけなんですけども、その手続を進める中で、その後、昨日はすみません、契約金額のことはちょっと申してなかったんですけども、当然、契約ですので、金額も含めてという、私はその了解の下、説明させていただいたと。当然契約ですので、相手方の名前ですとか、そこには契約金額がなければ有効ではないと、そういうふうに思っておりますので、その契約金額については、そこで説明しなかったということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 一番駄目なことですやん。金額を決めたのに我々にはその金額のことを一言も言わない。単に忘れていた。我々に説明する、報告するのを忘れていたということを今さら言われるんですか。

ましてや、この原稿はいつ締め切られたんですか。それをお聞きします。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 当初から、別に契約金額を、例えば隠していたり、そういったことはありません。提出、もちろんそのときにはもらっておりますけども、その、例えば実績ですとか、向こうの見積書については、そこはいろんな影響が、例えば、2者とあった場合に、公表するといろんな影響がございますので、そこはあえて公表しておりません。

それと、広報の締切りについては、恐らく先月18日頃だろうと思うんですけども、そこには候補者を決定して、もう協議については進めさせていただいたので、原稿としてはもう作成しておったということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 私の持ち時間がないので、本当はもっと聞きたい。

そうしましたら、金額いくらで決めて発注したんですか。はっきりここで言ってください。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 金額については1,023万円でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 何と、今、1,000何万と言いましたね。1,000万強。その中身の何を何でないの。中にないの。昨日まで、私らに提供されたところにそういったものが一切ありません。今、提案されているのは、これからの495万、これが提案されていますね。それ以外にそれだけのお金をここの業者との関係で契約したというのはどこにあるんですか。隠していないとか、そういうことを言われるけども、現実にはここに広報としてこういうふうに書かれた。7月の広報と全く同じです。何か全てがもうここで決められているということをこれ、市民に公表していると同じことになるんじゃないですか。市長がよく言われる市民や議会と話し合いをする、どこにその言葉が生きていますか。全く逆の内容になっています。これはちょっと市長にお聞きしたい。市長もこういうのが出るというのは当然ご存じだったと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） この広報につきましては、比較的直前に報告を受けました。この1,023万の予算につきましては、当初予算で1,200万円の予算を提案させていただいて、お認めをいただいているということで、その予算で執行いたしました。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） もう最後でこの2番は終わりますけど、金額を決めて発注したなんかの言い方をするものですから、この受け取り方は病院建設をBブロックで行うのに、例えば80億なり50億とかいう金額を決めて発注したと、これはそういう文章に受け取るんですよ。文章の出し方もこれは全くこれ幼稚な文章です。こんなもん、次の広報なんかで訂正を出してもらわな駄目です。

次、3項目めに移ります。

Aブロックに商業施設を兼ねたマンションでにぎわい創出方針、そして狭隘な文化ホー

ル、臨時駐車場Bブロックに無理やり病院建設の構想を強行されています。この構想はAブロックに商業施設を兼ねたマンションを建設させるがための計画ではありませんか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） Aブロックにマンションを建設するための構想かというご質問にお答えいたします。

Aブロックに商業施設を兼ねたマンションでにぎわい創出方針というのは、どこから出てきたのでしょうか。私は一度もそのような方針を表明はいたしておりません。6月議会の坂口議員の質疑において、議員より他市の駅前分譲マンションの整備事例を出され、「そのスケールアップ版を考えているのか」と問われた際に、「分譲マンションだけを整備することは考えていない」とお答えいたしました。このやり取りからいつの間にか駅前で分譲マンションを整備することとなってしまう、私も困惑いたしております。

このように、具体的な考えを示すことはイメージが固まり、自由な提案の阻害になると考えております。Aブロックに整備するのは、構想で示しているように、駅前という立地を考慮し、複数の機能を複合化することで機能の相乗効果や利便性の向上が図れ、にぎわいを創出する複合商業施設でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 否ことをおっしゃいました。私たちに一言もそういったマンションとかを言ったことないなんてあり得ません。言われましたよ。そして、今日まで言われたことは、このマンションがいつの間にかビジネスホテルという言葉に変わっています。現実的に商業施設を持った建物を建てるということははっきりおっしゃった。誰か否定する人がいたら言ってほしいです。

それで次、これの3点目のところのBブロックの建設についてですが、今回のプロポーザル、結果的に黒塗りのものを頂きました。橋議員からもありましたように、200点満点の中の合格点120点、それに対して127点という非常に不可解な点数で合格となっております。その内容、点数のつけ方が私たちにはまだ分かりません。今回出された資料では、小学校のマル、バツ、三角じゃないですけども、そういった印はついています。この評価点の最低ライン、各項目で中間点といいますか、合格点を下回ったもの、そういった項目はないんでしょうか。また、最高の項目というのはどういったところにあったのかは、政策監のほうにちょっとお聞きします。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） プロポーザルの審査のことについてお答えをさせていただきます。

まず、プロポーザルの審査につきましては、審査の評価基準に基づいて評価をさせていただいたということで、低いところというのは前の全員協議会でも少しお答えをさせていただきましたけども、2番目の収支計画、病床数、診療科等についての提案については少し傾向的に点数が低かったかと、そういうふうに思っております。逆に、傾向的に駐車場、4番目のテーマについては傾向的に点数が高かったと、そういうふうに認識をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 私たち議員として、何か抽象的な内容を聞きたいわけではないんです。これだけ大事な病院問題を抱えた駅前開発、非常に大きな金額が最終的には必要なんですよ。大事な税金を使ってやる中で中身のことが全く分からないままで、先ほどの広報の件じゃないけど、分からないままで物事を進めようとしている、今の執行部なり、執行部のトップである市長の考え方、これが今後も続くようなことが懸念されます。なぜ詳しく我々に示してもらえないのか。何かいつも隠そう隠そうとしている。それも一般質問が始まる昨日の時点で、昨日のあの発表がありました。契約を結んだ。あの日に契約を結んだという、昨日の31日に契約を結ぶというのは、これは事前に報告されたんですか。私はちょっとそここのところは分からないんだけど、そここのところを教えてください。契約の日は昨日という日で最初から決まっていたんですか。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 契約の日についてお答えをさせていただきます。

前回の7月の全協において、その資料において契約をする予定ですということで、議員の皆様にはお示しをさせていただいたというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ちょっと今、私が聞いたのは、昨日の8月31日に契約をするというのは、私らに知らせていただいていたのかを今聞いている。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 具体的な日については、前回の全協においては、8月中に契約をする予定ですということだけしかちょっとお伝えはしておりません。具体的な日については、昨日、申し上げたとおりでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） あまりばかなこと言ったらあかんでっせ。広報をいつ締め切ったのかと、先ほど聞きましたやろう。何日と言われましたか。8月18日とおっしゃったんですよ。つじつまが合わないんですよ。何が8月中です。これを出すのにもう決めていたんでしょう。だから、物事を隠そうとしているということを言わざるを得ないんですよ。こういう態度では、我々議員としても皆さんとの話合いはどこまで信用していいか分かりませんよ。

何度言っても駄目だから、次の項目に入ります。

商業施設を兼ねたマンション建設、ここではマンション建設という言葉を使いますが、商業施設を兼ねたマンション建設、これは果たして市民の願いだったのかどうかを市長にお聞きします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 商業施設を兼ねたマンション建設は市民の願いに応えたものかというご質問にお答えいたします。

市民の願いは一日も早い野洲駅南口整備構想の具現化でございます。構想に掲げる4つの機能を複合商業施設に整えることでにぎわいを創出し、市民の願いをかなえるものと考えます。

なお、マンション等居住施設については、民間事業者が提案する付加的なもので、それが市民の願いに応えるか応えないかという視点での質問にはお答えしかねます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。

（午後4時47分 休憩）

（午後4時49分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今、議長から指摘を受けました言葉について、幼稚、それから

もう一件は。

○議長（東郷克己君） ばかなこと。

○13番（工藤義明君） ばかなこと。これが今、失言というふうな形でいうことを指摘を受けました。本来ならば、私は失言として取り消すつもりはありません。ただ、進行のために、これから続けるために、その言葉については、訂正はさせていただきます。

質問、よろしいですか。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） すみません。もう時間ないので、次、5番目に行きますね。

当初計画では、令和5年開院予定ということで計画され、進んでおりました。今、栢木市長の提案によって、開院が早くても令和7年というところへずれ込むということになりそうです。

そこでお伺いしますが、現在の野洲市民病院の老朽化、これが老朽化によっての危険度も問われています。この少なくとも2年延びるということについての市長の責任を問いたいと思いますが、市長の見解はどうでしょう。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 令和5年開院予定だったが、市長提案により令和7年度へずれ込むことへの責任についてのご質問にお答えいたします。

開院が遅れることで、新しい病院を待ち望んでいる市民の方々や働いている職員の皆様には、大変なご心配をおかけしております。

今後は、駅前Bブロックにシンプルかつ経済的で、身の丈に合い、時間がかかってもよかったと思える病院整備を実現することが市長としての責務と考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今から聞くのもちょっと失礼な話ですけども、今、計画の日程、スケジュールが出ております。これはあくまでも現段階でのスケジュールだ、これは誰しもが分かることです。今後、このスケジュールが延びることというのも考えられます。

そこでお伺いしますが、質問状にははっきりと書いていないんですが、現病院の危険度、これにつきまして、今の病院は大震災、地震がどの程度までやったら危険度が少ないのか、その点、答えができるのであれば、お願いいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） ただいまのどの程度の地震に耐え得るのかというご質問ですが、申し訳ございませんが、資料等々がございませんので、予測とか思いでお話、回答できることはできませんので、申し訳ございませんが、回答できないということでお答えいたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ここですぐ答えてもらえないというのは理解できます。ただし、今、私が聞きました現病院が耐震の関係で震度5または震度6弱とか強、ここまでは大丈夫だということについては、後日、返事をいただけますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） これはちょっとすぐに答えられる問題やないと思います。また、調査するなり、専門家に入っていただかないかん問題でもありますので、思いとか、今まではこうだったとかいう話はちょっとできませんので、その辺は今のところ回答できないということさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 資料は出ているはずですが、それは私の間違いですか。どなたか知っておられるん違いますか。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 少し古い資料になりますけども、I s 値というのが出ています。資料も議員さんの皆様にも提供させていただいたと思います。たしか3階部分で一番低いところ、ちょっと私も資料を持っていないので、うろ覚えですけど、0.38とか、そのぐらいの値ではなかったかというふうに思っています。ただ、議員ご質問のどこまでの震度に耐え得るかというのは、今も私はちょっと即答はできません。

それと、ちょっとこの場を借りて、先ほど、私は「7月の全協で契約のことについてご説明申し上げた」と申し上げたんですけども、すみません、「8月の全協で説明をさせていただいた」ということで訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 副市長。

○副市長（川口逸司君） 今のI S 値、耐震の関係で少し補足させていただきます。

病院整備運営評価委員会ですか、それ、この1月から、先ほど来出ております現地建て替えについての審議をいただいたときに、ちょうど今、工藤議員がおっしゃったような議

論がありまして、ちょっとそれを思い出したので、紹介させていただきます。

お医者さんの専門委員の方から建築の専門家に対しまして、一体どのぐらいの震度で倒れるんだと、あるいはその何年もつんやと、それが分からなかったら、なかなか次の医療計画というのかな、それが分かればいいんだけど、それを教えてくれんかということが何回かありまして、建築の専門家は3人おられましたが、いずれも専門家としては、それはよう言いませんと。I S値は分かっても、それで危険だということは分かっても、それが何年もつのかとか、どの震度までもつのかもたないのかということは、これはもう結果しか分からないというのが専門家のご意見ということでしたので、ちょっと参考に。私どもが後で資料出せと言われても、震度いくらまで耐えられるのかということは、それは申し上げられないということを今申し上げているんです。

以上です。

○議長（東郷克己君） 少しお待ちください。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

では、工藤議員、引き続き一般質問をお願いいたします。

工藤議員。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今、副市長からも補足説明をいただきました。今の野洲市民病院を耐震化とかで改造する、そういった基準ではいくらかの基準があって、改造とかいうことをするはずですから、その辺が私らは知りたい。それが完全に危険かどうかというのは別としてでも、また後ほど資料を頂けましたら、お願いします。

最後の質問に入ります。

評価委員会でも病院建設に最適地はAブロック、今なお、切実な多くの市民の声が、やはりAブロックという声が上がっております。また、私たち議員の有志議員による議決も

出させていただきました。市長に対しましては、このAブロックでの建設を進めるということへの方針転換を図る、こういったことでの英断を求めたいと思います。いかがでしょう。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 方針転換を図る市長の英断をについてのご質問にお答えいたします。

さきのご質問にもお答えいたしましたとおり、市長選の結果並びに評価委員会及び特別委員会での議論、また3月24日付の病院事業会計予算に対する附帯決議でのこれまで積み上げてきた現基本構想を時点修正するとともに、現在の市立野洲病院運営のノウハウや知見を十分に反映したものとし、その根拠や医療ビジョンを都度、議会や市民に明らかにし、速やかに用地の決定、基本計画へと進むことを踏まえて、駅前Bブロックでの病院整備を鋭意進めているところです。

したがいまして、駅前Bブロックでの病院整備の方針を変更することはございません。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 市長に申し上げたい。当初、選挙の中で公約されていたことを私は1項目めで質問いたしました。病院建て替えを半額程度でやるということを方向転換されたと、これも1つは大きな英断ですよ。そういったことで、ここまで令和5年には開院できる予定だったところまでこぎつけた。長い年月かけてここまでこぎつけて、さらにこれを白紙に戻すということを今、市長は進めようとされている。これについては、私たちはどうしても市長のほうの考え方に同意することはできません。再度、このAブロックへの建設を考えていただくということを申し上げていきたいと思います。

引き続いて、次の2項目めに入ります。

中学卒業まで通院費無料化の拡充の質問をさせていただきます。

子育て世帯の保護者にとって消費税10%増税に加え、1年半以上になるコロナ禍の中、暮らしが大変なときです。育ち盛りのお子さんが安心して医療を受けられるようにしてほしいというのは切実な願いです。現在、野洲市では、入院の際は中学卒業まで医療費は無料です。通院でも無料化を実施してほしい願いは、小学校3年生までは今年の4月から無料化が実施されました。しかし、義務教育期間の中学卒業までは実現できていません。市長は公約で小学6年生までの通院費無料を掲げられていましたが、今年度の予算には組み

込まれていません。公約に対する期待に応えることは言うまでもありませんが、義務教育期間の中学卒業までを対象にすべきです。

そこで質問いたします。１点目、６年生までの公約は単なる私案だったのかをお伺いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 工藤議員の中学卒業まで通院費無料化の拡充の中で、１点目、６年生までの公約は単なる私案だったのかとのご質問にお答えいたします。

小学６年生までの医療費無償化は、暮らしと福祉を充実し住んでよかったと言えるまちにしたいとの思いから、実現に向けた選挙公約としたものです。市長就任後、担当部局に検討を指示し、１レセプト当たり５００円の自己負担とした小学３年生までの制度を６年生まで拡大することに関しては可能であると判断し、実施に向けた準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○１３番（工藤義明君） 今、市長からお答えいただきました。６年生まで実施ができるように準備を進めているというふうにおっしゃいましたね。これは次の新年度の予算に組み込むという理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） この６年生まで無償化というのは本当は早くしたかったんですが、湖南４市のある程度足並みそろえた協調というものがあまして、そこでまず話し合いをして、医師会との協議もありますので、なって、この令和３年４月からというわけにはいかず、ワンステップ置いて、来年度中には実施したいなというふうに考えております。

原課のほうでは令和５年というような話もあったんですけども、途中からでも、令和４年度中にでも実施できればというふうに私は思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○１３番（工藤義明君） ここにパネルを出させていただきました。皆さんの資料のほうにもつけております。赤く囲んだところが野洲市です。今、市長のほうは湖南４市で足並みをそろえるということをおっしゃったんですが、なぜそのところは足並みをそろえようとしているのか。足並みをそろえるんだったら、全ての項目で足並みをそろえるんだっ

たらしいけども、この部分で足並みをそろえるということについては、少し私は理解に苦しむところです。

それで、市長からはっきり聞きたいのは、新年度予算に組み込むという準備なのかをはっきりとお聞きします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 湖南４市が足並みをそろえるという、ちょっと表現が適切じゃないんですけども、湖南４市に取りあえず野洲市としたら６年生まで無償化をしますということを経済させていたということでございます。これ、既に湖南４市の中で小学３年生まで無償化が遅れていたのは野洲が一番遅れていたんですね。一番早かったのが草津市というふうに伺っております。そういう状況の中で、皆が一斉に４市が６年生から、例えば、令和４年からなるという話ではないんですけども、取りあえず勝手にはしない、できない。皆さんに報告し、協議してから、野洲市は令和４年度中には６年生以下、無償化にしていきたいという話をこれから詰めていきます。その中で、当初予算に組み込めるか、補正予算で組むかというようなことになるというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○１３番（工藤義明君） 内容的には前進する方向で、それでよろしいと思うんですが、４市でそろえなければ実施ができないということなんてあり得ないと思います。それは野洲市が率先してまずやれば、ほかの３市もついてくるということです。ぜひ野洲市は先頭を切って、実施方向に踏み切っていただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） ４市が足並みをそろえて一気に一緒にやるという話ではございません。野洲市は６年生を始めますということを経済するとか、４市の中に皆さん、こういうふうにさせていただきますということの報告ないし協議をするということを行っているだけで、よその他市が、じゃ、うちも一緒にやりますということが、それがなければ野洲市だけが単独でできないとかいう問題ではないんです。その辺をご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○１３番（工藤義明君） ぜひ、単独になろうとなるまいと、先行して進んでいただきたい。

そこで市長に聞きます。2番目の項目ですが、公約されるときに小学校6年生じゃなくて、中学校卒業までの義務教育期間というところの考え方はなかったんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 結論から申し上げますと、公約時点ではあくまでも小学6年生までという考えでございましたので、小学6年生まで無償化というようなことで打ち出しさせていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） すみません。3番、4番の項目あるんですけど、時間的なことで割愛させていただきます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 医療費無償化と申しましたけども、野洲市の場合、医療費助成金でございますので、ワンレセプト500円はそのまま続いておりますので、医療費助成金ということで訂正させていただきます。申し訳ございません。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） この2番で追加の質問ですけども、なぜ義務教育期間ということじゃなくて、6年生でなぜ打ち切られるのか。ぜひとも、市長はこうやって6年生まで延ばそうという考え方なので、ぜひとも義務教育期間というところまで延ばす計画を持っていたきたいということで再質問させていただきます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 取りあえず6年生まで助成して、その後、工藤議員の言われるように、中学生、義務教育までということはまた考えさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） それでは、ちょっと時間的な関係で3項目めの質問に入らせてもらいます。

3項目めはご近所トラブルという項目で質問させていただきます。この質問に関しては、私も、この内容について追及をしないとかいう中身ではつくっておりません。議員の皆さんや市の職員の皆さん、また市民の方に啓発をしていただきたい、こういう市の中での困り事があるんだということを皆に知らせるためということで質問させていただきますので、

その旨、ご了解していただいて、お聞きたい。

市内には一戸建て住宅、駅前を中心とした多くのマンション、開発中の住宅地と様々な住居体系の中で日常生活が繰り広げられています。地域では各自治会や老人会等の皆さんが互いに協力し合い、安心、安全のまちづくりに努力をされています。日常生活の中ではささやかなトラブルや悩み深いトラブルも市内には存在しています。県や市でもこのようなトラブルに対する相談を受け付ける窓口が紹介されています。しかし、現実には近隣同士のトラブルにおきましては、お互いの話合いがうまくいかないケースも多々あり、第三者介入によって、より複雑になるのを恐れて、泣き寝入りをせざるを得ない相談があります。

そこで、野洲市としての対応や現状の課題についてお伺いいたします。相談窓口の紹介はホームページだけで行われているのかをお聞きします。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、工藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

当市では、市民生活相談課が総合相談窓口として、生活困窮相談、消費生活相談、市民相談に対応するほか、法律相談や行政相談、税務相談などの専門家による相談受付を行っております。こうした相談案内につきましては、野洲市のホームページへの掲載以外に野洲市広報に毎月掲載しております。また、市役所各部署、関係機関にリーフレットを配布し、市民への周知を図っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） こちらのほうにパネルを用意させていただきました。また、皆さんの手元には資料をつけておる部分です。非常にこのトラブルの内容は複雑な内容がございます。現実には日常、このトラブルというのは市役所のほうにも届いているかと思うんですが、窓口への相談実績数とその主な内容をお聞きしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 近隣トラブルに関する相談実績数につきましては、市民生活相談課が相談を受けた件数でございますが、令和2年度が55件、そのうち法律相談を紹介したのは5件です。令和3年4月から7月末までで25件、そのうち法律相談を紹介したのは5件です。

主な相談内容といたしましては、土地の境界、これ、全部で18件、生活保護も合計8件、これは2つとも令和2年度及び令和3年度の7月末までの分でございます、が一番多

いトラブルでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 資料にもありますように、これ以外にもたくさんの内容でトラブルが現実には発生しているのがこの野洲市。野洲市だけじゃなくて、全国でも同様なトラブルが発生しているというのをお聞きしております。そして、市民の方に啓発活動をするのに、今、説明がありましたけども、あと自治会等を通じて、市民の皆さんにそういう問題点があれば、市役所なり相談窓口を紹介するというような啓発活動を行ってほしいと思います。

そこで、少し変わりますけども、同じ相談で前の議会で私が取り上げました、これは臭いの害、香害という件です。これは、実はポスターとして、国も立ち上がって、今、全国でこの香害という問題で、市民の皆さんとのトラブル、こういうことについて注意喚起といいますか、啓発活動が行われております。野洲市にも、もう一つ大きいポスターが今届いておって、この市役所の中にも、1枚しか届いていませんで、それが貼ってあります。こういった啓発活動を、もっとふだんの生活トラブルというところでは、市民の皆さんにぜひ啓発活動を行ってほしいと思いますが、その件だけお伺いします。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 今のこれ、3番目の質問のお答えでよろしゅうございますか。

○13番（工藤義明君） はい。

○市民部長（長尾健治君） その前に1点だけですが、先ほど市民生活相談課の相談件数を申し上げました。これとは別に、自治会関係の相談を協働推進課で受け付けております。そちらの件数をちょっと、先ほど自治会関係というお話を言っておられましたので、ちょっと申し上げますと、令和2年度で自治会関係で協働推進が受けた相談は10件、令和3年で8月24日までで15件受け付けております。主な内容は、自治会組織の行動とか自治会の加入とか、やっぱり近隣、土地の境界も含めて、似たような状況に内容はなっております。

そして戻りまして、3番目のご質問にお答えさせていただきます。

1点目でも申し上げましたとおり、当該相談案内につきましては、野洲市のホームページの掲載以外に、野洲市広報に毎月掲載し、市役所各部署、関係機関にリーフレットを配布することにより、市民への周知を今までどおり図っていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 私が申し上げたいのは、単純にやっていますよというようなやり方じゃなくて、本当にこのトラブルというのは事件にもつながりかねない、非常に危険な部分もはらんでいるので、もっと優しいやり方で市民の皆さんに啓発活動をぜひ行っていただくよう申し添えて、私の質問を終わります。

○議長（東郷克己君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明日9月2日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。（午後5時14分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和3年9月1日

野洲市議会議長 東 郷 克 己

署 名 議 員 田 中 陽 介

署 名 議 員 橋 俊 明